

変更

# 地域森林（変更）計画書

（江の川上流森林計画区）

計画期間

自	令和	2年	4月	1日
至	令和	12年	3月	31日



広島県

# 目 次

はじめに.....	1
<b>I 広島県の基本方針.....</b>	<b>3</b>
<b>第1 広島県の基本的な考え方.....</b>	<b>3</b>
<b>第2 広島県が定める目標.....</b>	<b>4</b>
1 産業として自立できる林業経営の確立.....	4
2 インフラの防災機能向上.....	6
3 森林の公益的機能の維持.....	6
<b>II 計画区の概要.....</b>	<b>7</b>
<b>第1 計画区の位置.....</b>	<b>7</b>
<b>第2 自然的条件.....</b>	<b>7</b>
1 地形.....	7
2 気候.....	7
3 地質及び土壌.....	7
<b>第3 社会経済的条件.....</b>	<b>7</b>
1 人口.....	7
2 産業.....	8
3 交通.....	8
4 土地利用.....	8
<b>第4 森林・林業の概況.....</b>	<b>8</b>
<b>第5 計画樹立に当たっての基本的考え方.....</b>	<b>9</b>
<b>III 計画事項.....</b>	<b>10</b>
<b>第1 計画の対象とする森林の区域.....</b>	<b>10</b>
<b>第2 計画量等.....</b>	<b>12</b>
1 前計画の実行結果の概要及びその評価.....	12
(1) 伐採立木材積.....	12
(2) 間伐面積.....	12
(3) 人工造林及び天然更新別面積.....	12

(4) 林道の開設及び拡張	12
(5) 保安林の整備及び治山事業	12
2 今期計画	13
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	13
(2) 間伐面積	13
(3) 人工造林及び天然更新別の造林面積	13
(4) 林道の開設及び拡張に関する計画	14
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画	16
(6) 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	18
<b>第3 森林の整備及び保全に関する基本的な事項</b>	<b>19</b>
1 森林の整備及び保全の目標	19
2 森林の整備及び保全の基本方針	20
3 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	22
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	22
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	24
(3) その他必要な事項	26
4 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	27
5 その他必要な事項	27
<b>第4 森林の整備に関する事項</b>	<b>28</b>
1 立木竹の伐採（間伐以外）	28
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	28
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	29
(3) その他必要な事項	29
2 造林	31
(1) 人工造林に関する指針	31
(2) 天然更新に関する指針	33
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	35
(4) その他必要な事項	35
3 間伐及び保育	36
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	36

(2)	保育の標準的な方法に関する指針	38
(3)	その他必要な事項	38
4	林道等の開設や林産物の搬出	40
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	40
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び 作業システムの基本的な考え方	40
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域 (路網整備等推進区域)の基本的な考え方	41
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方	42
(5)	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在 及びその搬出方法	42
(6)	その他必要な事項	42
5	森林施業の合理化等	43
(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林 施業の共同化に関する方針	43
(2)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	43
(3)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に 関する方針	44
(4)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	44
(5)	その他必要な事項	44
<b>第5</b>	<b>森林の保全に関する事項</b>	<b>45</b>
1	森林の土地の保全	45
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意 すべき森林の地区	45
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する 必要のある森林及びその搬出方法	46
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	46
(4)	その他必要な事項	46
2	保安施設	47
(1)	保安林の整備に関する方針	47
(2)	保安施設地区の指定に関する方針	47
(3)	治山事業の実施に関する方針	47
(4)	特定保安林の整備に関する事項	48
(5)	その他必要な事項	48

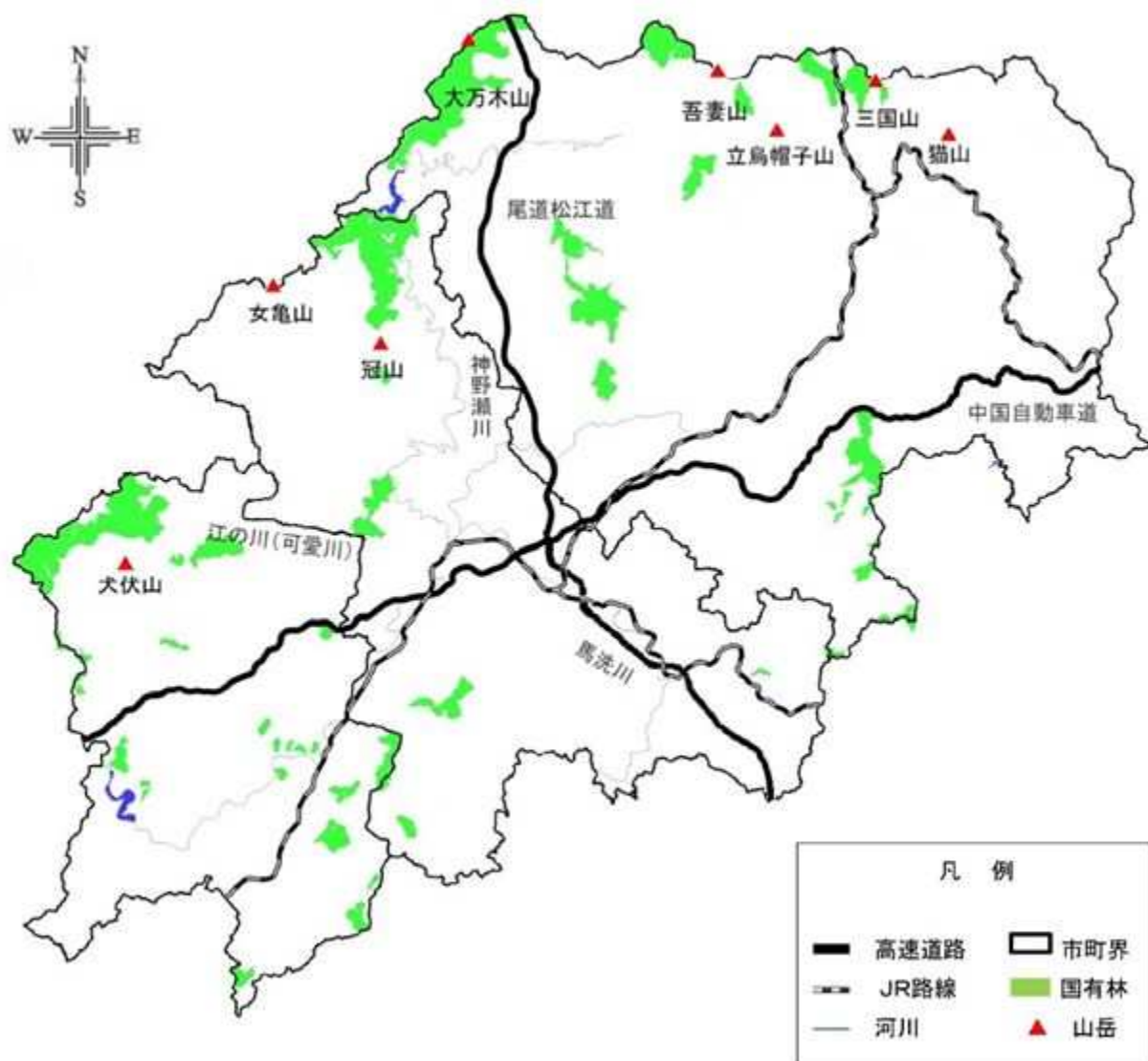
3	鳥獣害の防止	49
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	49
(2)	その他必要な事項	49
4	森林病虫害の駆除と予防・その他の森林の保護等	50
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	50
(2)	鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	50
(3)	林野火災の予防の方針	50
(4)	その他必要な事項	50
<b>第6</b>	<b>保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項</b>	<b>51</b>
1	保健機能森林の区域の基準	51
2	その他保健機能森林の整備に関する事項	51
<b>第7</b>	<b>その他必要な事項</b>	<b>52</b>
1	保安林その他制限林の施業方法	52
2	その他必要な事項	56
<b>(附)</b>	<b>参考資料</b>	<b>65</b>
1	森林計画区の概要	65
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	65
(2)	地況	66
(3)	土地利用の現況	68
(4)	産業別生産額	68
(5)	産業別就業者数	68
2	森林の現況	69
(1)	齢級別森林資源表	69
(2)	制限林普通林別森林資源表	81
(3)	市町村別森林資源表	82
(4)	所有形態別森林資源表	86
(5)	制限林の種類別面積	87
(6)	樹種別材積表	90
(7)	特定保安林の指定状況	90
(8)	荒廃地等の面積	90
(9)	森林の被害	90

(10) 防火線等の整備状況	90
3 林業の動向	91
(1) 保有山林規模別林家数	91
(2) 森林経営計画の認定状況	91
(3) 経営管理権及び経営管理実施権の認定状況	91
(4) 森林組合及び生産森林組合の現況	92
(5) 林業事業体等の現況	94
(6) 林業労働力の概況	94
(7) 林業機械化の概況	95
(8) 作業路網等の整備の概況	96
4 前期計画の実行状況	97
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	97
(2) 間伐面積	97
(3) 人工造林・天然更新別面積	97
(4) 林道の開設及び拡張の数量	97
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画	97
ア 保安林の指定又は解除の面積	97
イ 治山事業の数量	97
5 今期計画の明細	98
(1) 伐採材積及び人工造林・天然更新の明細	98
6 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	99
(1) 森林より森林以外への異動	99
(2) 森林以外より森林への異動	99
7 林分密度管理図	100
(1) スギ林の収量比数 $R_y$ による管理表	100
(2) ヒノキ林の収量比数 $R_y$ による管理表	101
8 主伐可能量の目安	102
(1) 主伐（皆伐）上限量の目安	102
(2) 再造林率に応じた持続的伐採可能量	102

図1-1 江の川上流森林計画区の位置図



図 1-2 江の川上流森林計画区的位置図





## はじめに

---

地域森林計画とは、森林法第5条の規定に基づき、県の森林施策の方向性、伐採・造林・林道・保安林の整備目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の指針などを決定する民有林の計画で、森林計画区(全国に158計画区)別に5年ごとに10年を一期としてたてる計画です。

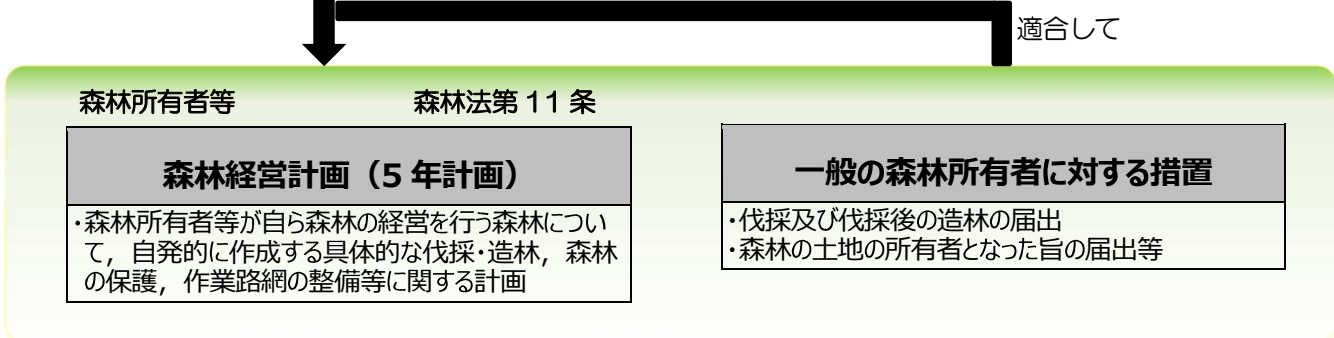
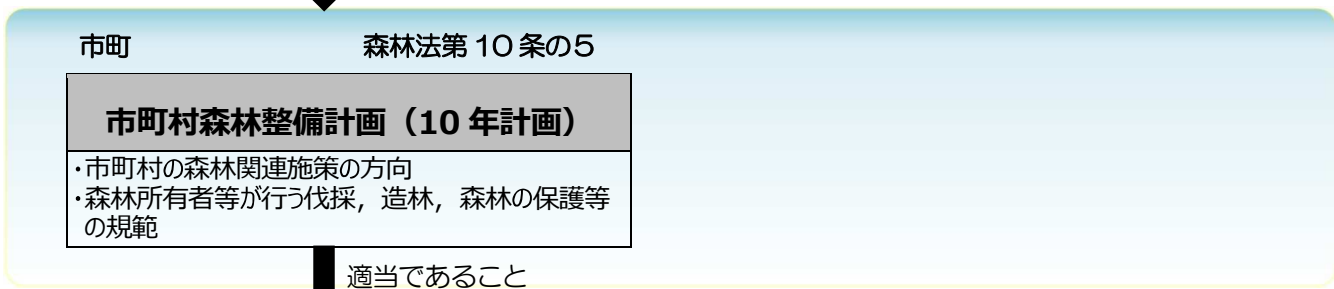
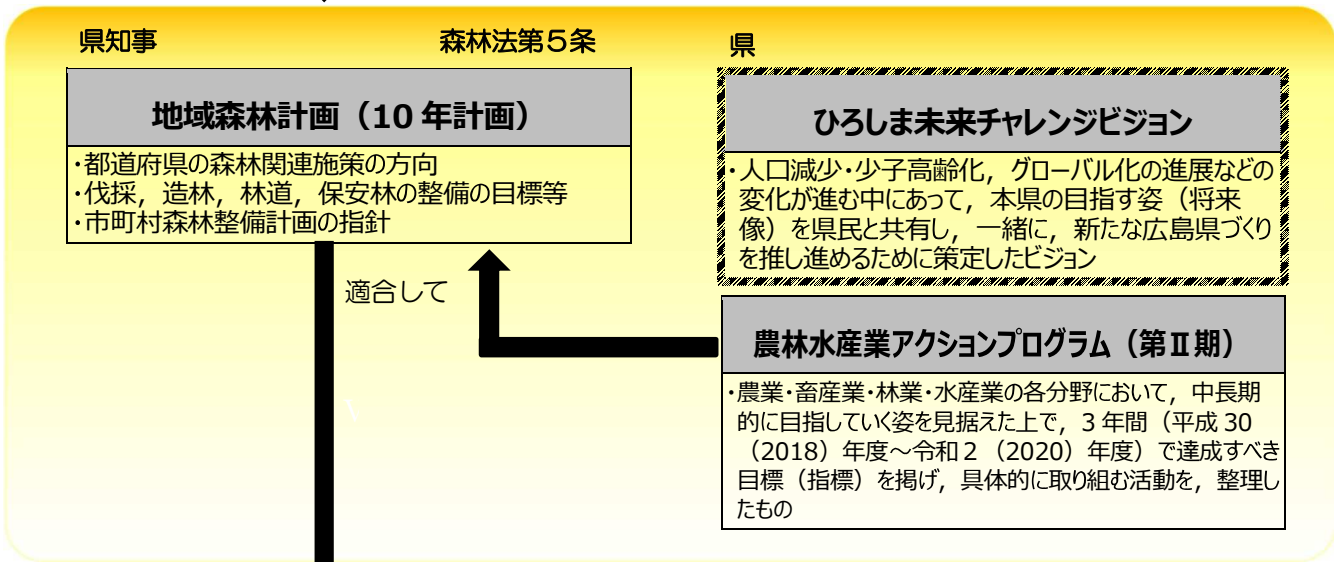
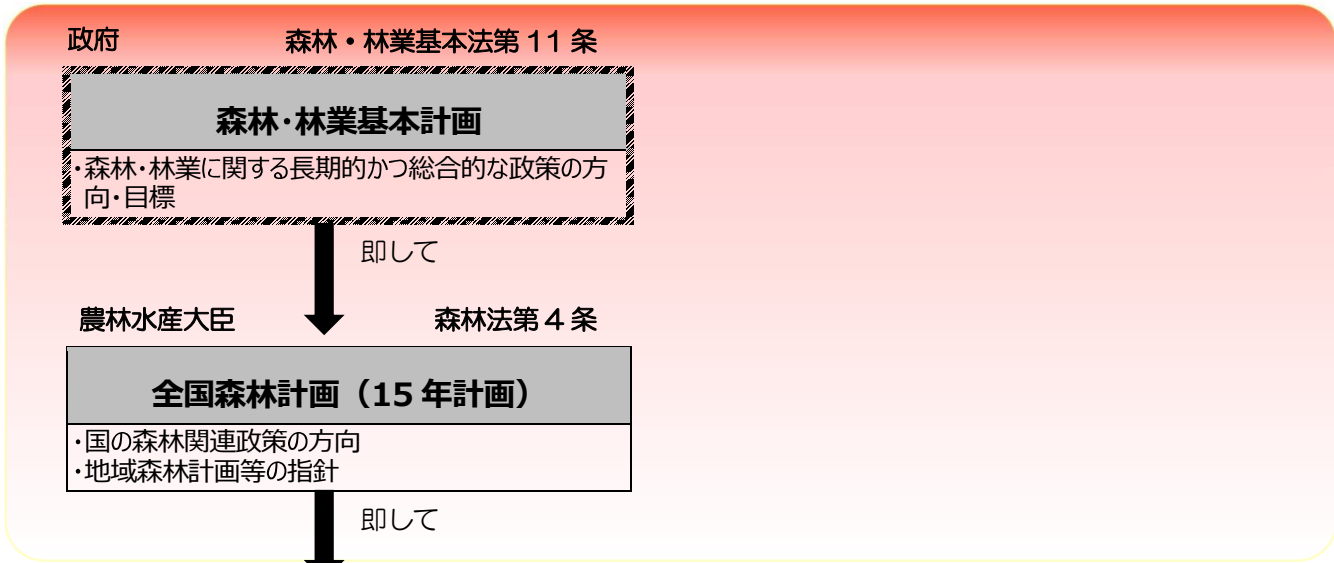
この計画は、森林法第4条の規定に基づき、国が15年を一期とし5年ごとに定める全国森林計画の樹立に即して、地域的特性に応じ森林計画区毎に策定することになります。

なお、広島県においては、「ひろしま未来チャレンジビジョン」という県の基本計画のもと、「農林水産業アクションプログラム(第Ⅱ期)」において、農林水産業の中長期的な目指すべき姿の目標(指標)や具体的な取組方針を定め、アクションプログラムに沿った内容を地域森林計画書に記載しています。

市町村森林整備計画とは、森林法第11条に基づき、地域に最も密着した行政主体である市町が、地域の実情に応じて地域住民等の理解と協力を得ながら作る計画です。

この計画は、5年ごとに10年を一期とし、地域森林計画に適合して、市町ごとに策定することになります。

この計画では、森林経営計画や一般の森林所有者が森林経営を行う上で、森林整備を推進するための標準的な方法や規範等を定めたもので、市町の森林づくりの長期的な構想になります。



# I 広島県の基本方針

## 第1 広島県の基本的な考え方

### 1 広島県の森林づくり50年構想

「ひろしま未来チャレンジビジョン(改訂版)」(平成27年10月策定)に基づき、次のとおり本県の森林づくりを推進しています。

#### 広島県の森林づくり50年構想

県内には、中国山地の山々から、市街地近郊の里山まで、約61万ha、県土の72%を占める森林があります。今、この森林は、木材価格の長期低迷やライフスタイルの変化に伴い、十分に手入れされているとは言えない状況にあり、森林の持つ県土の保全、水源かん養等の公益的機能の低下が懸念される一方で、災害防止や地球温暖化防止のほか、森林環境教育の場としても森林への県民の期待が高まるなど、森林の状況に応じた多様な森林づくりが求められています。

このため、まずは、持続的な林業経営による森林整備を拡大し、それが難しい森林では、多くの県民が森林に関心を寄せ、多様な主体が参加する保全活動等を拡大することに取り組み、これらにより周辺の森林にも目が行き届くようになるなど、広い意味での管理される森林を拡げていくことで、森林の多面的機能の維持発揮を図ります。

県では、前の世代から引き継いだ森林の様々な恵みを子や孫に手渡すため、皆さんとともに森林再生の取組を進めていきます。

#### ◆資源循環林

低コスト林業団地や公有林のスギ・ヒノキの人工林では、長伐期施業により、継続的に間伐を行い、木材として利用するなど、林業を通じて、適切に維持・管理を行います。  
また、その周辺の広葉樹林も、人工林の管理を通じて、適切に管理していきます。

#### ◆環境貢献林

採算が見込めないスギ・ヒノキの人工林は、複層林化や強度間伐を行い、周辺の多様な広葉樹を林内に導入するなど天然力も活用して針広混交林へ誘導していきます。  
これにより、混在する広葉樹林と一体化し、水源かん養や県土保全等の公益的機能の高度発揮を図ります。

#### ◆里山林

地域に身近な森林、保健休養等の機能増進や山火事等の災害跡など機能回復が必要な森林等を対象に、多様な主体による森林整備を行います。  
複層林化、択伐、補植、樹種転換等により、多様な樹種からなる広葉樹林、松くい虫に強いマツ林や混交林へ誘導していきます。

#### 広島県の森林の目指す姿



## 第2 広島県が定める目標

「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」に沿って、次のとおり、目指す姿と取組の方向を定めます。

### 1 森林資源経営サイクルの構築

#### (1) 目指す姿

県内人工林約 14 万 ha のうち、資源循環林 4 万 ha において、林業経営適地の集約化が図られ、経営力の高い林業経営体の、約 50 年サイクルで年間 40 万 m<sup>3</sup> の県産材を安定的に生産する持続的な経営が行われています。

#### (2) 課題

- ・ 小規模で所有者等が不明な森林が多く、事業地の確保が進んでいません。また、集約に必要な森林情報が関係者間で共有されておらず、情報取得・整理が非効率となっています。
- ・ 多くの経営体は、主伐後に植栽、保育、間伐を行う資源循環のサイクルを踏まえた経営管理に取り組めていません。
- ・ シカ被害の抑制、苗木の安定供給体制、森林施業の低コスト化等の、再造林を確実に実施するための技術基盤が確立されていません。

#### (3) 主な取組の方向

- ・ 航空レーザ計測データ解析結果を基に林業経営適地を設定し、森林経営管理制度を活用しながら林業経営体への集約を推進します。また、関係者（県・市町・林業経営体）が森林に関する情報（資源情報、所有者情報、施業履歴等）を共有・活用できるシステムを整備します。
- ・ 林業経営適地の森林経営を担う、長期的視点を有した経営力の高い林業経営体を育成します。
- ・ IoT を活用したシカ被害抑制対策や、少花粉品種の苗木等の安定供給体制の構築、森林施業における新たな技術導入や機械化、成長の早いコウヨウザンの活用等による低コスト化などの、森林施業技術の確立に取り組めます。

### 2 森林資源利用フローの推進

#### (1) 目指す姿

森林資源経営サイクルの構築により生産された年間 40 万 m<sup>3</sup> の県産材が、生産から流通・加工・利用まで効率的に流れ、社会において有効な資源として利活用されています。

## (2) 課題

- ・ 需要先への安定供給量を増加させてきましたが、一部の流通拠点では集荷が不十分となっていました。
- ・ 県産材の主な需要先である住宅分野においては、コロナ禍や人口減の影響による着工戸数の減少から、木材需要の落ち込みが予測されています。

## (3) 主な取組の方向

- ・ 大規模工場等の周辺の林業経営体からの集荷を促し、さらなる安定供給量の増加を図ります。
- ・ 「広島県県産木材利用促進条例」に基づき組織化した「ひろしま木づかい推進協議会」を中心に、住宅に加え、公共建築物や店舗等の木造・木質化、木製家具等での高付加価値製品の開発や販路拡大に取り組みます。

# 3 山地災害防止に向けた取組

## (1) 目指す姿

治山施設の整備などハード対策を効率的かつ効果的に進め、災害等による県民への影響が最小限に抑えられています。また、豪雨など異常気象時のリスクに関する情報を県民が認知し、自ら必要となる避難行動をとっていく意識が醸成されています。

## (2) 課題

- ・ 山地災害危険地区において治山施設の整備を進めてきましたが、防災機能向上のため、治山施設の点検を行い、その結果に基づく老朽化対策の強化も必要です。

## (3) 主な取組の方向

- ・ 被害が発生した場合の影響などを考慮しながら、治山施設等の計画的な整備や保全対策を推進します。
- ・ 山地災害に対する防災意識を高めるため、治山施設の整備状況や既存施設の設置状況などを、県民及び自主防災組織等が取得できるような情報を提供します。
- ・ 治山施設の整備に並行して、手入れ不足の人工林の間伐を実施することで根系等の発達を促し、災害に強い森林づくりを推進します。

## 4 森林の公益的機能の維持

### (1) 目指す姿

里山等の豊かな自然環境や水源かん養等の機能が，維持・保全されています。

### (2) 課題

- ・ ひろしまの森づくり事業等により，手入れ不足の人工林の整備や地域住民等による里山林等の保全活動を推進してきましたが，依然として手入れ不足の人工林や放置された里山林，所有者が不明で施業できない森林が存在し，森林の公益的機能の低下が懸念されています。

### (3) 主な取組の方向

- ・ 手入れ不足人工林のうち県民生活への影響が大きい箇所の集中的な整備を行い，また，所有者の施業意思のない森林や所有者が不明な森林の公的管理を実施します。
- ・ 地域住民等が里山林を活用しながら継続的に管理する取組を支援し，また，その取組を県内全域へ展開します。

## Ⅱ 計画区の概要

---

### 第1 計画区の位置

本計画区は、本県の北部に位置する3市からなり、区域面積は25万6,238haで、県総面積の30.2%を占めています。

### 第2 自然的条件

#### 1 地形

本計画区は、島根県との県境沿いの中国せき梁山地を形成する大万木山(1,218m)、吾妻山(1,238m)、三国山(1,004m)などの1,000mを超える山々が連なっています。

また、400～700m級の山々が三次盆地を取り囲むように連なっており、瀬戸内海と日本海の分水嶺を形成しています。

河川は、南西部から江の川(可愛川)、南東部から馬洗川、北東部から西城川、北部から神野瀬川、布野川が三次盆地で合流し、島根県を経て日本海に注いでいます。

#### 2 気候

本計画区は、概して低温多雨で山間地域特有の気象となっており、年平均気温は11～14℃、年間降水量は、1,500～1,800mmです。

北部一帯は冬季の積雪が極めて多く、3市ともに一部地域が豪雪地帯に指定されています。

また、三次盆地一帯は、霧の発生が顕著であり、その現象は「霧の海」として広く知られています。

#### 3 地質及び土壌

本計画区の地質は、全体的に流紋岩が多く50.9%を占めており、次いで花崗岩が三次市北部、庄原市比和町に多く分布しています。

土壌は、生産力に富む適潤性褐色森林土壌が、計画区南部を除いた広い範囲に分布しており、計画区内の69.0%を占めています。次いで、乾性褐色森林土壌が三次市中南部を中心に分布しています。

### 第3 社会経済的条件

#### 1 人口

本計画区の人口は、令和2年の国勢調査人口速報集計によると11万906人で、県全体の3.9%になります。

令和2年からの過去5年間の人口推移をみると、県全域の人口が1.5%減少し

ているのに対し、本計画区は7.7%減少しています。

## 2 産業

### (1) 就業者数

本計画区の見業者数は、平成27年の国勢調査によると5万9,009人で、県全体の4.4%になります。

そのうち第一次産業の見業者数は、8,819人で、計画区内見業者数に占める割合は15.0%と県全体3.1%を大幅に上回っています。

計画区内の林業見業者数は369人で、第一次産業見業者の4.2%であるが、県下全域の林業見業者数の30.9%を占め、林業地域における林業生産活動を支えています。

### (2) 生産額

本計画区の見産額（純生産）は、約4,135億円で、県全体の3.5%になります。

そのうち第一次産業の見産額は約215億円で、計画区内総見産額に対する割合は5.2%になります。

林業見産額は約14億円で、計画区内における総見産額の0.3%になります。

## 3 交通

主要な道路網としては、東西に中国縦貫自動車道が、南北に中国横断自動車道尾道松江線が整備されているほか、国道54号、182号、183号、184号、314号、375号、432号及び433号並びに主要地方道27路線があり、各地域を結んでいます。

また、鉄道路網は、JR芸備線、福塩線、及び木次線が延びており、山陰と山陽を結ぶ公共交通機関として重要な役割を担っています。

## 4 土地利用

本計画区の見面積25万6,238haのうち、森林は20万5,881haで80.3%を占めており、県平均の72.0%を上回っています。

農地については、1万929ha、4.3%と、県平均3.4%を上回っています。

## 第4 森林・林業の概況

本計画区域の見計画区域内森林面積は、20万5,881haになります。そのうち計画対象森林である民有林面積は19万2,165haで、その割合は93.3%になります。

民有林の樹種別面積割合は、スギ8.7%、ヒノキ25.1%、マツ23.5%、広葉樹40.3%となっており、全県に比べてヒノキの割合が高く、マツの割合が低くなっています。

民有林の人工林面積は7万1,284ha、人工林率は39.6%で、全県の31.1%を上回っており、また、約9割が間伐や主伐により木材の利用が可能なⅦ齢級以上となっ



ています。このことから、本計画区は、江の川水系の重要な水源地域であるとともに本県の木材生産の拠点のひとつとなっているが、一方で、計画的な主伐・再造林が行われていないことによる齢級構成の偏りが課題となっています。

一方、本計画区の北部山間地域は、人工林資源だけでなく、比婆道後帝釈国定公園や神之瀬峡県立自然公園に代表される豊かな自然を有する地域があり、保健休養・レクリエーションの場としても期待されています。

マツ林や広葉樹林などの里山林については、大部分は自然に遷移していく森林ではあるものの、一部に集落周辺の景観悪化や鳥獣被害、風倒木や松くい虫被害等が存在しています。松くい虫被害は減少傾向にあり、ナラ枯れ被害は気象条件により変動しているものの、引き続き、松くい虫被害対策やナラ枯れの激害化防止対策を講じなければ、マツ林等の維持が困難となっています。

### 計画区域内森林面積

単位 面積：ha, 割合：%

区分	計画区 合計	割合	国有林	割合	民有林	割合	県全体 民有林	割合
森林総面積	193,880	100.1	13,716	100.0	180,164	100.0	563,080	100.0
人工林	81,264	41.9	9,980	72.8	71,284	39.6	175,013	31.1
天然林	109,603	56.6	3,416	24.9	106,187	58.9	375,373	66.7
その他	3,013	1.6	320	2.3	2,693	1.5	12,694	2.2

### 民有林樹種面積

単位 面積：ha, 割合：%

区分	合計	スギ	ヒノキ	マツ	広葉樹	その他
計画区	192,165	16,766	48,271	45,124	77,503	4,501
構成比	100.0	8.7	25.1	23.5	40.3	2.4
県全体	563,079	48,123	98,108	193,989	209,535	13,324
構成比	100.0	8.5	17.4	34.5	37.2	2.4

## 第5 計画樹立に当たっての基本的考え方

Iの広島県の基本方針や前項の計画区の概況を踏まえ、本計画区の森林の整備及び保全に関する目標や計画期間内に到達すべき計画数量、市町村森林整備計画の規範となる基本的事項や指針等について定めます。

### Ⅲ 計画事項

#### 第 1 計画の対象とする森林の区域

本計画の対象とする民有林の面積は、次表のとおりです。

なお、地域森林計画の対象とする民有林は、次の事項の対象となります。

- ① 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による開発行為の許可（保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）
- ② 森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定による森林の土地の所有者となった旨の届出
- ③ 森林法第 10 条の 8 第 1 項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出等（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）

#### 市町別面積

区 分	面積 (ha)	備考
総数	192,165.37	
三次市	(三次)	16,156.00
	(君田)	5,833.16
	(布野)	7,086.88
	(作木)	7,624.18
	(吉舎)	6,527.25
	(三良坂)	2,731.75
	(三和)	5,141.77
	(甲奴)	4,892.19
	小計	55,993.18
庄原市	(庄原)	16,996.93
	(総領)	5,338.52
	(西城)	19,483.49
	(東城)	25,035.38
	(口和)	8,925.99
	(高野)	11,123.25
	(比和)	11,038.20
	小計	97,941.76

## 市町別面積

区 分		面積 (ha)	備考
総数		192,165.37	
安芸高田市	(吉田)	5,894.55	
	(八千代)	3,834.31	
	(美土里)	8,592.15	
	(高宮)	8,741.28	
	(甲田)	5,107.32	
	(向原)	6,060.82	
	小計	38,230.43	

- 注1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の  
 民有林とする。
- 2 森林計画図は、農林水産局林業課、西部農林水産事務所及び北部農林水産事務所  
 において縦覧に供する。

## 第2 計画量等

### 1 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画における前半5年分(H27～R元)の実行見込の概要及び評価については、次のとおりです。

#### (1) 伐採立木材積

主伐は、723,000 m<sup>3</sup>の計画に対し633,000 m<sup>3</sup>と、実行歩合は88%となった。  
間伐は、1,080,000 m<sup>3</sup>の計画に対し438,000 m<sup>3</sup>と、実行歩合は41%となった。  
全体としては、1,803,000 m<sup>3</sup>の計画に対し1,071,000 m<sup>3</sup>と、実行歩合は59%となり、計画を下回る結果となった。

#### (2) 間伐面積

間伐面積は、森林整備事業等を推進し、15,429haの計画に対し14,328haと、実行歩合は93%となった。

#### (3) 人工造林及び天然更新別面積

人工造林は、再投資への意欲の低下等により、2,045haの計画に対し594haと実行歩合は29%にとどまった。

天然更新は、人工造林の実行歩合が影響し、2,180haの計画に対し3,052haと、実行歩合は140%となった。

全体としては、4,225haの計画に対し3,646haと、実行歩合は86%となった。

#### (4) 林道の開設及び拡張

開設は、14,732mの計画に対し8,661mと実行歩合は59%、拡張は18箇所での計画に対し4箇所での実施と実行歩合は22%にとどまり、公共事業の予算の災害被災地への重点配分等により、計画を下回る結果となった。

#### (5) 保安林の整備及び治山事業

##### ア 保安林の整備

指定は、着実な事務の推進により、67,000haの計画に対し66,997haで、実行歩合はほぼ100%となり、計画のとおりとなったが、解除は同意取得等が困難なものが多く、6.25haの計画に対し0haと、計画は未実行となった。

##### イ 治山事業

治山事業は、危険箇所を計画的に整備し、38地区の計画に対し27地区と実行歩合は71%で、計画を下回る結果となった。

## 2 今期計画

今期計画における計画量については、次のとおりです。

### (1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千 $m^3$

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数	3,553	2,971	582	1,555	973	582	1,998	1,998	-
うち 前半 5年分	1,671	1,386	285	750	465	285	921	921	-

### (2) 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	18,535
うち前半5年分	8,375

### (3) 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	総数	人工造林	天然更新
総 数	7,364	4,061	3,303
うち前半5年分	3,578	1,984	1,594

(4) 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長及び箇所数：m, 利用区域面積：ha

森林計画区	開設/拡張	種類	位置(市町村)	路線名	区分	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	前半5カ年の計画箇所	対図番号	備考	
江の川上流	開設	自動車道	総 数	22 路 線		50,952	5,587				
			三 次 市	9 路 線		25,500	3,455				
			(三 次 市)	1 路 線		1,500	100				
				山 家	林業専用道	1,500	100	○			
			(旧 君 田 村)	5 路 線		16,500	1,816				
				伊 久 利		3,300	365				国連絡
				比 和 新 庄		3,000	784	○			
				横 谷 高 暮		3,000	217	○			国連絡
				マ ナ シ ョ 山 線	林業専用道	3,200	330	○			
				宮 東 線	林業専用道	4,000	120				
			(旧 作 木 村)	1 路 線		2,000	110				
				熊 見 線		2,000	110				
			(旧 吉 舎 町)	1 路 線		2,300	61				
				天 狗 岩 線		2,300	61				
			(旧 布 野 村)	1 路 線		3,200	1,368				
				比 和 新 庄		3,200	1,368	○			
			庄 原 市	4 路 線		13,100	1,351				
			(旧 東 城 町)	2 路 線		6,100	720				
				河 内 高 野		2,500	520	○			
				芝 山		3,600	200	○			
			(旧 高 野 町)	1 路 線		2,500	262				
				横 谷 高 暮		2,500	262	○			
			(旧 比 和 町)	1 路 線		4,500	369				
				界 谷 小 峠 その 2		4,500	369	○			
			安 芸 高 田 市	9 路 線		12,352	781				
			(旧 吉 田 町)	1 路 線		2,180	174				
				入 江 戸 島		2,180	174				
			(旧 美 土 里 町)	1 路 線		2,000	60				
				小 谷 亀 谷	林業専用道	2,000	60				
			(旧 高 宮 町)	3 路 線		3,472	302				
				天 王 山		972	43	○			
				梶 矢 2 号		1,000	93	○			
				下 北 竹 之 内		1,500	166	○			
			(旧 甲 田 町)	2 路 線		2,500	103				
				篠 原		1,200	31	○			
				井 才 田 高 地		1,300	72	○			
			(旧 向 原 町)	2 路 線		2,200	142				
				魚 切		1,100	60	○			
				奥 谷		1,100	82	○			

単位 延長及び箇所数：m, 利用区域面積：ha

森林 計画区	開設/ 拡張	種類	位置 (市町村)	路線名	区分	(延長及 び箇所 数)	(利用 区域面 積)	前半 5カ年 の計画 箇所	対図 番号	備考
江の川 上流	拡張  (舗装)  (局部・法面保全) (法面) (舗装)  (幅員・舗装)  (法面) (幅員・舗装) (幅員・舗装)  (舗装) (幅員・舗装)  (局部・法面・舗装)  (法面保全) " (法面保全・舗装) (拡張)  (局部・法面・舗装)  (法面保全)   (幅員・舗装) " " " "  (舗装)  " " " "  (幅員・拡張・舗装)	自動車道	総数	28 路線		62,899	6,989			
			三次市	10 路線		20,707	3,788			
			(旧三次市)	1 路線		2,000	181			
				岩屋寺線		2,000	181			
			(旧君田町)	3 路線		8,030	1,222			
				黒口		3,500	150			○
				比和新庄		20	870			○
				東山		4,510	202			○
			(旧三良坂町)	1 路線		3,000	96			
				細谷		3,000	96			
			(旧作木町)	3 路線		3,550	2,028			
				比和新庄		100	1,723			○
				熊見		2,000	110			○
				高丸		1,450	195			
			(旧吉舎町)	2 路線		4,127	261			
				黒鞆		2,627	216			
				鹿谷		1,500	45			
			庄原市	7 路線		11,129	1,829			
			(旧東城町)	1 路線		2,550	154			
				白滝山		2,550	154			○
			(旧高野町)	2 路線		4,510	309			
				猿政		3,510	78			○
				大鬼山		1,000	231			○
			(旧総領町)	2 路線		1,741	71			
				上野山		950	32			○
				木屋		791	39			○
			(旧東城町)	1 路線		768	92			
				東城中央支線		768	92			○
			(旧比和町)	1 路線		1,560	1,203			
				界谷小峠		1,560	1,203			○
			安芸高田市	11 路線		31,063	1,372			
			(旧吉田町)	3 路線		7,938	489			
				岩室		3,800	188			○
				肘屋谷		2,148	127			○
				入江戸島		1,990	174			
			(旧美土里町)	1 路線		5,400	151			
				比和新庄		5,400	151			○
			(旧高宮町)	4 路線		11,500	385			
				丸原2号		2,000	53			○
				段上丸		3,000	73			○
	梶矢2号		3,000	93			○			
	下北竹之内		3,500	166			○			
(旧向原町)	3 路線		6,225	347						
	尾神迫		3,340	109			○			
	大谷		2,038	202			○			
	入江戸島		847	36						

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

保安林の種類	面積 (ha)		備考
		うち前半5年分	
総数 (実面積)	68,595	67,796	
水源涵 (かん) 養のための保安林	61,531	60,794	
災害防備のための保安林	6,019	5,956	
保健, 風致の保存等のための保安林	1,693	1,693	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるために、水源涵 (かん) 養のための保安林等の内訳の合計が総数に一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

指定/解除	種類	森林の所在		面積 (ha)		指定又は解除を必要とする理由	備考	
		市町	区域		うち前半5年分			
指定	水源涵 (かん) 養	安芸高田市	吉田		14.00		流域保全上重要な地域	
			美土里		17.00	5.00		
			高宮		12.00			
			甲田		8.00			
			向原		16.00			
		三次市	三次市	和知町	30.00			
			君田		60.00			
			布野	横谷	10.35	7.50		
			作木	大山 伊賀和志	42.00			
			吉舎		10.00			
			三良坂		4.00			
			三和		10.00			
			甲奴		59.00	34.00		
		庄原市	庄原		120.50	48.00		
			総領	下領家	60.00	48.00		
				五箇	8.00	8.00		
			西城	八鳥	21.00	21.00		
				油木	74.00	74.00		
			東城		84.00	39.50		
			口和		106.00	22.00		
高野			57.00					
比和	三河内	24.50						
小計			847.35	307.00				



指定/解除	種類	森林の所在			面積 (ha)		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町	区域		うち前半5年分			
指定 (続き)	土砂流出防備	安芸高田市	吉田			1.00	1.00	災害の防備等のため
			高宮		1.00	1.00	〃	
		三次市	三次		5.50	5.50	〃	
			布野		2.00	2.00	〃	
		庄原市	庄原		0.10	0.10	〃	
			総領		2.00	2.00	〃	
			西城		6.00	6.00	〃	
			東城		1.20	1.20	山腹工 溪間工	
			口和		3.00	3.00	溪間工	
			比和		2.00	2.00	〃	
		小計		23.80	23.80			
	土砂崩壊防備	三次市	三次		0.40	0.40	災害の防備等のため	山腹工
			作木		0.15	0.15		〃
			小計		0.55	0.55		
	合計		871.70	331.35				
解除	水源涵(かん)養	三次市	三次	山家町	0.35	0.35	指定期間の消滅	
				日下町	2.15	2.15		
				志和地町	0.06	0.06		
			君田	檀田	1.07	1.05		
			作木	光守	0.00			
				香淀	6.14			
		庄原市	庄原	川西	0.01	0.01		
			西城	熊野	1.98	1.98		
		小計		12.26	6.10			
	土砂流出防備	三次市	吉舎	吉舎	0.15	0.15	指定期間の消滅	
			三良坂	田利	0.03			
			小計		0.18	0.15		
	なだれ防止	三次市	布野	上布野	1.50		指定期間の消滅	
			小計		1.50			
	合計		13.94	6.25				

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積 (ha)	皆伐面積の 変更面積 (ha)	択伐率の 変更面積 (ha)	間伐率の 変更面積 (ha)	植栽の 変更面積 (ha)
水源涵(かん)養 のための保安林	0	0	19,274	53,694	19,373
災害防備のため の保安林	0	0	1,777	4,868	1,791
保健, 風致の保 存等のため の保安林	0	0	591	1,615	591

イ 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等  
 指定する必要がある箇所から、順次指定するものとする。

ウ 実施すべき治山事業の数量

森林の所在		治山事業施行地区数			主な工種	備考
市町	区域		うち前半5年分			
安芸高田市	吉田	054	1	1	溪間工	
		114	2	2	〃	
	高宮	103	1	1	〃	
	小計	3 箇所	4 地区	4 地区		
三次市	三次	240	2	2	溪間工	
	布野	046	2	2	〃	
	小計	2 箇所	4 地区	4 地区		
庄原市	総領	006	1	1	溪間工	
		029	1	1	〃	
	西城	004	1	1	〃	
		005	1	1	〃	
		218	1	1	〃	
		220	1	1	〃	
	東城	398	1	1	山腹工	
	口和	018	1	1	溪間工	
		047	2	2	〃	
	比和	074	1	1	〃	
		075	1	1	〃	
小計	11 箇所	12 地区	12 地区			
その他の林班数		77 箇所	79 地区	20 地区		
合計		93 箇所	99 地区	40 地区		

(6) 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施  
 業の方法及び時期

該当なし。

### 第3 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### 1 森林の整備及び保全の目標

全ての森林は、森林の有する多面的機能の発揮を通じて県民生活の維持・向上に寄与しており、各々の森林について、期待される機能が十分に発揮されるよう整備及び保全する必要があります。

また、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、適正な森林整備や森林の保全により健全な森林資源の維持造成を推進することが求められています。

このため、森林の機能とその機能を発揮する上での望ましい姿について、次のとおり定めます。

#### 森林の機能とその機能を発揮する上での望ましい姿

森林の機能	森林の望ましい姿
①水源涵(かん)養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
②山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
③快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
④保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供する森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
⑤文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
⑥生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
⑦木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

## 2 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、「広島県の森林づくり 50 年構想」において示す「将来のめざす姿」に誘導することとし、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能に応じた森林の整備及び保全の基本方針を次のとおり定めます。

### 森林の機能と機能に応じた森林の整備及び保全の基本方針

森林の機能	森林の整備及び保全の基本方針
① 水源涵（かん）養機能	<p>洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。</p> <p>また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>さらに、ダム等の利水施設上流部等において、水源涵（かん）養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
② 山地災害防止機能／土壌保全機能	<p>災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。</p> <p>また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>さらに、集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することとする。</p>
③ 快適環境形成機能	<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
④ 保健・レクリエーション機能	<p>県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ、広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
⑤ 文化機能	<p>美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>

森林の機能	森林の整備及び保全の基本方針
⑥ 生物多様性 保全機能	<p>原生的な森林生態系，希少な生物が生育・生息する森林，陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については，生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p> <p>また，野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
⑦ 木材等生産 機能	<p>木材等の林産物を持続的，安定的かつ効率的に供給する観点から，森林の健全性を確保し，木材需要に応じた樹種，径級の林木を生育させるための適切な造林，保育及び間伐等を推進することとする。この場合，施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとする。</p> <p>また，将来にわたり人工林として維持する森林では，主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。</p>

### 3 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

#### (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法については、前項1「森林の整備及び保全の目標」及び2「森林の整備及び保全の基本方針」を踏まえ、保安林などの法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の自然条件及び社会的条件、「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け51林野計第532号林野庁長官通知）に基づく森林の機能の評価区分、森林の有する機能に対する地域の要請及び既往の森林施業体系等を勘案して、定める必要があります。

#### ア 区域の設定の基準

市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林の区域を定めるに当たっての基準は、次のとおりです。

なお、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように、区域を定めるものとします。

森林の区域	基準
① 水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  <b>『水源涵（かん）養機能維持増進森林』</b>	次のいずれかに該当する森林とする。 a 保安林に指定されている森林(水源かん養保安林, 干害防備保安林等) b 森林の属性, 位置が次のいずれかに該当する森林 (a) 上水道水源の集水域にある森林 (b) 水源涵（かん）養機能の評価区分が高い森林 c その他水源涵（かん）養機能の維持増進を図る必要がある森林
② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  <b>『山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林』</b>	次のいずれかに該当する森林とする。 a 保安林に指定されている森林(土砂流出防備保安林, 土砂崩壊防備保安林, なだれ防止保安林, 落石防止保安林) b 砂防指定地, 急傾斜崩壊危険区域, 地すべり防止区域に指定されている森林 c 森林の属性, 位置が次のいずれかに該当する森林 (a) 下流域に保全対象がある森林 (b) 山地災害防止機能の評価区分が高い森林 d その他山地災害防止／土壌保全機能の維持増進を図る必要がある森林

森林の区域	基準
<p>③ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p> <p>『快適環境形成機能維持増進森林』</p>	<p>次のいずれかに該当する森林とする。</p> <p>a 保安林に指定されている森林(飛砂防備保安林, 防風保安林, 防霧保安林, 潮害防備保安林等)</p> <p>b 森林の属性, 位置が次のいずれかに該当する森林</p> <p>(a) 集落や農地の周縁部にある森林</p> <p>(b) 生活環境保全機能の評価区分が高い森林</p> <p>c その他快適環境形成機能の維持増進を図る必要がある森林</p>
<p>④ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p> <p>『保健文化機能維持増進森林』</p>	<p>次のいずれかに該当する森林とする。</p> <p>a 保安林に指定されている森林(保健保安林, 風致保安林)</p> <p>b 自然公園, 自然環境保全地区等の森林</p> <p>c 森林の属性, 位置が次のいずれかに該当する森林</p> <p>(a) 森林公園, 史跡等の周辺にある森林</p> <p>(b) 希少動植物の生息地周辺にある森林</p> <p>(c) 保健文化機能の評価区分が高い森林</p> <p>d その他保健文化機能の維持増進を図る必要がある森林</p>

## イ 施業の方法に関する指針

市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林の森林施業の方法を定めるに当たっての基準は、次のとおりです。

区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように、施業方法を定めるものとします。

また、自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受忍し得る範囲で定めるものとします。

森林の区域	指針
<p>① 水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p> <p>『水源涵（かん）養機能維持増進森林』</p>	<p>伐期の間隔の拡大を図るとともに、皆伐によるものについては、伐採面積の規模を縮小するものとする。</p>
<p>② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p> <p>『山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林』</p> <p>『快適環境形成機能維持増進森林』</p> <p>『保健文化機能維持増進森林』</p>	<p>a 特にこれらの公益的機能の発揮を図る必要がある森林については、択伐による複層林施業を行うものとする。</p> <p>b a 以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を行うものとする。</p> <p>c 適正な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても、機能の確保ができる場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）を行うことも可能とするものとする。この場合において、皆伐によるものについては、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。</p> <p>d 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林については、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。</p>

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

木材生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について特定します。



## ア 区域の設定の基準

森林の区域	基準
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  <b>『木材生産機能維持増進森林』</b>	次のいずれかに該当する森林とする。 なお、区域内において(1)の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように、区域を定めるものとする。 a 林木の生育が良好な森林 b 林道等の開設（予定）、地形等から効率的な木材生産が期待できる森林 c 木材等生産機能の評価区分が高い森林 d その他木材等生産機能の維持増進を図る必要がある森林
特に効率的な施業が可能な森林	林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、森林の一体性も踏まえ「特に効率的な施業が可能な森林の区域」とする。

## イ 森林施業の方法に関する指針

生産目標に応じた伐採の方法等についての指針は、次表のとおりです。

植栽による確実な更新，保育及び間伐等の実施，森林施業の集約化を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお，木材生産機能の維持増進を図る森林については，森林の公益的機能の発揮に留意しつつ，路網整備，森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。さらに，地域における森林資源の保続に配慮しつつ，多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう，特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては，原則として植栽による更新を行います。

### 人工林の生産目標ごとの主伐の時期

樹種	地位級	標準的な施業体系			主伐時期の 目安(林齢)
		生産目標	仕立方法	期待径級(cm)	
スギ	I 等地	一般建築材	中仕立	31 (22)	50 (35)
		造作材	中仕立	40	50
	II 等地	一般建築材	中仕立	25 (22)	50 (50)
		造作材	中仕立	40	70
ヒノキ	I 等地	一般建築材	中仕立	26 (22)	55 (40)
		造作材	中仕立	34	80
	II 等地	一般建築材	中仕立	21 (19)	55
アカマツ	II 等地	一般材	中仕立	26	40
		一般建築材	中仕立	34	70

注 期待径級，主伐時期の目安の裸書は一般建築材（合板・集成材を含む）を生産目標にする場合であり，括弧書は柱材を生産目標にする場合とする。

### (3) その他必要な事項

特になし。

#### 4 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

##### 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

区 分		現況	計画期末
面積 (ha)	育成単層林	70,199	68,932
	育成複層林	5,744	7,286
	天然生林	111,984	111,709
森林蓄積 (m <sup>3</sup> /ha)		202	209

- 注1 「育成単層林」とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林のこと。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。
- 2 「育成複層林」とは、森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林のこと。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。
- 3 「天然生林」とは、主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林のこと。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。

#### 5 その他必要な事項

森林の公益的機能を維持するために、県民生活に影響が大きい手入れ不足人工林の集中的な整備及び所有者の施業意志のない森林や所有者が不明な森林の公的管理を実施します。

また、地域住民等が里山林を活用しながら継続的に管理する取組を支援します。

## 第4 森林の整備に関する事項

立木の伐採（主伐）、造林、間伐及び保育の標準的な方法に関する指針については、次のとおりとし、その標準的な方法は立木の伐採（主伐）、造林、間伐及び保育を行う際の規範として市町村森林整備計画において定めるものとします。

### 1 立木竹の伐採（間伐以外）

#### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針は、次表のとおりです。

#### 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

区 分	標準的な方法
皆伐	皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け、適確な更新を図るものとする。
択伐	択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下の伐採）とするものとする。 また、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によるものとする。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案するものとする。</li> <li>② 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残に努めるものとする。</li> <li>③ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅の保残帯を確保するものとする。</li> <li>④ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮するものとする。</li> <li>⑤ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止及び風致の維持のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置するものとする。</li> </ul>

## (2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢に関する指針は、次表のとおりです。

なお、標準伐期齢は、地域における立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

### 立木の標準伐期齢に関する指針

スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹 (主として萌芽 によるものを除 く)	主として萌芽に よって生立する 樹種	主として植栽又 は下種によって 生立する広葉樹
35年	40年	30年	40年	20年	45年

## (3) その他必要な事項

立木の伐採（主伐）については、1（1）によるほか、以下のとおり取り扱うものとします。

### ア 伐採の区域について

伐採を行う際には、対象区域で行う森林施業内容を見据え、傾斜や気象条件といった自然条件等の影響を踏まえながら計画するとともに、公共施設や人家などからの距離、法令の指定状況等社会的状況を十分勘案し、効率的かつ安全に施業が行えるよう計画するものとします。

### イ 伐採作業について

伐採に起因する山地災害等を防止するため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)及び、「伐採作業と造林作業の連携等による伐採と再生林のガイドライン(令和元年8月5日広島県林業課)」のほか、次の点に留意して伐採を行うものとします。

- (ア) 伐採に伴い、路網・土場の開設する場合は、使用目的・期間に応じ林地保全に配慮した計画とするものとします。特に道路などの公共施設や人家などの保全対象が下にある場合は、「広島県作業道作設指針(平成23年4月広島県林業課)」を基準に最大限の注意を払うものとします。
- (イ) 伐採、搬出、林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、地形・地質等を考慮するだけでなく、伐採後の植栽作業や森林の早期回復を意識して、山地崩壊や表土の流出が起きないように留意するものとします。
- (ウ) 伐採後の更新を促進させるため、天然更新の場合は下層植生の保護に努め、人工造林の場合は地拵えの手間を省けるよう枝条残材の整理に努めるものとします。

また、枝条残材を現場に残す場合は、林地崩壊を誘発することがないよう、分散処理や杭止めなど適正な処理を行うものとします。

#### **ウ 伐採の周知について**

市町村森林整備計画で定める一定規模以上の面積の伐採に当たっては、地域住民などの安全を確保し不安を招かないよう、必要に応じて作業内容を周知するものとします。

## 2 造林

### (1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進します。

#### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種に関する指針は、次表のとおりです。

また、次表の樹種を主体とするものの、適地適木として市町の区域内の森林の自然条件及び木材の利用状況を勘案して、幅広い樹種の中から定めるものとし、人工造林の対象樹種は、人工造林を行う際の樹種選択の規範として市町村森林整備計画において定められます。

なお、苗木の選定については、エリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めます。

#### 人工造林の対象樹種の指針

針葉樹	広葉樹
スギ、ヒノキ、アカマツ（広島スーパーマツを含む）	ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類、シデ類等

#### イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法に関する指針は、次表のとおりです。

なお、地形等の自然条件を勘案して、伐採と造林の一貫作業システムの導入や、コンテナ苗の活用に努め、施業の効率化や低コスト化を図るとともに、花粉症対策に資する苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めるものとします。

#### 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数の指針

樹種	仕立て方法	植栽本数
スギ	中仕立	2,000～3,000本/ha
ヒノキ	中仕立	2,000～3,000本/ha
クヌギ	中仕立	3,000～4,000本/ha
アカマツ	中仕立	3,000～5,000本/ha

注 広島スーパーマツは、アカマツに準ずる。

## その他人工造林の方法の指針

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が、植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置とするなどの点に留意すること。
植付けの方法	自然条件及び既往の植付け方法を勘案して、苗木の種類に応じた適切な植付け方法を選定すること。
植栽の時期	裸苗については、春に苗木が成長を始める前か、秋の成長休止期直前に行うこと。 コンテナ苗等については、通年植付けが可能であるが、盛夏及び厳寒時期の植付けには配慮すること。

## ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地及びそれ以外の伐採跡地について、人工造林をすべき期間は次のとおりです。

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められるものです。

### 伐採跡地の人工造林をすべき期間

区 分		期 間
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地	皆伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。
	択伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林以外の伐採跡地		「主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後までに的確な更新がなされない場合」は、その後2年以内に造林を行うものとする。



## (2) 天然更新に関する指針

天然更新は、不確実性が伴うことから、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等を十分確認すること等により、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとします。

また、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとします。

### ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種に関する指針は、次表のとおりです。

#### 天然更新の対象樹種に関する指針

区 分	針葉樹	広葉樹
天然更新の対象樹種	アカマツ	ナラ類, カシ類, カエデ類, サクラ類, シデ類等
ぼう芽による更新が可能な樹種		ナラ類, カシ類等

### イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新の標準的な方法に関する指針は、次のとおりです。

#### (7) 天然更新の対象樹種の期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数に関する指針

樹種	期待成立本数	天然更新すべき本数
アカマツ, ナラ類, カシ類, カエデ類, サクラ類, シデ類等	6,000 本/ha	期待成立本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数 (ただし, 樹高が 30cm 以上かつ草丈以上のものに限る。) とするものとする。

(イ) 天然更新補助作業の標準的な方法に関する指針

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこと。
刈出し	ササなどの下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこと。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽すること。
芽かき	ぼう芽発生後2～3年以降に2～3回、秋から冬にかけて、切株の下から出た優勢ぼう芽を残して他を除去すること。

(ウ) 伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法の指針

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法の指針は、広島県天然更新完了基準とします。

なお、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとします。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とします。

なお、更新すべき期間内において、伐採のために設置した森林作業道や作業ヤード等で地表面がかき乱された林地が土砂の崩壊等を引き起こすおそれがある場合には、排水施設や土留の設置及び地表面侵食防止のための緑化を行うとともに、必要に応じて原形復旧のための筋工等の緑化施設の設置などの措置を講じるものとします。

### (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

次のような天然更新が期待できない森林については、植栽による更新の確保を図ることとし、市町村森林整備計画においてその基準を定めるものとします。

ア 種子を供給する母樹が存在しない森林

イ 天然稚樹の育成が期待できない森林

ウ 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないものうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

エ 周辺の伐採跡地の天然更新の状況や、森林の早期回復に対する社会的要請により必要と思われる森林

### (4) その他必要な事項

特になし。

### 3 間伐及び保育

#### (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法については、巻末の(附)参考資料7「林分密度管理図」に基づき、下表のとおり上層木の平均樹高と間伐実施前の成立本数(ヘクタール当たり立木密度)により定めますが、これにより難しい場合は、標準伐期齢未満の森林は10年に1回、標準伐期齢以上の森林は15年に1回を標準として間伐を実施するものとします。

また、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとします。

また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めます。

## 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

<スギ・ヒノキ 3,000 本/ha 植栽>

樹種	仕立本数 等	間伐の時期				間伐率 (%)	間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目		
		I～II等地	I～II等地	I～II等地	I等地		
スギ	I等地 800 本/ha II等地 1,100 本/ha	樹高 11m	樹高 15m	樹高 19m	樹高 22m	23～27	林分密度管理図を参考に収量比数 $R_y$ がおおむね 0.8 を超えない管理とする。
	[参考] 間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	15	21	29	39		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	2,600 本	2,000 本	1,500 本	1,100 本		
ヒノキ	I等地 800 本/ha II等地 1,200 本/ha	樹高 12m	樹高 14m	樹高 16m	樹高 18m	16～33	林分密度管理図を参考に収量比数 $R_y$ がおおむね 0.8 を超えない管理とする。
	[参考] 間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	19	24	30	37		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	2,500 本	2,100 本	1,600 本	1,200 本		

注 生産目標は一般建築材（合板・集成材を含む）とするが、柱材を生産目標にする場合は、3回目以降の間伐を省略する。なお、林齢の目安は、I等地とII等地の中間値とした。

<スギ・ヒノキ 2,000 本/ha 植栽>

樹種	仕立本数 等	間伐の時期		間伐率 (%)	間伐の方法
		初回	2回目		
		I～II等地	I等地		
スギ	I等地 800 本/ha II等地 1,100 本/ha	樹高 17m	樹高 21m	27～31	林分密度管理図を参考に収量比数 $R_y$ がおおむね 0.8 を超えない管理とする。
	[参考] 間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	25	35		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,600 本	1,100 本		
ヒノキ	I等地 800 本/ha II等地 1,100 本/ha	樹高 15m	樹高 18m	27～31	林分密度管理図を参考に収量比数 $R_y$ がおおむね 0.8 を超えない管理とする。
	[参考] 間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	27	37		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,600 本	1,100 本		

注 生産目標は一般建築材（合板・集成材を含む）とするが、柱材を生産目標にする場合は、間伐を省略する。なお、林齢の目安は、I等地とII等地の中間値とした。

<アカマツ>

樹種	地位級	生産目標	間伐の時期 (林齢)			間伐率 (%)	間伐の方法
			初回	2回目	3回目		
アカマツ	II等地	一般材	17	27		32～38	初回間伐の場合は、形質不良木を主体に2回目以降は、残存木の配置が均等になるよう選木する。
		一般建築材	17	27	45	18～38	

注 広島スーパーマツは、アカマツに準ずる。

### 長伐期施業を実施する場合の間伐の回数に関する指針

生産目標を造作材（末口径 30cm 以上の大径材生産）とする場合は、「長伐期施業暫定指針・追補（平成 19 年 3 月改訂）」に基づき、次表のとおり実施するものとします。

樹種	地位指数	間伐率
スギ	18	15年生から55年生まで10年毎に3割，以降20年ごとに2割
	16	20年生から50年生まで10年毎に3割，以降20年ごとに2割
ヒノキ	16	15年生から55年生まで10年毎に3割，以降20年ごとに2割
	14	15年生から75年生まで15年毎に3割，以降25年ごとに2割

注 「地位指数」とは、40年生時の樹高のこと。

### (2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法に関する指針は、次表のとおりとします。

#### 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類	樹種	地位級	植栽本数 (本/ha)	実施時期（林齢）					備考
				初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
下刈	スギ	I～II	2,000～3,000	1	2	3	4	5	
	ヒノキ	I～II	2,000～3,000	1	2	3	4	5	
	アカマツ	I～II	3,000～5,000	1	2	3	4	5	
除伐	スギ	I～II	3,000	10～11					
			2,000	16～21					
	ヒノキ	I～II	3,000	11～14					
			2,000	15～20					
	アカマツ	II	3,000～5,000	10					

注1 地位級の I, II は I 等地, II 等地を表す。

2 広島スーパーマツはアカマツに準ずる。

### (3) その他必要な事項

特になし。

《参考》「コウヨウザン」

① 人工造林の標準的な方法に関する指針

仕立て方法	植栽本数
疎 仕 立	1,500 本/ha

② 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

仕立本数		間伐の時期		間伐の方法	
		初回	間伐率	選木の方法	
910 本/ha		樹高 16m		30%	形質不良木を主体に，残存木の配置が均等になるように選木するものとする。
〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	地位指数 26	17			
	地位指数 24	18			
	地位指数 22	20			
	地位指数 20	22			
	地位指数 18	25			
	地位指数 16	30			
間伐実施前の成立本数		1,300 本/ha			

③ 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類	地位指数	実施時期（林齢）					備考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
下刈	26～16	1	2	3	4	5	

## 4 林道等の開設や林産物の搬出

### (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等の開設及び改良については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要となる森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものを実施するものとします。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進します。特に林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設林道の改築改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図ります。

なお、林道（林業専用道を含む。）の開設量については、Ⅲの第3の1に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、路網の骨格としての機能や森林施業の効率的な実施を確保する観点から、第2の2(4)「林道の開設又は拡張に関する計画」のとおり計画するものとします。

#### 基幹路網の現状

区 分	路線数	延長 (km)
基 幹 路 網	506	658
うち林業専用道	3	5

### (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための作業システム別の路網密度の水準は、次表を目安とするものとします。

また、作業システムは、「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」の適切な配置に加え、高性能林業機械の導入による作業時間の短縮や人件費の削減を図るものとし、傾斜や路網密度を勘案して、フォワーダ等を使用する車両系とタワーヤード等を使用する架線系を施業地に応じて適用するものとします。



### 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	基幹路網
緩傾斜地 (0° ~15° )	車両系作業システム	110 以上	35 以上
中傾斜地 (15° ~30° )	車両系作業システム	85 以上	25 以上
	架線系作業システム	25 以上	
急傾斜地 (30° ~35° )	車両系作業システム	60 〈50〉 以上	16 以上
	架線系作業システム	20 〈15〉 以上	
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

注1 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムのこと。フォワーダ等を活用する。

2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムのこと。タワーヤダ等を活用し、主に林業専用道を使用する。

3 「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

### (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域） の基本的な考え方

路網と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、スギ・ヒノキの人工林などが面的なまとまりを持ち、作業システムにより効率的な森林施業が可能な区域とします。

#### (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網の整備に当たっては、「林道規程」(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)、「広島県林業専用道作設指針」(平成23年8月31日制定)、「広島県森林作業道作設指針」(平成23年4月1日制定)、「広島県森林作業道実施基準」(平成28年11月7日最終改正)に即して開設するものとします。

林道及び林業専用道については、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を行うものとします。

森林作業道については、継続的な使用に供するため、丈夫で簡易な規格・構造とし、作設に当たっては、土工量の縮減を通じた作設費用の抑制を図る等の観点から、作業システムに対応する必要最小限の規格で計画するものとし、おおよその傾斜区別の規格・構造の考え方は次のとおりです。

傾斜区分	規格・構造の考え方
① 傾斜 25° 以下	比較的傾斜が緩やかであるため、切土、盛土の移動土量を抑え、土構造を基本として作設するものとする。
② 傾斜 25° ～ 35°	中～急傾斜地であるため、切土、盛土による移動土量がやや大きくなることから、必要に応じて、丸太組等の構造物を計画するものとする。
③ 傾斜 35° 以上	急傾斜であるため、原則、作設しないこととし、計画路線の見直しや架線集材を検討するものとするが、やむを得ず作設する場合には、事前に県や市町の林務担当課と協議するものとする。

#### (5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし。

#### (6) その他必要な事項

林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行います。

特に、林産物の搬出の方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は森林の土地の保全に支障を生ずるものとして搬出の方法を特定する森林については、第5の1(2)に定めるものとし、地表を極力損傷しないよう、架線集材等により林産物の搬出を行います。

## 5 森林施業の合理化等

### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

#### ア 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大

航空レーザ計測データの解析結果を活用して、採算性の指標となる「林地傾斜」及び「車道からの距離」により、条件の良い区分を林業経営適地候補とします。林業経営適地候補を中心に、効率的な施業が可能な適正規模（10～20ha）にまとめた事業地を林業経営適地として特定する取組を推進します。

これらの取組と併せ、新たに開始した「森林経営管理制度」の活用を通じ、森林の経営や管理が適切に行われていない森林についても、適切な経営や管理の確保を図るため、市町が仲介役となり森林所有者と意欲と能力のある林業経営者をつなぐシステムの構築を図ることで、経営規模の拡大を後押しします。

#### イ 森林施業の共同化に関する地域の合意形成の促進等

市町及び森林組合など地域の関係者による地域協議会を通じて、関係者の合意形成を図るとともに、地域単位で森林所有者への働きかけを行うことで、林業経営適地の集約化の取組を進めます。

また、森林整備及び保全を推進するため、森林経営計画による施業の集約化促進のほか、境界の明確化や施業実施協定の締結による施業の共同実施などを通じ、森林管理の適正化を図ります。

### (2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

#### ア 林業経営体の育成

林業経営体は、安定的な事業地の確保が困難となっていることや、収支の改善が不十分であることから、生産規模の拡大が進んでいません。

このため、高い収益性と生産性を実現することで森林所有者の所得向上につながりうる能力を有するとともに、主伐・再造林や間伐等の実施などにより持続的な林業経営を行うことが可能な経営力の高い林業経営体の育成を図る必要があります。

また、効率的な木材生産が可能となる集積・集約化された事業地を確保し、その区域を林業経営体が計画的な林業経営を行うことで、効率的かつ安定的な木材生産体制を構築するとともに、植栽・保育・間伐・主伐の各段階での効率化を図ることにより、林業経営体や森林所有者の利益を確保し、林業経営に対する意欲を高める取組を推進することで、経営基盤の強化を図ります。

## イ 林業従事者の確保・育成

林業への就業希望者に対して、就職先の斡旋や定住先の確保の相談など、マンツーマンできめこまやかな対応を行うことにより、林業従事者の確保を図ります。

また、「緑の雇用」などの研修により、林業従事者の育成を図るとともに、林業経営体の安全管理体制の強化による労働安全衛生の向上など、就業条件の改善等を進め、林業従事者の定着率の向上を図ります。

### (3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業経営体が効率的かつ安定的に木材生産体制を構築するとともに、植栽・保育・間伐・主伐における各段階での効率化を図るため、生産性の向上や、労働負荷の軽減を図る上で重要となる林業機械の導入を促進します。

併せて、伐採・搬出等の生産性の向上を図るとともに、現場の課題に的確に対応できる技術者の育成に向け、技術研修等を実施します。

### (4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

#### ア 効率的な流通体制の構築

大規模製材工場の整備支援や、広島県森林組合連合会に設置した流通コーディネーターと連携して、林業経営体から木材を集め、需要先へ安定的に供給する取組により、安定供給協定による取引量は増加しましたが、今後、主伐の増加に伴い、製材用材の増加が予測されます。

このため、引き続き県内外の大規模製材工場等の需要を把握し、林業経営体の出荷のとりまとめを担う流通コーディネーターと連携して、県産材の安定供給量の増加を推進します。

なお、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について関係者一体となって推進するように努めます。

#### イ 県産材需要の確保

県産材の主な需要先である住宅分野においては、人口減少等の影響による新設住宅着工戸数の減少から、木材需要の減少が予測されますが、今後、主伐の増加に伴い、製材用材の増加が見込まれるため、木造住宅に加え、住宅以外の建築物の木造化・木質化等を促進し、更なる需要の確保に取り組みます。

### (5) その他必要な事項

山村における定住や都市と山村の交流の促進を図るため、林業及び木材産業での就業機会の創出や生活環境を整備するとともに、地域住民等が里山林を活用しながら継続的に管理する取組を支援します。

## 第5 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全

#### (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の施業及び土地の形質の変更に当たり、水資源の涵（かん）養、土砂の流出及び崩壊の防止上、特に林地の保全に留意すべき森林は、次に掲げる保安林及び保安施設地区の森林とします。

- ① 水源かん養保安林      ② 土砂流出防備保安林      ③ 土砂崩壊防備保安林
- ④ なだれ防止保安林      ⑤ 落石防止保安林      ⑥ 保健保安林
- ⑦ 風致保安林      ⑧ 保安施設地区の森林

#### 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の所在	面積 (ha)	内訳		留意すべき事項
		保安林等	左記以外の森林	
市町				
計画区総数	192,165.37	65,453.01	126,712.36	林地の適正な管理並びに適切な施業の実施により林地の保全を図るほか、土地の形質の変更に当たっては、特に林地の保全に支障を及ぼさないよう十分留意するものとする。
三次市	55,993.18	19,659.85	36,333.33	
庄原市	97,941.76	35,126.82	62,814.94	
安芸高田市	38,230.43	10,666.34	27,564.09	

※箇所別明細は森林簿や保安林台帳による。

※保安林等：保安林又は保安施設地区

**(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法**

該当なし。

**(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項**

土地の形質の変更に当たっては、林地開発許可制度の適正な運用を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林、居住環境の保全・形成に重要な役割を果たす森林の他用途への転用は極力避けるものとします。

また、土石の切取、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質の変更の目的、内容を総合的に勘案して実施地区の選定を適切に行うとともに、法面の緑化、土留工等の防災施設、調整池等の設置及び環境の保全等のための森林の適切な配置を講じるものとします。

さらに、太陽光発電設備を設置する場合には、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、適切な防災施設の設置や森林の適正な配置など開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組等に配慮します。

なお、土砂の搬出、搬入、埋立等については、広島県土砂の適正処理に関する条例（平成16年広島県条例第1号）を遵守するものとします。

**(4) その他必要な事項**

特になし。

## 2 保安施設に関する事項

### (1) 保安林の整備に関する方針

流域における森林に関する自然条件，社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ，水源の涵（かん）養，災害の防備の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について，水源かん養保安林，土砂流出防備保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに，必要に応じて指定施業要件を見直し，その保全を確保します。

### (2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安林の指定目的のうち，水源の涵（かん）養又は災害の防備の目的を達成するために森林の造成事業，森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う場合には，保安施設地区の指定を行うことができるものとし，指定期間満了の時に森林であるものについては，既に保安林であるものを除き保安林に転換し管理します。

### (3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については，安心・安全の確保を図る観点から，流域における森林に関する自然条件等を勘案し，豪雨，地震等の多様な自然現象による山地災害に対して強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため，事前防災・減災の考え方に立ち，近年，頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生が高まっていることや山腹崩壊に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ，緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地を対象として，治山施設による整備と機能低下した保安林の整備等を流域の特性に応じて計画的に実施します。その際，土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から，保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めます。

治山事業の実施にあたっては，本県の山地災害の特色を反映した対策を講じるため，平成31年3月に策定した「平成30年7月豪雨災害を踏まえた治山対策方針」に基づき，ハード対策及びソフト対策による治山対策に取り組みます。

ハード対策については，災害後の調査で，溪流内堆積物や周辺の侵食された斜面の内部に存在する転石が流下したことにより，下流への被害が助長された箇所が多く見られたことから，新たな治山ダムの計画にあたっては，転石の衝撃力に耐えうる天端厚の設定や鉄筋の挿入による補強などの巨石を含む転石対策に取り組むとともに，一部の治山ダムで土石流による損壊が見られたことから，再度災害の恐れが高く，土石流による甚大な被害が懸念される箇所については，土石流体力を考慮した土石流対応型の治山ダムを整備します。

また，流木対策として，流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備，流木化する可能性の高い流路部の立木の伐採などに取り組みます。

ソフト対策については、地形図による判読ではわからない地形からの崩壊発生が見られたことから、レーザ解析手法等を用い、従来の地形図では判読できなかった微地形や山地災害の危険地区を高い精度で把握し、事業計画の策定や事業の優先度決定に活用するとともに、山地災害の危険性や避難行動などについて、県民及び地域住民等へ周知します。

#### (4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件の全てを満たす森林が存するものについては、当該保安林を特定保安林として指定するとともに、その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図ります。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ります。

ア 下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、又はそのおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうっ閉せず、又はうっ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即した機能を確保するため早急に施業を実施する必要があると認められる森林

イ 気候、地形、土壌等の自然条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即した機能を確保し得ると認められる森林

ウ 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められる森林

#### (5) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林の台帳の調整等及び標識の設置等を適正に行います。



### 3 鳥獣害の防止

市町村森林整備計画において、鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法を定めるに当たっての方針は、次のとおりです。

#### (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

##### ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通データ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定します。

##### イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進します。

その際、地域の鳥獣被害実態を把握するために、被害状況調査等を実施し、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図ります。

#### (2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めます。

また、林業従事者等を対象とした、シカの生態、防護対策及び捕獲のための罠の設置方法の知識や技術の習得を目的とした研修を実施し、シカ被害抑制対策のための人材を育成します。

## 4 森林病虫害の駆除と予防・その他の森林の保護等

### (1) 森林病虫害等の被害対策の方針

本計画区の中南部では、松くい虫による被害が多く、被害跡地対策の充実及び防除対策の重点化を図るとともに、被害の状況等に応じ、天然力の活用を主体とした広葉樹等への樹種転換を図ります。

また、ナラ枯れ被害については、被害状況を把握し、関係機関での情報の共有を図り、被害先端地等における適切な防除の推進により、被害の速度を低減するとともに、より効果的な防除手法を検討します。

### (2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3(1)アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、その防止に向け、森林被害の発生状況の把握に努めるとともに、関係行政機関、森林所有者及び関係団体等が協力して計画的に行う防除活動等を推進します。

### (3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、火災の発生が多い時期においては、山火事防止の普及啓発などに努めます。

なお、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画に留意事項を定めることとします。

### (4) その他必要な事項

本計画区は、概して低温で積雪も多く、凍害や雪害が起こりやすいため、自然災害の発生状況の把握に努めるとともに、被害の救済を図るため、森林保険の加入を促進します。

## 第6 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

市町村森林整備計画において森林の保健機能の増進に関する事項を定める場合には、次の事項を指針とします。

### 1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の存する地域の実情、森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定します。

### 2 その他保健機能森林の整備に関する事項

#### (1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水源の涵（かん）養及び国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえて、多様な施業を積極的に実施します。

なお、これらの場合において、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行います。

#### (2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行います。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））を定めます。

#### (3) その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意します。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び県土の保全に適切な配慮を行います。

## 第7 その他必要な事項

### 1 保安林その他制限林の施業方法

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	備考
水源かん養保安林	計		59,792.79	別表「森林の施業方法」のとおり	
	安芸高田市	(吉田)	756.71		
		(八千代)	1,186.03		
		(美土里)	2,250.09		
		(高宮)	2,655.92		
		(甲田)	763.80		
		(向原)	1,468.01		
	三次市	(三次)	1,867.70		
		(君田)	4,094.63		
		(布野)	3,994.71		
		(作木)	4,832.80		
		(吉舎)	1,135.86		
		(三良坂)	473.74		
		(三和)	747.47		
		(甲奴)	751.31		
	庄原市	(庄原)	2,527.24		
		(西城)	9,702.37		
		(東城)	6,272.52		
		(口和)	2,250.30		
		(高野)	5,234.68		
		(比和)	5,098.26		
(総領)		1,728.64			
土砂流出防備保安林	計		5,255.32	別表「森林の施業方法」のとおり	
	安芸高田市	(吉田)	590.81		
		(八千代)	287.39		
		(美土里)	7.01		
		(高宮)	257.14		
		(甲田)	85.67		
		(向原)	407.01		
	三次市	(三次)	457.01		
		(君田)	91.90		
		(布野)	220.64		
		(作木)	74.03		
		(吉舎)	216.95		
		(三良坂)	49.59		
		(三和)	372.58		
		(甲奴)	251.50		

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	備考
保安林 土砂流出防備 (続き)	庄原市	(庄原)	485.11	別表「森林の施業方法」の とおり	
		(西城)	261.97		
		(東城)	483.14		
		(口和)	145.95		
		(高野)	170.27		
		(比和)	315.31		
		(総領)	24.34		
土砂崩壊防備保安林	計		121.48	別表「森林の施業方法」の とおり	
	安芸高田市	(吉田)	5.21		
		(八千代)	2.39		
		(美土里)	2.68		
		(高宮)	3.60		
	三次市	(三次)	1.64		
		(作木)	2.12		
		(吉舎)	10.92		
		(三良坂)	0.22		
		(三和)	1.04		
		(甲奴)	2.47		
	庄原市	(庄原)	15.85		
		(西城)	47.53		
		(東城)	14.43		
		(比和)	11.38		
なだれ防止保安林	計		86.83	別表「森林の施業方法」の とおり	
	安芸高田市	(高宮)	1.34		
	三次市	(君田)	22.34		
		(布野)	5.67		
		(作木)	34.67		
	庄原市	(西城)	13.80		
		(口和)	6.07		
		(比和)	2.94		
保安林 落石防止	計		43.66	別表「森林の施業方法」の とおり	
	庄原市	(庄原)	2.09		
		(西城)	21.98		
		(東城)	19.59		
保健保安林	計		1,550.98	別表「森林の施業方法」の とおり	
	安芸高田市	(吉田)	12.88		
		(八千代)	86.58		
		(美土里)	4.89		
		(高宮)	1.21		

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	備考	
保健保安林 (続き)	三次市	(作木)	32.15	別表「森林の施業方法」の とおり		
		(三和)	6.97			
	庄原市	(庄原)	135.12			
		(西城)	958.83			
		(東城)	114.52			
		(比和)	197.83			
計			158.15			
風致 保安林	安芸高田市	(吉田)	48.02	別表「森林の施業方法」の とおり		
	庄原市	(東城)	110.13			
	計				474.15	
砂防 指定地	安芸高田市	(吉田)	0.54	広島県砂防指定地管理条例 の定めによる。		
		(八千代)	1.36			
		(高宮)	111.39			
		三次市	(三次)		12.01	
			(君田)		9.89	
			(布野)		22.29	
			(作木)		27.43	
			(吉舎)		17.56	
			(三和)		12.71	
	(甲奴)		7.33			
	庄原市	(庄原)	77.23		広島県砂防指定地管理条例 の定めによる。	
		(西城)	27.22			
		(東城)	13.82			
		(口和)	19.98			
		(高野)	105.81			
		(比和)	5.66			
		(総領)	1.92			
	計				380.88	
国定公園	第1種特別	庄原市	(西城)	109.40	自然公園法の定めによる。	
			(東城)	221.44		
			(比和)	50.04		
	計			2,956.13		
	第2種特別	庄原市	(西城)	1,301.19		
			(東城)	1,239.59		
			(比和)	415.35		
	計			605.31		
	第3種特別	庄原市	(西城)	445.67		
(東城)			159.64			

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	備考
県立自然公園	特別第1種	計		7.78	広島県立自然公園条例の定めによる。
		三次市	(君田)	7.78	
	特別第2種	計		75.32	
		三次市	(君田)	54.17	
		庄原市	(高野)	21.15	
	特別第3種	計		1,147.63	
		三次市	(君田)	545.64	
	庄原市	(高野)	601.99		
鳥獣管理法	保護特別地区	計		596.10	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の定めによる。
		庄原市	(西城)	474.71	
			(東城)	121.39	
計画法	都市風致地区	計		60.42	風致地区内における建築等の規制に関する条例の定めによる。
		庄原市	(庄原)	60.42	
文化財保護法及び県文化財保護条例	史跡及び県史跡指定地域	計		294.15	文化財保護法及び広島県文化財保護条例の定めによる。
		安芸高田市	(吉田)	23.48	
			(甲田)	3.74	
		三次市	(三次)	21.82	
			(吉舎)	0.29	
		庄原市	(庄原)	6.35	
			(西城)	229.11	
			(東城)	0.06	
	(総領)		9.30		
	名勝及び県名勝指定地域	計		151.47	文化財保護法及び広島県文化財保護条例の定めによる。
		三次市	(作木)	6.16	
		庄原市	(東城)	145.31	
	天然記念物及び県天然記念物指定地域	計		9.34	
		安芸高田市	(高宮)	0.24	
			(甲田)	0.73	
		三次市	(三次)	1.46	
			(作木)	0.09	
庄原市		(庄原)	0.13		
		(西城)	0.01		
	(東城)	0.13			
	(比和)	6.55			
県自然環境保全条例	地域特別地区	計		278.65	広島県自然環境保全条例の定めによる。
		安芸高田市	(八千代)	23.61	
			(高宮)	15.72	
		三次市	(作木)	22.87	
			(甲奴)	34.32	

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	備考		
県自然環境保全条例 (続き)	県自然環境保全地域 特別地区 (続き)	庄原市	(西城)	26.32	広島県自然環境保全条例の 定めによる。		
			(東城)	9.45			
			(口和)	50.56			
			(高野)	8.33			
			(比和)	87.47			
	野生動物環境保全地域	計		38.32			
		安芸高田市	(八千代)	3.31			
			三次市	(布野)		3.64	
		(作木)		2.11			
		庄原市	(西城)	15.26			
(東城)	14.00						
県自然環境保全条例	県自然環境保全地域 普通地区	計		127.59	広島県自然環境保全条例の 定めによる。		
		安芸高田市	(八千代)	22.57			
			(高宮)	35.55			
		三次市	(三次)	10.14			
			(作木)	30.80			
	庄原市	(口和)	28.53				
	緑地環境保全地域	計		258.87			
		安芸高田市	(吉田)	88.77			
			(向原)	1.35			
		三次市	(三次)	146.64			
		庄原市	(西城)	8.80			
	(東城)		13.31				
	急傾斜地法	急傾斜地崩壊危険区域	計			18.45	急傾斜地の崩壊による災害 の防止に関する法律の定め による。
安芸高田市			(吉田)	1.33			
			(甲田)	0.93			
三次市			(三次)	0.48			
			(布野)	0.18			
			(作木)	3.27			
庄原市			(西城)	2.31			
			(口和)	8.66			
	(総領)	1.29					
地すべり等防止法	地すべり防止区域	計		101.42	地すべり等防止法の定め による。		
		三次市	(君田)	7.25			
		庄原市	(庄原)	16.48			
			(東城)	52.48			
			(高野)	25.21			

## 2 その他必要な事項

特になし。



## 森林の施業方法

種類	施業方法	
	伐採方法	その他
水源かん養保安林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 特に定めない。 ただし、林況が粗悪な森林、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で伐採方法を制限しなければ土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては択伐とし、その程度が特に著しいと認められるもの にあっては禁伐とする。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 樹種別に定める標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める。）以上とする。</p> <p>(3) 皆伐する場合の制限 伐採年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの期間）ごとに皆伐することのできる1か所当たりの面積は20ヘクタール以下の範囲内で定めた伐採の限度以下とする。</p> <p>(4) 択伐する場合の制限 ア 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えた時の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を、当該年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合とする。 ただし、その算出された率が30パーセントを超えるときは30パーセント（適確な更新が認められる森林（植栽義務が定められている森林等）については40パーセント）とする。 イ 指定後最初に行う場合の択伐率は、アにかかわらず30パーセント（適確な更新が認められる森林（植栽義務が定められている森林等）については40パーセント）に当該森林の立木材積、その他立木の構成状態に応じて定める係数を乗じた割合とする。</p> <p>2 間伐</p> <p>(1) 間伐することのできる箇所 樹冠疎密度が80パーセント以上の箇所とする。</p> <p>(2) 間伐することのできる立木の材積 当該林分の伐採時の立木材積の35パーセントを超えず、かつ、伐採後5年を経過して樹冠疎密度が80パーセント以上に回復することが確実に認められる範囲内の材積とする。</p>	<p>1 更新 成林が早急にしかも確実に期待される場合は、天然更新によることができるが、成林の見込みが困難な箇所及び樹種、林相の改良を目的とした伐採跡地については人工更新による。</p> <p>2 その他 落葉・下草・土石の採取は原則として禁止する。 ただし、造林又は保育のためにする地拵、下刈、除伐、つる切り又は枝打ちなどの森林施業はこの限りでない。</p>
土砂流出防備保安林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 特に定めない。 ただし、皆伐することができるのは、地盤が比較的安定した森林とし、その他の森林にあっては択伐とするが、保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては禁伐とする。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 （水源かん養保安林と同じ）</p>	<p>1 更新 原則として現在樹種の天然更新によるが、成林の見込みが困難な箇所については人工更新による。</p> <p>2 その他 （水源かん養保安林と同じ）</p>

種類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
土砂流出防備保安林 続き	<p>(3) 皆伐する場合の制限 伐採年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの期間）ごとに皆伐することができる1か所当たりの面積は10ヘクタール以下の範囲内で定めた伐採の限度以下とする。</p> <p>(4) 択伐する場合の制限 （水源かん養保安林と同じ）</p> <p>2 間伐</p> <p>(1) 間伐することのできる箇所 （水源かん養保安林と同じ）</p> <p>(2) 間伐のできる立木の材積 （水源かん養保安林と同じ）</p>	
土砂崩壊防備保安林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 択伐とする。 ただし、保安施設事業の施行地で地盤の安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあっては禁伐とする。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 （水源かん養保安林と同じ）</p> <p>(3) 択伐する場合の制限 （水源かん養保安林と同じ）</p> <p>2 間伐</p> <p>(1) 間伐することのできる箇所 （水源かん養保安林と同じ）</p> <p>(2) 間伐のできる立木の材積 （水源かん養保安林と同じ）</p>	<p>1 更新 原則として現在樹種の天然更新による。</p> <p>2 その他 落葉・下草・土石の採取は原則として禁止する。</p>
防風保安林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 特に定めない。 ただし、林帯の幅がおおむね20メートル未満の狭小な森林その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地の成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては択伐とし、その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、10メートル未満のもの）にあっては禁伐とする。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 （水源かん養保安林と同じ）</p> <p>(3) 択伐する場合の制限 （水源かん養保安林と同じ）</p> <p>2 間伐</p> <p>(1) 間伐することのできる箇所 （水源かん養保安林と同じ）</p> <p>(2) 間伐のできる立木の材積 （水源かん養保安林と同じ）</p>	<p>1 更新 原則として人工更新による。</p> <p>2 その他 （水源かん養保安林と同じ）</p>
なだれ防止保安林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 禁伐とする。 ただし、緩傾斜地の森林、その他なだれによる被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあっては択伐することができる。</p>	<p>1 更新 原則として現在樹種の天然更新による。</p> <p>2 その他 （水源かん養保安林と同じ）</p>

種類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
なだれ防止保安林 続き	<p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(3) 択伐する場合の制限 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>2 間伐</p> <p>(1) 間伐することのできる箇所 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(2) 間伐のできる立木の材積 (水源かん養保安林と同じ)</p>	
落石防止保安林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 禁伐とする。 ただし、緩傾斜の森林、その他落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては択伐とすることができる。</p>	<p>1 更新 (土砂崩壊防備保安林と同じ)</p> <p>2 その他 (土砂崩壊防備保安林と同じ)</p>
林 防火保安	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 禁伐とする。</p>	
保健保安林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 択伐とする。 ただし、伐採すれば、その伐採跡地における成林が著しく困難となるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。地域の景観を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(3) 皆伐する場合の制限 (土砂流出防備保安林と同じ)</p> <p>(4) 択伐する場合の制限 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>2 間伐</p> <p>(1) 間伐することのできる箇所 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(2) 間伐のできる立木の材積 (水源かん養保安林と同じ)</p>	<p>1 更新 (土砂流出防備保安林と同じ)</p> <p>2 その他 (水源かん養保安林と同じ)</p>
風致保安林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 択伐とする。 ただし、風致の保存のため、特に必要があると認められる森林にあつては禁伐とする。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(3) 択伐する場合の制限 (水源かん養保安林と同じ)</p>	<p>1 更新 (なだれ防止保安林と同じ)</p> <p>2 その他 (水源かん養保安林と同じ)</p>

種類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
風致保安林 (続き)	<p>2 間伐</p> <p>(1) 間伐することのできる箇所 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(2) 間伐することのできる立木の材積 (水源かん養保安林と同じ)</p>	
保安施設地区の森林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 原則として禁伐とする。 ただし、立木を伐採しても指定の目的に支障のない場合は、当該指定目的相当の指定施業要件に準じ択伐又は伐採種を定めないものとする。</p>	
砂防指定地の森林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 択伐とする。 ただし、砂防設備の保全に悪影響があると認められる地域及び砂防工事により施工した山腹植栽地での伐採は原則として禁止する。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(3) 択伐する場合の制限 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>2 間伐</p> <p>(1) 間伐することのできる箇所 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(2) 間伐することのできる立木の材積 (水源かん養保安林と同じ)</p>	<p>1 更新 原則として人工更新による。</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 土石類の採取は、原則として禁止する。</p> <p>(2) 地曳、土しゅらによる伐採木竹の搬出は、原則として禁止する。</p>
国立公園第一種特別地域の森林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 禁伐とする。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 標準伐期齢に10年を加えた年齢以上とする。</p> <p>(3) 択伐率 択伐率は、伐採時における当該林分の立木材積の10パーセント以内とする。</p>	<p>1 その他</p> <p>(1) 鉤物の掘採又は土石の採取は、露天掘を原則として禁止する。露天掘以外の方法によるものでも抗口を第一種特別地域に設けるものは、原則として禁止する。</p> <p>(2) 土地の開墾、その他土地の形状変更をきたす行為は原則として禁止する。</p>
国立公園第一種特別地域の森林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 択伐とする。 ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができるが、公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として、単木択伐法によるものとする。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ)</p>	<p>1 その他</p> <p>(1) 鉤物の掘採又は土石の採取は第一種特別地域の取扱いに準ずる。</p> <p>(2) 土地の開墾、その他土地の形状変更をきたす行為は、風致景観上支障のない場合を除き原則として禁止する。</p>

種類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
国立公園第一種特別地域の森林 続き	<p>(3) 皆伐する場合の制限</p> <p>ア 一伐区の面積は2ヘクタール以内とする。 ただし、疎密度3より多く保存木を残す場合又は、車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。</p> <p>イ 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。</p> <p>(4) 択伐率 択伐率は、用材林においては、当該林分の立木材積の30パーセント以内とし、薪炭林にあつては60パーセント以内とする。</p>	<p>(主たる景観から望見できない場所で、かつ、軽微な形状変更を除く。)</p>
別立 国立公園第三種特別地域の森林	<p>全般的に風致の維持を考慮して、施業を行うこととし、特に施業方法は定めない。 ただし、風致維持に著しい支障のある場合はこの限りではない。</p>	<p>1 その他 植生の復元が困難な地域等を除く地域において、現地形を大幅に改変するおそれがないものは許可できる。</p>
国定公園特別保護地区の森林	<p>1 主伐 (1) 伐採種 禁伐とする。</p>	<p>1 その他 (1) 鉤物の掘採及び落葉・落枝・植物・土石の採取は禁止する。 (2) 土地の開墾、その他土地の形状変更をきたす行為は禁止する。 (3) 次に掲げる行為は禁止する。 ア 木竹を植栽すること。 イ 火入れ又はたき火をすること。</p>
特別 国定公園第一種特別地域の森林	<p>国立公園第一種特別地域の森林に準ずる。</p>	
特別 国定公園第二種特別地域の森林	<p>国立公園第二種特別地域の森林に準ずる。</p>	
別立 国定公園第三種特別地域の森林	<p>全般的な風致の維持を考慮して、施業を行うこととし、特に施業方法は定めない。 ただし、風致維持に著しい支障のある場合はこの限りではない。</p>	<p>1 その他 新規の露天掘は許可しない。 ただし、現地形を大幅に改変するおそれがないものは許可できる。</p>

種類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
特別地域の森林 県立公園第一種	国立公園第一種特別地域の森林に準ずる。	
特別地域の森林 県立公園第二種	国立公園第二種特別地域の森林に準ずる。	
県立公園第三種特別地域の森林	<p>一般的に風致の維持を考慮して、施業を行うこととし、特に施業方法は定めない。</p> <p>ただし、風致維持に著しい支障のある場合はこの限りではない。</p>	<p>1 その他</p> <p>(1) 鉱物の掘採又は土石の採取は現地形を大幅に改変するおそれがないものを除き、露天掘りを原則として禁止する。露天掘り以外の方法によるものは、国立公園第一種特別地域の取扱に準ずる。</p> <p>(2) 土地の開墾、その他土地の形状変更をきたす行為は、国立公園第一種特別地域の取扱に準ずる。</p>
鳥獣保護及び管理並びに狩猟地区の適正化に関する法律による特別保護地区の森林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 特に定めない。</p> <p>ただし、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては択伐とし、その程度が特に著しいと認められる森林又は保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とする。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(3) 皆伐する場合の制限 地域森林計画の計画期間中における当該計画に係る特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。</p>	<p>1 更新 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>2 その他 (水源かん養保安林と同じ)</p>
風致地区の森林 都市計画法による	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 特に定めない。</p> <p>ただし、風致の維持のため、特に必要があると認められる森林にあつては択伐とする。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(3) 皆伐する場合の制限 伐採後の成林が確実であり、かつ伐採区域の面積が1ヘクタールを超えないものとする。</p> <p>(4) 択伐する場合の制限 (水源かん養保安林と同じ)</p>	<p>1 更新 原則として現在樹種の天然更新によるが、特に風致上必要と認められる場合は、人工更新による。</p> <p>2 その他 土石の採取、土地の開墾等は、風致の維持のため、特に必要のある地域については原則として禁止する。</p>

種類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
文化財保護法及び県文化財保護条例による史跡及び県史跡指定地域の森林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 原則として禁伐とする。 ただし、やむを得ない場合は、文化財保護法又は広島県文化財保護条例に基づき許可を得て、指定物件の尊厳維持に配慮して、伐採することができる。</p> <p>(2) 伐採木の搬出に際し、地曳等により地形の保全に著しい影響を及ぼさないこと。</p>	<p>1 更新 原則として現在樹種の天然更新によるが、成林の見込みが困難な場合は、人工更新による。</p> <p>2 その他 土石の採取、その他指定地域内の地形の現状変更をきたす行為は禁止する。</p>
文化財保護法及び県文化財保護条例による名勝及び県名勝指定地域の森林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 原則として禁伐とする。 ただし、やむを得ない場合は、文化財保護法又は広島県文化財保護条例に基づき許可を得て、風致景観を損なわないよう必要最小限度の単木択伐をすることができる。</p> <p>(2) 伐採木の搬出に際し、地曳等により、林地の保全及び貴重な下層植物群落に著しい影響を及ぼさないこと。</p>	<p>1 更新 原則として現在樹種の天然更新によるが、成林の見込みが困難な場合は、人工更新による。</p> <p>2 その他 落葉・下層植物・土石の採取その他、指定地域内の地形の現状変更をきたす行為は禁止する。</p>
文化財保護法及び県文化財保護条例による天然記念物及び県天然記念物指定地域の森林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 原則として禁伐とする。 ただし、文化財保護法又は広島県文化財保護条例に基づき許可を得た場合又は非常災害のために必要な応急処置を執る場合には伐採することができる。</p> <p>(2) 伐採木の搬出に際し、地曳等により、林地の保全及び貴重な下層植物群落に著しい影響を及ぼさないこと。</p>	<p>1 その他 落葉・下層植物・土石の採取その他、指定地域内の地形の現状変更をきたす行為は禁止する。</p>
県自然環境保全条例による自然環境保全地域の特別地区の森林	<p>伐採方法及びその限度は、各自然環境保全地域ごとの実情に応じて、その保全計画に定めることとするが、その基準は次によるものとする。</p> <p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 原則として択伐とする。 ただし、森林の群落構成を変える等、自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には小面積皆伐を行うことができる。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(3) 択伐する場合の制限 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(4) 皆伐する場合の制限 一伐区の面積は、2ヘクタール以内とし、伐区は努めて分散させる。</p>	<p>1 その他 鉞物の掘採、土石の採取、土地の開墾、その他土地の形状の変更をきたす行為及び建築物の設置等は原則として禁止する。</p>

種類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
県自然環境保全条例による野生動植物保護地区の森林	県自然環境保全条例による自然環境保全地域の特別地区の森林に準ずる。	
県自然環境保全条例による自然環境保全地域の普通地区の森林	全般的に自然環境の維持を考慮して、施業を行うこととし、特に施業方法は定めない。 ただし、自然環境の維持に著しい支障のある場合はこの限りではない。	1 その他 鉋物の掘採、土石の採取、土地の開墾、その他土地の形状の変更をきたす行為及び建築物の設置等は原則として禁止する。
県自然環境保全条例による緑地環境保全地域の森林	伐採方法及びその限度は、各自然環境保全地域ごとの実情に応じて、その保全計画に定めることとするが、その基準は次によるものとする。 1 主伐 (1) 伐採種 原則として禁伐とする。 ただし、森林の群落構成を変える等、自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐を行うことができる。 (2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ)	
急傾斜地崩壊危険区域の森林	1 主伐 原則として禁伐とする。 ただし、存置することによって崩壊を誘発・助長させると認められる立木竹及び急傾斜崩壊地防止工事の施工上支障となる立木竹の伐採を除く。	1 その他 (1) 土砂の採取又は集積は原則として禁止する。 (2) 地曳、土しゅらによる伐採木竹の搬出は、原則として禁止する。
地すべり防止区域の森林	1 主伐 原則として禁伐とする。 ただし、存置することによって崩壊を誘発・助長させると認められる立木竹及び地すべり防止工事の施工上支障となる立木竹の伐採を除く。	1 その他 (1) 土砂の採取又は集積は原則として禁止する。 (2) 地曳、土しゅらによる伐採木竹の搬出は、原則として禁止する。

注 この表以外の制限行為については、他の法令に定める基準によるものとする。



## (附) 参考資料

### 1 森林計画区の概要

#### (1) 市町村別土地面積及び森林面積

区 分	区域面積① (ha)	森林面積 (ha)			森林比率 (%) ②/①×100
		総数②	国有林	民有林	
総 数	256,238	205,881	13,716	192,165	80.3
三次市	77,818	58,713	2,720	55,993	75.4
庄原市	124,649	104,693	6,751	97,942	84.0
安芸高田市	53,771	42,474	4,244	38,230	79.0
県全域	847,922	610,294	47,215	563,079	72.0

注1 区域面積：国土交通省国土地理院「令和3年全国都道府県市区町村別面積調（1月1日時点）」による。

2 国有林（林野庁所管）：近畿中国森林管理局

3 表中の森林面積は、森林法第5条に定められている森林の面積を示す。

4 四捨五入のため、内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

## (2) 地況

### ア 気候

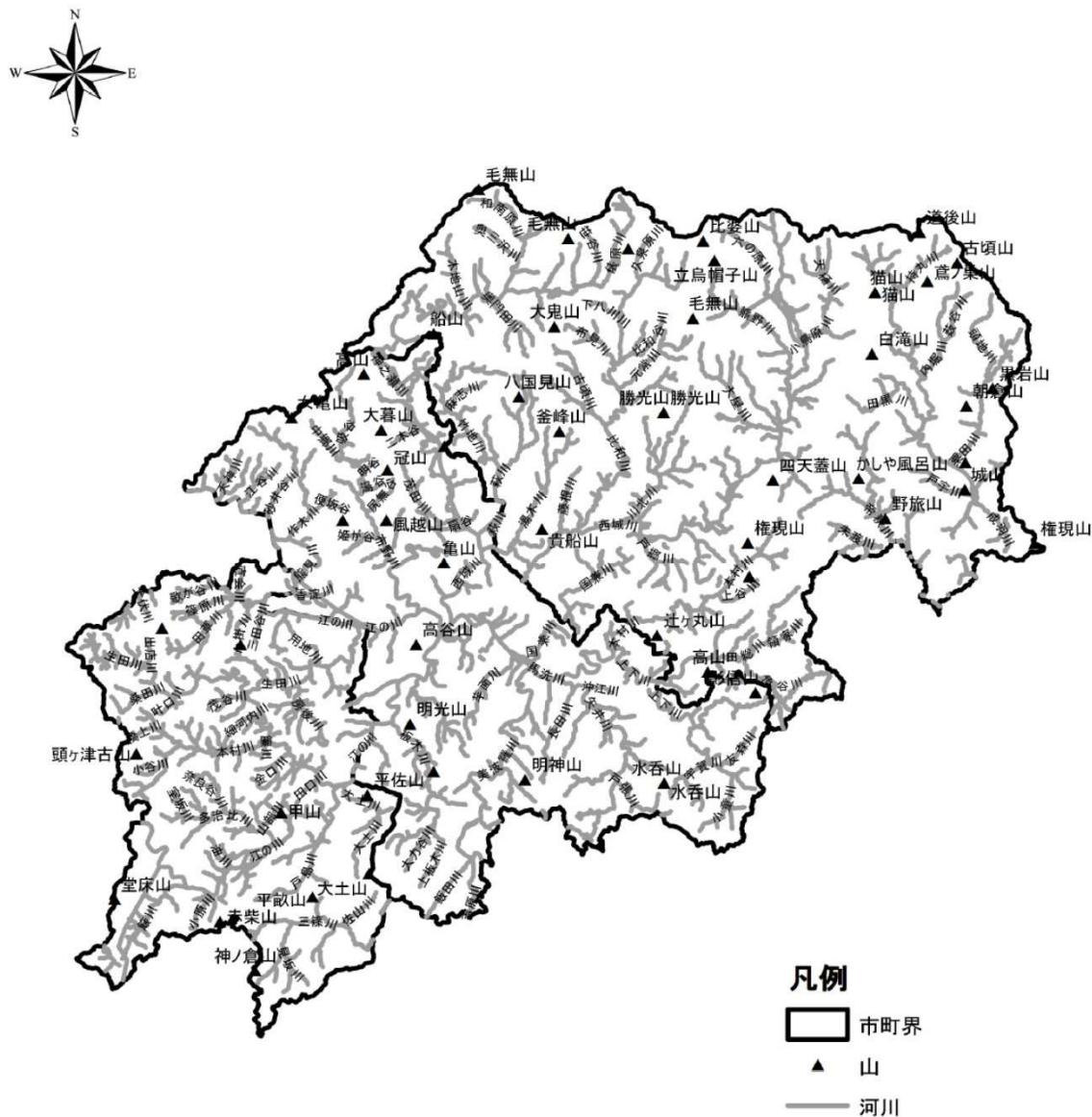
観測地	年間 降水量 (mm)	月平均気温			日照時間 (h)	最大 積雪深 (cm)
		最高 (°C)	最低 (°C)	年平均 (°C)		
三次市（三次）	1,558	26.7	2.1	13.9	1,685.2	
庄原市（庄原）	1,626	25.9	1.3	13.2	1,754.8	
庄原市（高野）	2,110	23.9	-0.2	11.4	1,551.2	93
安芸高田市（甲田）	1,653					

注1 国土交通省気象庁「気象データ」による。

2 数値は、平成28年～令和2年の平均値

### イ 地勢

江の川上流森林計画区地勢図



ウ 地質，土壤等

(7) 市町村別地質分布面積（民有林）

単位 面積：ha

区 分	花崗岩	流紋岩	中・古生	第三・ 第四紀	その他	計
総 数	47,635	97,735	13,452	10,048	23,295	192,165
三次市	14,668	30,403	502	3,933	6,487	55,993
庄原市	27,518	36,963	11,538	5,591	16,332	97,942
安芸高田市	5,449	30,369	1,411	524	477	38,230
県全域	231,891	206,665	72,969	13,990	37,564	563,079

注1 表中の民有林面積は，森林法第5条に定められている森林の面積を示す。

2 四捨五入のため，内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

(イ) 市町村別森林土壤分布面積（民有林）

単位 面積：ha

区 分	未熟土	乾性 褐色森林土	適潤性 褐色森林土	湿性 褐色森林土	黒色土	計
総 数	2,524	40,419	132,535		16,688	192,165
三次市	1,701	27,325	24,126		2,842	55,993
庄原市	29	1,439	83,071		13,402	97,942
安芸高田市	794	11,655	25,338		444	38,230
県全域	52,300	208,986	280,918	55	20,820	563,079

注1 表中の民有林面積は，森林法第5条に定められている森林の面積を示す。

2 四捨五入のため，内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	総数	森林	農地			その他	
			総数	うち田	うち畑	総数	うち宅地
総 数	256,238	205,881	10,929	9,909	819	39,428	3,463
三次市	77,818	58,713	3,768	3,417	237	15,336	1,459
庄原市	124,649	104,693	4,680	4,191	426	15,276	1,078
安芸高田市	53,771	42,474	2,481	2,302	156	8,816	926
県全域	847,922	610,294	28,979	24,037	2,817	208,649	36,918

注1 総面積：国土交通省国土地理院「令和3年全国都道府県市区町村別面積調」による。

2 農地：農林水産省大臣官房統計部「農林業センサス（2020）」経営耕地の状況による。

3 宅地：広島県総務局税務課「令和2年度版市町村税の概要」による。

4 四捨五入のため、内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

(4) 産業別生産額

単位 金額：百万円

区 分	総生産額	第1次産業				第2次産業	第3次産業	その他
		総額	農業	林業	漁業			
総 数	413,537	21,502	20,109	1,370	23	136,761	256,224	▲ 951
三次市	185,046	6,557	6,139	409	8	53,182	125,444	▲ 137
庄原市	113,687	10,411	9,709	692	10	32,113	71,547	▲ 384
安芸高田市	114,804	4,534	4,261	269	5	51,466	59,233	▲ 430
県全域	11,713,710	77,067	58,749	6,117	12,201	3,834,738	7,762,667	39,238

注1 広島県統計課「広島県市町民経済計算結果（平成30年度）」による。

2 その他欄は、輸入品に課される税・関税（控除）総資本形成に係る消費税。

3 四捨五入のため、内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

(5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区 分	総 数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	分類不能
		総数	農業	林業	漁業			
総 数	59,009	8,819	8,429	369	21	13,583	35,258	1,349
三次市	26,040	3,085	2,947	126	12	5,727	16,409	819
庄原市	18,327	3,709	3,533	174	2	3,660	10,501	457
安芸高田市	14,642	2,025	1,949	69	7	4,196	8,348	73
県全域	1,336,568	41,312	36,678	1,194	3,440	347,007	904,269	43,980

注1 総務省統計局「平成27年国勢調査報告」による。

2 四捨五入のため、内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

ア 江の川上流森林計画区

(7) 総数 (その1)

単位 面積：ha, 材積：m<sup>3</sup>, 成長量：m<sup>3</sup>, 竹束

	総数			針葉樹総数			スギ			ヒノキ		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	192,165.37	37,911,323	339,455.7									
立木地合計	187,926.98	37,911,323	339,455.7	110,423.83	28,308,739	248,101.8	16,766.06	6,423,922	31,205.3	48,271.10	13,003,085	173,788.7
天然林合計	116,260.58	17,360,717	126,303.3	40,545.25	7,882,156	37,890.6		4.11		4.4		
人工林合計	71,666.40	20,550,606	213,152.4	69,878.58	20,426,583	210,211.2	16,761.95	6,422,186	31,200.9	48,271.10	13,003,085	173,788.7
1	天然林 0.36 人工林 124.46			124.01			24.39			98.39		
2	天然林 7.20 人工林 377.80			323.16			29.37			291.99		
3	天然林 217.71 人工林 262.08	3,120	325.9	1,50	47	6.8	5.37	13	1.8	218.57	5,583	938.9
4	天然林 938.59 人工林 1,099.32	61,921	4,198.4	662.09	54,440	3,652.4	39.89	3,292	224.3	842.43	60,255	5,847.4
5	天然林 1,069.00 人工林 2,310.44	123,766	5,144.4	940.12	117,779	4,817.8	36.16	6,981	297.4	2,026.37	242,325	15,350.4
6	天然林 727.17 人工林 3,023.36	69,646	2,289.4	312.42	45,763	1,319.0	57.98	15,034	398.2	2,720.77	455,926	19,500.3
7	天然林 918.19 人工林 4,234.67	82,257	2,316.9	194.28	30,250	655.8	116.97	34,053	627.3	3,900.95	845,240	24,850.0
8	天然林 2,090.27 人工林 6,418.04	186,883	4,377.9	253.59	45,718	683.4	253.53	81,832	1,103.5	6,034.29	1,477,027	31,151.4
9	天然林 2,327.78 人工林 8,399.90	222,750	4,238.6	247.84	43,679	490.3	542.14	188,372	1,966.7	7,783.10	2,175,196	30,997.5
10	天然林 2,842.34 人工林 8,120.16	322,307	4,695.5	567.85	101,465	873.4	746.28	274,755	2,273.2	7,191.04	2,166,811	19,875.8
11	天然林 7,149.54 人工林 10,783.94	923,552	10,888.4	1,596.42	305,360	2,160.1	2,688.97	1,013,935	7,144.7	6,882.84	2,178,476	14,084.4
12	天然林 12,766.43 人工林 10,904.45	1,837,397	16,112.3	4,061.63	800,503	4,052.2	4,765.21	1,860,142	7,494.9	4,422.49	1,452,878	6,647.0
13	天然林 21,923.76 人工林 8,178.61	3,337,451	25,540.8	7,760.05	1,546,737	6,237.3	4,132.76	1,621,744	6,099.7	2,925.39	975,364	2,952.1
14	天然林 19,646.85 人工林 3,520.49	3,049,921	17,130.5	6,284.96	1,265,876	4,109.2	1,945.19	784,250	2,297.5	1,101.64	373,141	786.8
15	天然林 13,795.91 人工林 991.16	2,215,612	9,591.5	4,495.25	921,119	2,319.9	445.98	181,264	424.8	305.97	102,385	141.7
16	天然林 9,952.67 人工林 544.71	1,605,415	6,784.5	3,537.39	717,374	1,797.7	181.07	73,126	166.0	221.95	72,924	99.5
17	天然林 7,448.41 人工林 646.87	1,212,247	5,109.3	2,604.42	533,800	1,332.5	161.31	62,421	149.0	393.53	129,418	178.0
18	天然林 4,593.72 人工林 473.54	750,058	3,051.8	1,857.27	371,660	927.3	145.98	55,836	134.2	281.21	91,211	122.0
19	天然林 3,044.00 人工林 417.31	522,909	1,892.8	1,691.81	333,092	841.3	105.29	38,827	94.1	248.07	80,135	107.3
20	天然林 4,800.68 人工林 835.09	833,505	2,614.4	3,476.36	647,494	1,614.2	338.11	126,309	303.6	380.11	118,790	158.2
無立木地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地								
	379.98	676,314	231.09	3,627.32	その他針葉樹	クスギ	アバマキ	クリ	ブナ	ザツ		
	伐採跡地計	スギ	ヒノキ	マツ								

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

ア 江の川上流森林計画区

(7) 総数 (その2)

単位 面積：ha, 材積：m<sup>3</sup>, 成長量：m<sup>3</sup>, 竹束

	マ ツ			そ の 他 針			広 葉 樹 総 数			ク ス ギ		
	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
総 数												
立木地合計	45,124.16	8,817,192	42,861.0	262.51	64,540	246.8	77,503.15	9,602,584	91,353.9	589.52	36,260	1,215.2
天然林合計	40,526.61	7,877,412	37,876.5	14.53	3,008	9.7	75,715.33	9,478,561	88,412.7	18.35	2,270	20.5
人工林合計	4,597.55	939,780	4,984.5	247.98	61,532	237.1	1,787.82	124,023	2,941.2	571.17	33,990	1,194.7
1	天然林											
	人工林			1.23								
2	天然林											
	人工林	1.00		0.80						11.48		
3	天然林	1.50	47	6.8								
	人工林	0.35	11	1.6							37	3.6
4	天然林	662.09	54,440	3,652.4								
	人工林	12.11	901	62.3						24.10	699	50.2
5	天然林	940.12	117,779	4,817.8								
	人工林	12.88	1,238	57.2	1.39	186	7.4	233.64	9,601	543.2	66.00	2,465
6	天然林	312.42	45,763	1,319.0								
	人工林	7.73	980	30.9	0.08	13	0.3	236.80	12,279	509.2	173.44	8,798
7	天然林	194.28	30,250	655.8								
	人工林	6.76	1,199	24.1	0.15	28	0.5	209.84	14,319	464.6	171.49	11,660
8	天然林	253.59	45,718	683.4								
	人工林	6.80	1,136	17.5								
9	天然林	247.84	43,679	490.3								
	人工林	36.95	6,417	71.1								
10	天然林	567.85	101,465	873.4								
	人工林	167.84	34,672	284.4								
11	天然林	1,595.98	305,293	2,159.6	0.44	67	0.5	5,553.12	618,192	8,728.3	0.26	25
	人工林	1,167.48	247,488	1,680.2	3.02	725	4.7	41.63	4,200	60.0	0.10	12
12	天然林	4,060.15	800,107	4,050.5	0.97	190	0.9	8,704.80	1,036,894	12,060.1	0.60	74
	人工林	1,594.73	341,878	1,689.2	34.68	8,547	40.5	87.34	8,759	101.6		
13	天然林	7,758.02	1,546,233	6,235.3	1.72	376	1.5	14,163.71	1,790,714	19,303.5	0.32	42
	人工林	856.65	175,584	702.9	139.57	34,812	131.5	124.24	13,271	156.3	1.50	199
14	天然林	6,279.66	1,264,775	4,105.6	5.30	1,101	3.6	13,361.89	1,784,045	13,021.3	3.33	436
	人工林	270.30	50,117	162.2	66.58	17,110	52.0	136.78	14,685	117.2	0.47	60
15	天然林	4,488.23	918,978	2,314.9	3.92	820	2.1	9,300.66	1,294,493	7,271.6	2.83	392
	人工林	125.76	22,242	57.3	0.15	40	0.1	113.30	13,360	80.1		
16	天然林	3,537.29	717,347	1,797.6	0.10	27	0.1	6,415.28	888,041	4,986.8	1.95	288
	人工林	104.57	17,129	44.3	0.05	10		37.07	3,865	23.0	0.93	141
17	天然林	2,602.92	533,434	1,331.6	1.31	285	0.7	4,843.99	678,447	3,776.8	1.19	175
	人工林	73.68	12,399	31.8	0.01	3		18.34	2,117	13.4		
18	天然林	1,857.27	371,660	927.3								
	人工林	35.77	6,483	15.6	0.27	58	0.1	10.31	1,147	7.3		
19	天然林	1,691.77	333,083	841.3	0.04	9						
	人工林	56.01	9,679	25.5								
20	天然林	3,475.63	647,361	1,613.9	0.73	133	0.3	1,324.32	186,011	1,000.2	0.30	36
	人工林	60.18	10,227	26.4								
無 立 木 地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地								
	伐採跡地計	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他針葉樹	ク ス ギ	アベマキ	ク リ	ブ ナ	ザ ツ		

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

ア 江の川上流森林計画区

(7) 総数 (その3)

単位 面積：ha, 材積：m<sup>3</sup>, 成長量：m<sup>3</sup>, 竹束

	アベマキ			クリ			ブナ			その他広		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数												
立木地合計	111.55	13,471	90.3	66.56	7,449	86.9	224.81	31,336	163.6	76,510.71	9,514,068	89,797.9
天然林合計	98.54	11,786	79.3	12.90	1,525	9.9	224.79	31,335	163.5	75,360.75	9,431,645	88,139.5
人工林合計	13.01	1,685	11.0	53.66	5,924	77.0	0.02	1	0.1	1,149.96	82,423	1,658.4
1	天然林									0.26		
	人工林									0.35		
2	天然林									7.20		
	人工林									43.16		
3	天然林									216.21	3,073	319.1
	人工林									35.93	631	61.9
4	天然林									276.50	7,481	546.0
	人工林			2.95	99	6.7	0.02	1	0.1	177.82	5,095	366.3
5	天然林									128.88	5,987	326.6
	人工林			0.80	37	2.0				166.84	7,099	398.2
6	天然林									412.94	23,799	966.9
	人工林									63.36	3,481	142.5
7	天然林									722.74	51,917	1,658.3
	人工林			2.05	157	4.8				36.30	2,502	80.7
8	天然林									0.31	21	0.6
	人工林									18.91	1,363	36.6
9	天然林									2,079.34	179,024	3,747.3
	人工林			0.26	20	0.4				26.46	2,133	46.0
10	天然林									2,274.49	220,842	3,822.1
	人工林			0.65	52	0.9				10.15	801	13.9
11	天然林	1.00	111	1.6						5,551.86	618,056	8,726.3
	人工林				11.50	1,272	18.4			30.03	2,916	41.4
12	天然林	0.56	56	0.7	0.09	10	0.1			8,703.55	1,036,754	12,058.4
	人工林	0.04	4		15.12	1,834	21.9			72.18	6,921	79.7
13	天然林	7.16	856	9.3	1.35	168	1.9			14,154.88	1,789,648	19,291.8
	人工林				13.34	1,599	17.1			109.40	11,473	137.1
14	天然林	10.79	1,270	10.1	1.36	150	1.2	0.06	7	13,346.35	1,782,182	13,006.7
	人工林	2.94	340	3.0	1.35	174	1.1			132.02	14,111	112.6
15	天然林	11.61	1,401	8.5	0.88	100	0.7			9,285.34	1,292,600	7,260.1
	人工林	8.77	1,155	6.9	3.41	438	2.2			101.12	11,767	71.0
16	天然林	21.12	2,486	15.1	0.70	90	0.5			6,391.51	885,177	4,969.7
	人工林				0.10	8	0.1			36.04	3,716	22.2
17	天然林	19.48	2,387	13.8	2.18	223	1.2	11.92	1,811	4,809.22	673,851	3,751.4
	人工林	0.53	81	0.5	1.56	167	0.9			16.25	1,869	12.0
18	天然林	12.79	1,559	9.8	2.36	277	1.7			2,717.43	375,983	2,110.0
	人工林	0.73	105	0.6						9.58	1,042	6.7
19	天然林	9.99	1,168	7.5	2.03	264	1.4			1,340.17	188,385	1,042.6
	人工林				0.47	56	0.4			7.47	784	5.1
20	天然林	4.04	492	2.9	1.95	243	1.2	212.50	29,496	1,105.53	155,744	842.4
	人工林				0.10	11	0.1			56.59	4,719	24.5
無立木地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地								
	伐採跡地計	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	アベマキ	クリ	ブナ	ザツ		

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

ア 江の川上流森林計画区

(4) 育成複層林 (その1)

単位 面積：ha, 材積：m<sup>3</sup>, 成長量：m<sup>3</sup>, 竹束

	総 数			針 葉 樹 総 数			ス ギ			ヒ ノ キ		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総 数	5,744.26	951,588	4,110.3									
立木地合計	5,744.26	951,588	4,110.3	4,796.25	858,110	3,203.5	31.65	10,663	41.4	52.81	12,228	97.4
天然林合計	4,155.44	707,285	2,938.7	3,632.59	652,550	2,397.1						
人工林合計	1,588.82	244,303	1,171.6	1,163.66	205,560	806.4	31.65	10,663	41.4	52.81	12,228	97.4
1	天然林											
	人工林											
2	天然林											
	人工林											
3	天然林											
	人工林											
4	天然林	1.59	83	9.2	1.59	83				1.59	83	9.2
	人工林											
5	天然林	0.74	25	1.5								
	人工林	4.53	421	30.1	4.53	421				4.53	421	30.1
6	天然林	1.16	61	2.6								
	人工林	3.57	358	13.3	2.62	314				0.50	67	3.3
7	天然林	1.91	269	6.2	1.91	269						
	人工林	2.32	326	9.9	1.66	289				1.14	216	6.9
8	天然林	1.90	155	3.3	0.50	79						
	人工林	5.93	556	12.7	1.71	269				0.43	67	1.6
9	天然林	19.48	2,149	33.4	7.45	1,226						
	人工林	15.26	1,665	27.8	5.09	901				1.26	264	4.0
10	天然林	31.74	4,536	45.4	23.72	3,879						
	人工林	21.48	3,010	31.8	13.53	2,425	0.05	14	0.1	3.55	801	7.5
11	天然林	191.79	29,373	241.1	149.19	25,266						
	人工林	67.29	9,691	78.8	51.88	8,441	1.15	344	2.5	3.28	590	4.1
12	天然林	547.67	92,540	515.0	483.39	86,016						
	人工林	186.41	29,957	172.4	135.99	25,580	15.27	5,584	22.3	8.44	2,410	10.8
13	天然林	1,100.27	186,505	866.6	975.45	174,053						
	人工林	374.36	62,781	308.2	301.91	55,941	10.74	3,269	12.3	20.97	5,663	17.3
14	天然林	823.36	142,403	533.0	696.89	128,126						
	人工林	280.91	40,847	181.8	181.48	31,302	1.87	666	2.1	2.28	627	1.2
15	天然林	402.29	72,158	205.1	353.75	66,611						
	人工林	176.30	26,828	89.4	123.86	21,836				0.05	14	
16	天然林	430.24	73,899	204.0	391.14	69,538						
	人工林	133.70	20,029	60.9	105.74	17,500	0.91	310	0.7	0.26	61	
17	天然林	261.27	44,485	122.4	232.70	41,507						
	人工林	85.14	13,704	39.9	74.33	12,574	0.34	105	0.3	0.31	70	0.1
18	天然林	127.99	21,626	61.1	112.37	19,885						
	人工林	46.64	7,881	23.0	37.54	6,907	0.91	246	0.7	0.62	128	0.2
19	天然林	88.52	15,375	41.6	82.09	14,679						
	人工林	63.61	10,570	30.4	56.95	9,891	0.13	34	0.1	0.81	178	0.3
20	天然林	125.11	21,726	56.4	122.04	21,416						
	人工林	119.78	15,596	52.0	63.25	10,886	0.28	91	0.3	2.79	568	0.8
無 立 木 地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地								
	伐採跡地計	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他針葉樹	クヌギ	アバマキ	ク リ	ブ ナ	ザ ツ		



2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

ア 江の川上流森林計画区

(イ) 育成複層林 (その2)

単位 面積：ha, 材積：m<sup>3</sup>, 成長量：m<sup>3</sup>, 竹束

	マ ツ			そ の 他 針			広 葉 樹 総 数			ク ス ギ		
	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
総 数												
立木地合計	4,711.55	835,169	3,064.6	0.24	50	0.1	948.01	93,478	906.8			
天然林合計	3,632.59	652,550	2,397.1				522.85	54,735	541.6			
人工林合計	1,078.96	182,619	667.5	0.24	50	0.1	425.16	38,743	365.2			
1	天然林											
	人工林											
2	天然林											
	人工林											
3	天然林											
	人工林											
4	天然林											
	人工林											
5	天然林						0.74	25	1.5			
	人工林											
6	天然林						1.16	61	2.6			
	人工林	2.12	247	8.1			0.95	44	1.9			
7	天然林	1.91	269	6.2								
	人工林	0.52	73	1.7			0.66	37	1.3			
8	天然林	0.50	79	1.3			1.40	76	2.0			
	人工林	1.28	202	3.2			4.22	287	7.9			
9	天然林	7.45	1,226	14.0			12.03	923	19.4			
	人工林	3.83	637	7.1			10.17	764	16.7			
10	天然林	23.72	3,879	33.6			8.02	657	11.8			
	人工林	9.93	1,610	13.9			7.95	585	10.3			
11	天然林	149.19	25,266	182.9			42.60	4,107	58.2			
	人工林	47.45	7,507	54.5			15.41	1,250	17.7			
12	天然林	483.39	86,016	439.7			64.28	6,524	75.3			
	人工林	112.28	17,586	89.2			50.42	4,377	50.1			
13	天然林	975.45	174,053	711.6			124.82	12,452	155.0			
	人工林	270.20	47,009	191.7			72.45	6,840	86.9			
14	天然林	696.89	128,126	416.7			126.47	14,277	116.3			
	人工林	177.33	30,009	98.2			99.43	9,545	80.3			
15	天然林	353.75	66,611	169.3			48.54	5,547	35.8			
	人工林	123.81	21,822	56.3			52.44	4,992	33.1			
16	天然林	391.14	69,538	177.3			39.10	4,361	26.7			
	人工林	104.57	17,129	44.3			27.96	2,529	15.9			
17	天然林	232.70	41,507	103.1			28.57	2,978	19.3			
	人工林	73.68	12,399	31.8			10.81	1,130	7.7			
18	天然林	112.37	19,885	50.1			15.62	1,741	11.0			
	人工林	35.77	6,483	15.6	0.24	50	9.10	974	6.4			
19	天然林	82.09	14,679	36.9			6.43	696	4.7			
	人工林	56.01	9,679	25.5			6.66	679	4.5			
20	天然林	122.04	21,416	54.4			3.07	310	2.0			
	人工林	60.18	10,227	26.4			56.53	4,710	24.5			
無 立 木 地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地								
	伐採跡地計	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他針葉樹	ク ス ギ	アベマキ	ク リ	ブ ナ	ザ ツ		

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

ア 江の川上流森林計画区

(4) 育成複層林 (その3)

単位 面積：ha, 材積：m<sup>3</sup>, 成長量：m<sup>3</sup>, 竹束

	アベマキ			クリ			ブナ			その他広		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数												
立木地合計										948.01	93,478	906.8
天然林合計										522.85	54,735	541.6
人工林合計										425.16	38,743	365.2
1	天然林											
	人工林											
2	天然林											
	人工林											
3	天然林											
	人工林											
4	天然林											
	人工林											
5	天然林									0.74	25	1.5
	人工林											
6	天然林									1.16	61	2.6
	人工林									0.95	44	1.9
7	天然林											
	人工林									0.66	37	1.3
8	天然林									1.40	76	2.0
	人工林									4.22	287	7.9
9	天然林									12.03	923	19.4
	人工林									10.17	764	16.7
10	天然林									8.02	657	11.8
	人工林									7.95	585	10.3
11	天然林									42.60	4,107	58.2
	人工林									15.41	1,250	17.7
12	天然林									64.28	6,524	75.3
	人工林									50.42	4,377	50.1
13	天然林									124.82	12,452	155.0
	人工林									72.45	6,840	86.9
14	天然林									126.47	14,277	116.3
	人工林									99.43	9,545	80.3
15	天然林									48.54	5,547	35.8
	人工林									52.44	4,992	33.1
16	天然林									39.10	4,361	26.7
	人工林									27.96	2,529	15.9
17	天然林									28.57	2,978	19.3
	人工林									10.81	1,130	7.7
18	天然林									15.62	1,741	11.0
	人工林									9.10	974	6.4
19	天然林									6.43	696	4.7
	人工林									6.66	679	4.5
20	天然林									3.07	310	2.0
	人工林									56.53	4,710	24.5
無立木地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地								
	伐採跡地計	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	アベマキ	クリ	ブナ	ザツ		

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

イ 全県

(7) 総 数 (その1)

単位 面積：ha，材積：m<sup>3</sup>，成長量：m<sup>3</sup>，竹束

	総 数			針 葉 樹 総 数			ス ギ			ヒ ノ キ			
	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	
総 数	563,079.38	104,048,658	840,790.0										
立木地合計	550,385.43	104,048,658	840,790.0	340,850.85	79,486,213	595,489.6	48,123.12	17,996,330	87,583.7	98,108.35	25,600,574	348,202.4	
天然林合計	375,354.57	55,888,027	369,708.5	171,065.16	31,675,985	133,227.5	597.72	224,008	755.7				
人工林合計	175,030.86	48,160,631	471,081.5	169,785.69	47,810,228	462,262.1	47,525.40	17,772,322	86,828.0	98,108.35	25,600,574	348,202.4	
1	天然林 374.72 人工林 317.06			12.72 315.48				24.39		254.57			
2	天然林 304.67 人工林 771.00			3.68 713.20				29.79		594.38			
3	天然林 419.85 人工林 689.55	6,816	783.9	61.21	1,873	269.8		29.88	252	34.1	535.61	13,691	2,320.0
4	天然林 2,137.12 人工林 2,989.60	108,000	7,641.7	1,095.99	80,932	5,634.5		60.78	3,673	251.4	2,292.75	160,265	15,676.2
5	天然林 1,711.02 人工林 5,822.28	179,678	7,657.4	1,364.27	165,571	6,863.8	1.10	239	9.8				
6	天然林 1,533.84 人工林 6,848.09	144,763	4,848.4	778.10	103,772	3,172.5	14.13	3,773	98.5	4,809.28	551,037	35,397.5	
7	天然林 2,596.72 人工林 8,626.23	252,220	6,713.3	981.38	145,325	3,209.1	4.46	1,355	24.6	7,491.92	1,566,029	46,927.9	
8	天然林 5,260.84 人工林 14,026.00	447,215	10,565.6	909.32	129,984	2,121.7	1.87	622	8.4				
9	天然林 10,316.27 人工林 17,719.73	3,312,614	67,980.3	13,318.99	3,263,660	66,659.8	1,026.49	325,613	4,457.5	11,981.34	2,900,920	61,506.4	
10	天然林 15,562.00 人工林 17,518.21	1,596,962	23,983.3	2,903.65	475,048	4,247.8	18.40	6,872	56.3				
11	天然林 21,244.32 人工林 24,969.32	2,758,905	30,534.6	6,516.24	1,195,710	8,493.0	32.04	12,497	86.4				
12	天然林 39,425.28 人工林 28,350.55	5,711,684	46,739.7	16,475.40	3,082,900	16,383.4	9.21	3,441	13.5				
13	天然林 66,428.75 人工林 23,639.13	10,274,495	72,030.8	31,610.09	6,033,486	24,978.8	19.74	8,133	29.1				
14	天然林 9,661.60 人工林 40,791.46	3,208,586	9,396.0	9,392.23	3,179,712	9,167.5	5,701.93	2,206,725	6,762.1	2,257.15	721,353	1,541.7	
15	天然林 2,786.47 人工林 27,656.10	924,374	2,087.3	2,546.60	896,149	1,918.8	1,561.43	618,073	1,480.5	722.73	234,010	328.0	
16	天然林 1,863.34 人工林 20,802.03	629,394	1,322.6	1,767.15	618,034	1,256.9	956.25	376,557	898.0	659.78	217,212	295.8	
17	天然林 2,098.21 人工林 14,678.76	700,695	1,394.1	2,054.32	695,475	1,363.3	935.20	355,817	873.3	1,003.01	319,954	439.5	
18	天然林 1,826.71 人工林 11,980.83	2,490,616	8,906.4	8,529.95	1,639,032	4,144.9	10.05	4,281	9.4				
19	天然林 1,482.51 人工林 28,468.61	2,029,247	6,481.9	8,928.00	1,605,417	4,131.6	1.78	759	1.6				
20	天然林 3,025.27 人工林 2,432.67	975,873	2,060.6	2,948.22	968,798	2,023.2	1,609.39	584,681	1,469.1	1,210.88	363,592	500.6	
無 立 木 地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地									
	伐採跡地計	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他針葉樹	クヌギ	アバマキ	ク リ	ブ ナ	ザ ツ			

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

イ 全県

(7) 総数 (その2)

単位 面積：ha, 材積：m<sup>3</sup>, 成長量：m<sup>3</sup>, 竹束

	マ ツ			そ の 他 針			広 葉 樹 総 数			ク ス ギ		
	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
総 数												
立木地合計	193,989.22	35,738,559	159,136.0	630.16	150,750	567.5	209,534.58	24,562,445	245,300.4	1,694.55	149,653	2,481.0
天然林合計	170,315.50	31,419,019	132,380.1	151.94	32,958	91.7	204,289.41	24,212,042	236,481.0	866.46	101,167	811.4
人工林合計	23,673.72	4,319,540	26,755.9	478.22	117,792	475.8	5,245.17	350,403	8,819.4	828.09	48,486	1,669.6
1	天然林 12.72 人工林 31.95			4.57			362.00 1.58			0.11 0.10		
2	天然林 3.68 人工林 88.13			0.90			300.99 57.80			6.54 11.48		
3	天然林 61.21 人工林 59.85	1,873 1,101	269.8 169.7				358.64 64.21	4,943 1,152	514.1 113.1	2.11 40		3.9
4	天然林 1,095.99 人工林 177.73	80,932 7,260	5,634.5 644.3	1.31	117	7.7	1,041.13 457.03	27,068 913.5	2,007.2 34.54	940	68.8	
5	天然林 1,363.17 人工林 219.48	165,332 13,984	6,854.0 779.2	1.66	201	8.3	346.75 692.70	14,107 25,151	793.6 1,469.2	0.16 3.925	4 232.0	0.2
6	天然林 762.41 人工林 23.51	99,744 2,583	3,067.4 87.9	1.56 0.14	255 20	6.6 0.5	755.74 809.14	40,991 39,220	1,675.9 1,643.8	1.82 229.28	84 11,380	3.5 476.8
7	天然林 976.92 人工林 91.41	143,970 9,501	3,184.5 254.4	0.35	65	1.2	1,615.34 631.65	106,895 38,128	3,504.2 1,289.3	7.74 248.33	416 15,961	14.2 525.5
8	天然林 907.45 人工林 309.07	129,362 36,820	2,113.3 690.8	2.09	307	5.1	4,351.52 707.01	317,231 48,954	8,443.9 1,320.5	0.87 148.35	60 11,408	1.7 299.4
9	天然林 1,560.82 人工林 1,030.36	241,152 159,796	2,878.3 1,939.0	0.05 2.65	11 584	0.1 6.1	8,753.10 362.52	695,726 28,684	14,822.2 612.3	0.71 18.36	58 1,708	1.2 35.5
10	天然林 2,885.25 人工林 1,357.31	468,176 221,222	4,191.5 1,976.1	2.83	662	5.2	12,658.35 77.08	1,121,914 6,821	19,735.5 119.4	2.09 4.58	177 493	3.1 8.4
11	天然林 6,483.66 人工林 5,100.99	1,183,122 964,542	8,405.9 6,693.4	0.54 9.29	91 2,173	0.7 14.0	14,728.08 117.37	1,563,195 11,659	22,041.6 165.3	12.80 0.10	1,515 12	21.3 0.2
12	天然林 16,462.75 人工林 8,216.23	3,078,749 1,618,537	16,366.4 8,482.5	3.44 81.62	710 20,130	3.5 95.8	22,949.88 269.34	2,628,784 28,794	30,356.3 334.8	36.60 0.60	4,004 61	46.9 0.7
13	天然林 31,580.98 人工林 4,838.98	6,023,077 927,642	24,940.8 3,919.0	9.37 251.71	2,276 63,262	8.9 240.5	34,818.66 227.64	4,241,009 23,834	47,052.0 278.2	128.89 2.84	14,942 344	174.0 3.8
14	天然林 26,097.08 人工林 1,316.68	5,034,063 221,870	16,667.6 773.4	6.21 116.47	1,265 29,764	4.1 90.3	37,514.27 269.37	4,764,266 28,874	36,266.4 228.5	255.65 1.50	29,974 149	238.9 1.3
15	天然林 17,292.32 人工林 262.29	3,367,729 44,026	8,604.2 110.2	5.13 0.15	1,104 40	2.8 0.1	23,481.86 239.87	3,144,601 28,225	18,172.6 168.5	213.07 6.54	26,122 785	160.0 5.1
16	天然林 12,350.08 人工林 150.92	2,425,985 24,224	6,161.7 63.0	1.98 0.20	397 41	0.9 0.1	15,273.87 96.19	2,063,688 11,360	11,789.8 65.7	115.10 7.72	13,628 956	84.8 6.0
17	天然林 10,198.53 人工林 116.10	1,998,390 19,701	5,047.8 50.5	4.55 0.01	895 3	2.4 0.01	10,575.56 43.89	1,454,967 5,220	8,193.9 2.70	50.01 2.70	5,652 324	35.0 2.2
18	天然林 8,515.90 人工林 84.78	1,633,904 14,148	4,133.3 37.6	4.00 0.44	847 82	2.2 0.1	6,148.81 31.79	851,584 3,466	4,761.5 20.8	20.10 8.3	2,724 8.3	15.4 8.3
19	天然林 8,923.11 人工林 71.83	1,603,985 12,399	4,128.7 32.2	3.11	673	1.3	3,052.83 11.94	423,830 1,263	2,350.3 8.3	5.97	729	4.8
20	天然林 22,781.47 人工林 126.12	3,739,474 20,184	9,730.4 52.7	112.00 1.83	24,434 341	58.2 0.8	5,202.03 77.05	747,243 7,075	4,000.0 37.4	8.23	1,078	6.4
無 立 木 地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地								
	伐採跡地計	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他針葉樹	ク ス ギ	アベマキ	ク リ	ブ ナ	ザ ツ		

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

イ 全県

(7) 総数 (その3)

単位 面積：ha, 材積：m<sup>3</sup>, 成長量：m<sup>3</sup>, 竹束

	アベマキ			クリ			ブナ			その他広			
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数													
立木地合計	141.83	16,679	121.6	158.38	19,570	194.7	238.36	32,793	185.7	207,301.46	24,343,750	242,317.4	
天然林合計	127.60	14,864	108.9	78.58	10,825	82.4	231.96	32,391	169.2	202,984.81	24,052,795	235,309.1	
人工林合計	14.23	1,815	12.7	79.80	8,745	112.3	6.40	402	16.5	4,316.65	290,955	7,008.3	
1	天然林									361.89			
	人工林									1.48			
2	天然林									294.45			
	人工林									46.32			
3	天然林									358.64	4,943	514.1	
	人工林									62.10	1,112	109.2	
4	天然林									1,041.13	27,068	2,007.2	
	人工林			4.06	136	9.2	0.02	1	0.1	418.41	11,446	835.4	
5	天然林									346.59	14,103	793.4	
	人工林			1.95	93	5.2	0.10	5	0.3	581.69	21,128	1,231.7	
6	天然林									753.92	40,907	1,672.4	
	人工林	0.10	6	0.2	0.95	59	2.3	6.28	396	16.1	572.53	27,379	1,148.4
7	天然林	6.60	226	8.0						1,601.00	106,253	3,482.0	
	人工林				2.05	157	4.8			381.27	22,010	759.0	
8	天然林	0.68	46	1.2						0.31	21	0.6	
	人工林				0.10	7	0.2			558.56	37,539	1,020.9	
9	天然林									8,752.39	695,668	14,821.0	
	人工林				0.26	20	0.4			343.90	26,956	576.4	
10	天然林	0.15	12	0.2						12,656.11	1,121,725	19,732.2	
	人工林				1.28	112	1.8			71.22	6,216	109.2	
11	天然林	1.00	111	1.6	1.24	140	1.9			14,713.04	1,561,429	22,016.8	
	人工林				14.68	1,570	22.4			102.59	10,077	142.7	
12	天然林	0.62	62	0.8	1.66	167	1.9			22,911.00	2,624,551	30,306.7	
	人工林	0.04	4		23.74	2,885	34.0			244.96	25,844	300.1	
13	天然林	10.77	1,298	14.2	34.31	4,756	47.3	0.36	50	0.5	34,644.33	4,219,963	46,816.0
	人工林	0.85	92	1.2	16.94	1,994	21.8			207.01	21,404	251.4	
14	天然林	17.94	2,294	17.1	1.75	200	1.5	0.06	7	0.1	37,238.87	4,731,791	36,008.8
	人工林	3.14	364	3.2	5.61	700	4.6			259.12	27,661	219.4	
15	天然林	13.39	1,624	9.9	1.56	177	1.2	2.31	351	1.8	23,251.53	3,116,327	17,999.7
	人工林	8.77	1,155	6.9	3.48	449	2.3			221.08	25,836	154.2	
16	天然林	22.66	2,680	16.3	0.70	90	0.5	0.12	14	0.1	15,135.29	2,047,276	11,688.1
	人工林				0.80	98	0.6			87.67	10,306	59.1	
17	天然林	23.76	2,892	16.7	2.79	313	1.6	11.92	1,811	9.4	10,487.08	1,444,299	8,131.2
	人工林	0.53	81	0.5	1.84	208	1.0			38.82	4,607	27.1	
18	天然林	15.39	1,888	11.9	6.94	881	5.1	0.16	19	0.1	6,106.22	846,072	4,729.0
	人工林	0.73	105	0.6	0.89	112	0.7			30.17	3,249	19.5	
19	天然林	10.27	1,200	7.8	2.69	365	1.9			3,033.90	421,536	2,335.8	
	人工林	0.07	8	0.1	1.07	134	0.9			10.80	1,121	7.3	
20	天然林	4.37	531	3.2	24.94	3,736	19.5	216.72	30,118	156.6	4,947.77	711,780	3,814.3
	人工林				0.10	11	0.1			76.95	7,064	37.3	
無立木地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地									
	伐採跡地計	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	アベマキ	クリ	ブナ	ザツ			

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

イ 全県

(4) 育成複層林 (その1)

単位 面積：ha, 材積：m<sup>3</sup>, 成長量：m<sup>3</sup>, 竹束

	総 数			針 葉 樹 総 数			ス ギ			ヒ ノ キ		
	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
総 数	12,496.25	2,127,590	9,677.8									
立木地合計	12,496.25	2,127,590	9,677.8	10,904.87	1,964,526	8,105.8	227.07	76,101	328.7	214.80	48,595	428.6
天然林合計	8,432.68	1,483,246	6,339.5	7,666.02	1,397,934	5,494.9						
人工林合計	4,063.57	644,344	3,338.3	3,238.85	566,592	2,610.9	227.07	76,101	328.7	214.80	48,595	428.6
1	天然林	1.23		1.23								
	人工林											
2	天然林											
	人工林											
3	天然林											
	人工林											
4	天然林	1.91	96	7.0	1.19	79						
	人工林	1.59	83	9.2	1.59	83				1.59	83	9.2
5	天然林	4.64	335	16.2	2.90	276						
	人工林	14.37	1,103	83.1	14.37	1,103	0.12	26	1.1	14.25	1,077	82.0
6	天然林	1.37	86	3.4	0.21	25						
	人工林	9.09	1,476	43.6	8.11	1,431	5.01	1,070	27.9	0.98	114	5.7
7	天然林	11.42	1,087	30.0	3.35	471						
	人工林	32.21	3,515	136.5	31.37	3,467				26.62	2,734	119.0
8	天然林	5.94	464	10.8	1.07	152						
	人工林	12.41	1,232	31.0	5.35	752				3.59	489	13.5
9	天然林	51.33	6,707	94.7	29.52	4,787						
	人工林	73.24	9,645	123.5	58.68	8,579	0.49	82	1.1	2.57	514	8.1
10	天然林	105.69	17,028	155.5	95.80	16,207						
	人工林	86.00	15,047	145.1	66.45	13,561	0.50	128	1.2	25.45	6,798	61.8
11	天然林	497.04	81,705	623.2	445.11	76,643						
	人工林	191.73	35,557	257.4	170.35	33,828	27.16	8,437	60.4	24.49	5,602	35.7
12	天然林	1,252.29	220,555	1,188.2	1,172.81	212,120						
	人工林	951.45	166,547	909.2	799.29	151,487	77.68	29,568	116.1	33.74	10,279	47.4
13	天然林	2,564.30	453,580	2,051.1	2,350.12	429,938						
	人工林	889.97	138,768	661.5	765.17	127,602	60.39	19,604	74.4	37.97	9,164	28.2
14	天然林	1,465.17	261,268	954.7	1,284.95	239,882						
	人工林	638.10	90,435	388.2	450.03	72,305	20.56	6,180	21.2	9.25	2,354	4.9
15	天然林	839.03	153,829	424.6	772.02	145,803						
	人工林	392.26	58,422	193.4	267.03	45,588	7.02	2,001	4.4	0.53	152	0.2
16	天然林	608.53	107,217	291.3	562.87	101,874						
	人工林	192.67	28,142	87.4	146.06	23,854	1.15	390	0.9	1.87	447	0.4
17	天然林	392.05	68,835	191.9	347.16	63,398						
	人工林	152.07	26,449	72.5	131.97	24,497	8.61	2,846	6.5	7.71	2,066	3.3
18	天然林	231.76	40,902	111.9	213.69	38,803						
	人工林	109.24	17,017	51.4	88.68	15,090	1.44	374	1.1	2.54	619	0.8
19	天然林	150.53	26,658	71.5	143.13	25,850						
	人工林	100.33	19,254	47.7	92.20	18,461	6.62	2,053	4.7	13.92	4,049	5.6
20	天然林	248.45	42,894	113.5	238.89	41,626						
	人工林	216.84	31,652	97.6	142.15	24,904	10.32	3,342	7.7	7.73	2,054	2.8
無 立 木 地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地								
	伐採跡地計	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他針葉樹	クヌギ	アバマキ	ク リ	ブ ナ	ザ ツ		

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

イ 全県

(4) 育成複層林 (その2)

単位 面積：ha，材積：m<sup>3</sup>，成長量：m<sup>3</sup>，竹束

	マ ツ			そ の 他 針			広 葉 樹 総 数			ク ス ギ		
	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
総 数												
立木地合計	10,460.61	1,839,398	7,347.5	2.39	432	1.0	1,591.38	163,064	1,572.0			
天然林合計	7,666.02	1,397,934	5,494.9				766.66	85,312	844.6			
人工林合計	2,794.59	441,464	1,852.6	2.39	432	1.0	824.72	77,752	727.4			
1	天然林 人工林	1.23										
2	天然林 人工林											
3	天然林 人工林											
4	天然林 人工林	1.19	79	5.6			0.72	17	1.4			
5	天然林 人工林	2.90	276	12.7			1.74	59	3.5			
6	天然林 人工林	0.21	25	0.8			1.16	61	2.6			
7	天然林 人工林	2.12	247	8.1			0.98	45	1.9			
8	天然林 人工林	3.35	471	10.7			8.07	616	19.3			
9	天然林 人工林	4.75	733	15.9			0.84	48	1.6			
10	天然林 人工林	1.07	152	2.4			4.87	312	8.4			
11	天然林 人工林	1.76	263	4.2			7.06	480	13.3			
12	天然林 人工林	29.52	4,787	54.8			21.81	1,920	39.9			
13	天然林 人工林	55.62	7,983	91.1			14.56	1,066	23.2			
14	天然林 人工林	95.80	16,207	140.8			9.89	821	14.7			
15	天然林 人工林	40.50	6,635	55.7			19.55	1,486	26.4			
16	天然林 人工林	445.11	76,643	551.7			51.93	5,062	71.5			
17	天然林 人工林	118.70	19,789	136.7			21.38	1,729	24.6			
18	天然林 人工林	1,172.81	212,120	1,090.6			79.48	8,435	97.6			
19	天然林 人工林	687.70	111,620	571.7	0.17	20	0.1	152.16	15,060	173.9		
20	天然林 人工林	2,350.12	429,938	1,774.0			214.18	23,642	277.1			
21	天然林 人工林	666.81	98,834	419.1			124.80	11,166	139.8			
22	天然林 人工林	1,284.95	239,882	786.0			180.22	21,386	168.7			
23	天然林 人工林	420.22	63,771	211.7			188.07	18,130	150.4			
24	天然林 人工林	772.02	145,803	374.1			67.01	8,026	50.5			
25	天然林 人工林	259.48	43,435	108.8			125.23	12,834	80.0			
26	天然林 人工林	562.87	101,874	259.5			45.66	5,343	31.8			
27	天然林 人工林	143.01	23,011	59.3	0.03	6	46.61	4,288	26.8			
28	天然林 人工林	347.16	63,398	159.6			44.89	5,437	32.3			
29	天然林 人工林	115.65	19,585	50.3			20.10	1,952	12.4			
30	天然林 人工林	213.69	38,803	99.0			18.07	2,099	12.9			
31	天然林 人工林	84.34	14,032	37.4	0.36	65	0.1	20.56	1,927	12.0		
32	天然林 人工林	143.13	25,850	66.1			7.40	808	5.4			
33	天然林 人工林	71.66	12,359	32.2			8.13	793	5.2			
34	天然林 人工林	238.89	41,626	106.5			9.56	1,268	7.0			
35	天然林 人工林	122.27	19,167	50.4	1.83	341	0.8	74.69	6,748	35.9		
無 立 木 地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地								
	伐採跡地計	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他針葉樹	ク ス ギ	アベマキ	ク リ	ブ ナ	ザ ツ		

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

イ 全県

(4) 育成複層林 (その3)

単位 面積：ha，材積：m<sup>3</sup>，成長量：m<sup>3</sup>，竹束

	アベマキ			クリ			ブナ			その他広		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数												
立木地合計				30.09	4,213	41.4				1,561.29	158,851	1,530.6
天然林合計				30.09	4,213	41.4				736.57	81,099	803.2
人工林合計										824.72	77,752	727.4
1	天然林											
	人工林											
2	天然林											
	人工林											
3	天然林											
	人工林											
4	天然林									0.72	17	1.4
	人工林											
5	天然林									1.74	59	3.5
	人工林											
6	天然林									1.16	61	2.6
	人工林									0.98	45	1.9
7	天然林									8.07	616	19.3
	人工林									0.84	48	1.6
8	天然林									4.87	312	8.4
	人工林									7.06	480	13.3
9	天然林									21.81	1,920	39.9
	人工林									14.56	1,066	23.2
10	天然林									9.89	821	14.7
	人工林									19.55	1,486	26.4
11	天然林									51.93	5,062	71.5
	人工林									21.38	1,729	24.6
12	天然林									79.48	8,435	97.6
	人工林									152.16	15,060	173.9
13	天然林			30.09	4,213	41.4				184.09	19,429	235.7
	人工林									124.80	11,166	139.8
14	天然林									180.22	21,386	168.7
	人工林									188.07	18,130	150.4
15	天然林									67.01	8,026	50.5
	人工林									125.23	12,834	80.0
16	天然林									45.66	5,343	31.8
	人工林									46.61	4,288	26.8
17	天然林									44.89	5,437	32.3
	人工林									20.10	1,952	12.4
18	天然林									18.07	2,099	12.9
	人工林									20.56	1,927	12.0
19	天然林									7.40	808	5.4
	人工林									8.13	793	5.2
20	天然林									9.56	1,268	7.0
	人工林									74.69	6,748	35.9
無立木地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地								
	伐採跡地計	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	アベマキ	クリ	ブナ	ザツ		



(2) 制限林普通林別森林資源表

(江の川上流森林計画区)

区分	総数	立 木 地												
		総 数			人 工 林						地			
		総 数	針葉樹	広葉樹	総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			
					総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	
総 数	面積	192,165.37	187,926.98	110,423.83	77,503.15	71,670.51	69,882.69	1,787.82	70,081.69	68,719.03	1,362.66	1,588.82	1,163.66	425.16
	材積	37,911,323	37,911,323	28,308,739	9,602,584	20,552,342	20,428,319	124,023	20,308,039	20,222,759	85,280	244,303	205,560	38,743
	成長量	339,455.7	339,455.7	248,101.8	91,353.9	213,156.8	210,215.6	2,941.2	211,985.2	209,409.2	2,576.0	1,171.6	806.4	365.2
制限林	面積	67,962.26	67,283.66	41,071.66	26,212.00	34,121.78	33,549.66	572.12	33,709.63	33,353.35	356.28	412.15	196.31	215.84
	材積	14,865,108	14,865,108	11,491,294	3,373,814	10,078,943	10,034,609	44,334	10,018,948	9,993,552	25,396	59,995	41,057	18,938
	成長量	141,811.7	141,811.7	111,491.5	30,320.2	103,803.7	103,020.1	783.6	103,488.1	102,864.5	623.6	315.6	155.6	160.0
普通林	面積	124,203.11	120,643.32	69,352.17	51,291.15	37,548.73	36,333.03	1,215.70	36,372.06	35,365.68	1,006.38	1,176.67	967.35	209.32
	材積	23,046,215	23,046,215	16,817,445	6,228,770	10,473,399	10,393,710	79,689	10,289,091	10,229,207	59,884	184,308	164,503	19,805
	成長量	197,644.0	197,644.0	136,610.3	61,033.7	109,353.1	107,195.5	2,157.6	108,497.1	106,544.7	1,952.4	856.0	650.8	205.2

単位 面積：ha 材積：立木はm<sup>3</sup>，立竹は束

区分	総数	立 木 地											竹 林	無立木地	
		天 然 林			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			天 然 生 林				
		総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹			広葉樹
総 数	面積	116,256.47	40,541.14	75,715.33	116.89	116.89	4,155.44	3,632.59	522.85	111,984.14	36,908.55	75,075.59	379.98	3,858.41	
	材積	17,358,981	7,880,420	9,478,561	14,056	14,056	707,285	652,550	54,735	16,637,640	7,227,870	9,409,770	676,314		
	成長量	126,298.9	37,886.2	88,412.7	99.8	99.8	2,938.7	2,397.1	541.6	123,260.4	35,489.1	87,771.3			
制限林	面積	33,161.88	7,522.00	25,639.88	9.00	9.00	1,034.17	821.15	213.02	32,118.71	6,700.85	25,417.86	44.61	633.99	
	材積	4,786,165	1,456,685	3,329,480	1,079	1,079	168,829	145,508	23,321	4,616,257	1,311,177	3,305,080	81,686		
	成長量	38,008.0	8,471.4	29,536.6	9.4	9.4	770.1	554.9	215.2	37,228.5	7,916.5	29,312.0			
普通林	面積	83,094.59	33,019.14	50,075.45	107.89	107.89	3,121.27	2,811.44	309.83	79,865.43	30,207.70	49,657.73	335.37	3,224.42	
	材積	12,572,816	6,423,735	6,149,081	12,977	12,977	538,456	507,042	31,414	12,021,383	5,916,693	6,104,690	594,628		
	成長量	88,290.9	29,414.8	58,876.1	90.4	90.4	2,168.6	1,842.2	326.4	86,031.9	27,572.6	58,459.3			

(3) 市町村別森林資源表  
(その1-1)  
(江の川上流森林計画区)

単位 面積：ha 材積：立木はm<sup>3</sup>，立竹は束

区 分	総 数	立 木 地													
		総 数			人			工			林				
		総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	育 成 単 層 林		育 成 複 層 林		
											総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹
総 数	面 積	192,165.37	187,926.98	110,423.83	77,503.15	71,670.51	69,882.69	1,787.82	70,081.69	68,719.03	1,362.66	1,588.82	1,163.66	425.16	
	材 積	37,911,323	37,911,323	28,308,739	9,602,584	20,552,342	20,428,319	124,023	20,308,039	20,222,759	85,280	244,303	205,560	38,743	
三 次 市	(三次)	面 積	16,156.00	15,518.88	10,121.67	5,397.21	3,446.79	3,365.48	81.31	3,408.43	3,338.84	69.59	38.36	26.64	11.72
		材 積	2,584,105	2,584,105	2,018,552	565,553	753,103	748,663	4,440	747,441	744,038	3,403	5,662	4,625	1,037
	(君田)	面 積	5,833.16	5,679.91	2,949.81	2,730.10	2,743.83	2,709.43	34.40	2,743.83	2,709.43	34.40			
		材 積	1,303,762	1,303,762	924,102	379,660	882,439	879,370	3,069	882,439	879,370	3,069			
	(布野)	面 積	7,086.88	6,985.26	4,037.00	2,948.26	3,860.37	3,648.22	212.15	3,847.92	3,647.77	200.15	12.45	0.45	12.00
		材 積	1,648,943	1,648,943	1,267,749	381,194	1,197,199	1,182,759	14,440	1,196,298	1,182,656	13,642	901	103	798
	(作木)	面 積	7,624.18	7,465.81	3,387.56	4,078.25	3,146.14	3,124.56	21.58	3,130.57	3,108.99	21.58	15.57	15.57	
		材 積	1,588,885	1,588,885	1,026,148	562,737	965,636	963,823	1,813	961,851	960,038	1,813	3,785	3,785	
	(吉舎)	面 積	6,527.25	6,396.85	2,963.41	3,433.44	1,648.00	1,629.82	18.18	1,646.50	1,628.32	18.18	1.50	1.50	
		材 積	1,018,373	1,018,373	663,842	354,531	395,138	394,346	792	394,860	394,068	792	278	278	
	(三良坂)	面 積	2,731.75	2,694.81	1,380.36	1,314.45	649.02	619.35	29.67	647.22	617.55	29.67	1.80	1.80	
		材 積	429,255	429,255	297,557	131,698	145,635	144,860	775	145,279	144,504	775	356	356	
	(三和)	面 積	5,141.77	5,082.91	4,453.03	629.88	602.25	572.81	29.44	595.83	566.66	29.17	6.42	6.15	0.27
		材 積	891,868	891,868	837,118	54,750	97,825	95,557	2,268	96,762	94,521	2,241	1,063	1,036	27
	(甲奴)	面 積	4,892.19	4,852.22	3,724.07	1,128.15	1,303.75	1,288.18	15.57	1,294.13	1,284.54	9.59	9.62	3.64	5.98
		材 積	864,362	864,362	744,424	119,938	273,611	272,798	813	272,782	272,342	440	829	456	373
	小計	面 積	55,993.18	54,676.65	33,016.91	21,659.74	17,400.15	16,957.85	442.30	17,314.43	16,902.10	412.33	85.72	55.75	29.97
		材 積	10,329,553	10,329,553	7,779,492	2,550,061	4,710,586	4,682,176	28,410	4,697,712	4,671,537	26,175	12,874	10,639	2,235
庄 原 市	(庄原)	面 積	16,996.93	16,688.37	8,395.60	8,292.77	5,175.49	4,711.86	463.63	5,122.24	4,706.61	415.63	53.25	5.25	48.00
		材 積	2,510,084	2,510,084	1,697,610	812,474	1,044,616	1,020,757	23,859	1,039,934	1,020,026	19,908	4,682	731	3,951
	(西城)	面 積	19,483.49	19,088.73	11,443.77	7,644.96	11,080.60	10,988.44	92.16	11,045.59	10,953.43	92.16	35.01	35.01	
		材 積	4,896,654	4,896,654	3,828,298	1,068,356	3,755,973	3,748,138	7,835	3,744,623	3,736,788	7,835	11,350	11,350	
	(東城)	面 積	25,035.38	24,453.08	13,009.71	11,443.37	11,520.63	11,440.95	79.68	11,511.99	11,434.44	77.55	8.64	6.51	2.13
		材 積	5,676,127	5,676,127	4,129,383	1,546,744	3,797,520	3,789,967	7,553	3,795,180	3,787,939	7,241	2,340	2,028	312
	(口和)	面 積	8,925.99	8,707.29	4,673.48	4,033.81	4,241.74	4,091.09	150.65	4,241.28	4,090.63	150.65	0.46	0.46	
		材 積	1,916,216	1,916,216	1,369,055	547,161	1,241,297	1,231,801	9,496	1,241,104	1,231,608	9,496	193	193	
	(高野)	面 積	11,123.25	10,489.56	4,422.30	6,067.26	3,845.32	3,799.46	45.86	3,844.58	3,799.03	45.55	0.74	0.43	0.31
		材 積	2,202,205	2,202,205	1,354,420	847,785	1,210,988	1,208,147	2,841	1,210,843	1,208,036	2,807	145	111	34
	(比和)	面 積	11,038.20	10,771.78	5,351.52	5,420.26	5,121.70	5,011.51	110.19	5,063.29	5,009.51	53.78	58.41	2.00	56.41
		材 積	2,424,926	2,424,926	1,667,996	756,930	1,618,340	1,609,774	8,566	1,613,261	1,609,393	3,868	5,079	381	4,698
	(総領)	面 積	5,338.52	5,287.58	3,075.17	2,212.41	2,815.21	2,790.89	24.32	2,815.21	2,790.89	24.32			
		材 積	1,334,161	1,334,161	1,025,890	308,271	963,329	961,015	2,314	963,329	961,015	2,314			
小計	面 積	97,941.76	95,486.39	50,371.55	45,114.84	43,800.69	42,834.20	966.49	43,644.18	42,784.54	859.64	156.51	49.66	106.85	
	材 積	20,960,373	20,960,373	15,072,652	5,887,721	13,632,063	13,569,599	62,464	13,608,274	13,554,805	53,469	23,789	14,794	8,995	

(3) 市町村別森林資源表  
(その1-2)

(江の川上流森林計画区)

単位 面積：ha 材積：立木はm<sup>3</sup>，立竹は束

区 分	総 数	立 木 地													
		総 数				人 工 林									
		総 数				育 成 単 層 林			育 成 複 層 林						
		総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹		
安 芸 高 田 市	(吉田)	面 積	5,894.55	5,858.51	4,990.59	867.92	1,412.63	1,347.89	64.74	1,133.52	1,117.07	16.45	279.11	230.82	48.29
		材 積	1,062,218	1,062,218	972,468	89,750	275,105	270,017	5,088	231,043	230,320	723	44,062	39,697	4,365
	(八千代)	面 積	3,834.31	3,790.48	2,674.49	1,115.99	1,466.89	1,424.61	42.28	1,383.92	1,363.02	20.90	82.97	61.59	21.38
		材 積	684,472	684,472	563,879	120,593	318,180	315,150	3,030	303,161	302,326	835	15,019	12,824	2,195
	(美土里)	面 積	8,592.15	8,547.20	5,512.22	3,034.98	2,602.45	2,543.91	58.54	2,406.49	2,399.98	6.51	195.96	143.93	52.03
		材 積	1,479,393	1,479,393	1,143,801	335,592	568,673	562,916	5,757	538,204	537,832	372	30,469	25,084	5,385
	(高宮)	面 積	8,741.28	8,635.61	5,521.26	3,114.35	2,229.03	2,114.84	114.19	1,766.44	1,749.56	16.88	462.59	365.28	97.31
		材 積	1,453,350	1,453,350	1,113,437	339,913	469,124	458,872	10,252	400,098	399,102	996	69,026	59,770	9,256
	(甲田)	面 積	5,107.32	5,012.83	3,905.08	1,107.75	926.12	888.33	37.79	764.12	756.65	7.47	162.00	131.68	30.32
		材 積	883,355	883,355	763,640	119,715	181,696	178,263	3,433	155,362	154,929	433	26,334	23,334	3,000
	(向原)	面 積	6,060.82	5,919.31	4,431.73	1,487.58	1,832.55	1,771.06	61.49	1,668.59	1,646.11	22.48	163.96	124.95	39.01
		材 積	1,058,609	1,058,609	899,370	159,239	396,915	391,326	5,589	374,185	371,908	2,277	22,730	19,418	3,312
	小計	面 積	38,230.43	37,763.94	27,035.37	10,728.57	10,469.67	10,090.64	379.03	9,123.08	9,032.39	90.69	1,346.59	1,058.25	288.34
		材 積	6,621,397	6,621,397	5,456,595	1,164,802	2,209,693	2,176,544	33,149	2,002,053	1,996,417	5,636	207,640	180,127	27,513

(3) 市町村別森林資源表  
(その2-1)

(江の川上流森林計画区)

単位 面積：ha 材積：立木はm<sup>3</sup>，立竹は束

区分		地											竹林	無立木地					
		立						木											
		天			然			林		林									
総数	面積	総数			育成			単層林			育成			複層林			天然生林		
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹			
総数	面積	116,256.47	40,541.14	75,715.33	116.89		116.89	4,155.44	3,632.59	522.85	111,984.14	36,908.55	75,075.59	379.98	3,858.41				
	材積	17,358,981	7,880,420	9,478,561	14,056		14,056	707,285	652,550	54,735	16,637,640	7,227,870	9,409,770	676,314					
三 次 市	(三次)	面積	12,072.09	6,756.19	5,315.90	0.13		0.13	22.54	22.54		12,049.42	6,733.65	5,315.77	39.11	598.01			
		材積	1,831,002	1,269,889	561,113	14		14	3,773	3,773		1,827,215	1,266,116	561,099	76,749				
	(君田)	面積	2,936.08	240.38	2,695.70	1.07		1.07	4.62		4.62	2,930.39	240.38	2,690.01	9.36	143.89			
		材積	421,323	44,732	376,591	82		82	494		494	420,747	44,732	376,015	18,006				
	(布野)	面積	3,124.89	388.78	2,736.11	16.01		16.01	3.00		3.00	3,105.88	388.78	2,717.10	5.55	96.07			
		材積	451,744	84,990	366,754	2,304		2,304	456		456	448,984	84,990	363,994	11,100				
	(作木)	面積	4,319.67	263.00	4,056.67	13.69		13.69	2.07		2.07	4,303.91	263.00	4,040.91	29.92	128.45			
		材積	623,249	62,325	560,924	1,936		1,936	304		304	621,009	62,325	558,684	59,840				
	(吉舎)	面積	4,748.85	1,333.59	3,415.26	20.09		20.09	17.37	17.37		4,711.39	1,316.22	3,395.17	15.87	114.53			
		材積	623,235	269,496	353,739	2,323		2,323	3,080	3,080		617,832	266,416	351,416	29,680				
	(三良坂)	面積	2,045.79	761.01	1,284.78	7.10		7.10	7.98	5.30	2.68	2,030.71	755.71	1,275.00	3.76	33.18			
		材積	283,620	152,697	130,923	822		822	1,294	994	300	281,504	151,703	129,801	7,440				
	(三和)	面積	4,480.66	3,880.22	600.44			208.37	208.37		4,272.29	3,671.85	600.44	6.14	52.72				
		材積	794,043	741,561	52,482			36,982	36,982		757,061	704,579	52,482	12,095					
	(甲奴)	面積	3,548.47	2,435.89	1,112.58			124.47	124.47		3,424.00	2,311.42	1,112.58	7.00	32.97				
		材積	590,751	471,626	119,125			24,367	24,367		566,384	447,259	119,125	10,500					
	小計	面積	37,276.50	16,059.06	21,217.44	58.09		58.09	390.42	378.05	12.37	36,827.99	15,681.01	21,146.98	116.71	1,199.82			
		材積	5,618,967	3,097,316	2,521,651	7,481		7,481	70,750	69,196	1,554	5,540,736	3,028,120	2,512,616	225,410				
庄 原 市	(庄原)	面積	11,512.88	3,683.74	7,829.14	27.53		27.53	79.23	66.46	12.77	11,406.12	3,617.28	7,788.84	49.51	259.05			
		材積	1,465,468	676,853	788,615	3,034		3,034	12,836	11,580	1,256	1,449,598	665,273	784,325	82,627				
	(西城)	面積	8,008.13	455.33	7,552.80	0.10		0.10	6.11		6.11	8,001.92	455.33	7,546.59	30.70	364.06			
		材積	1,140,681	80,160	1,060,521	8		8	832		832	1,139,841	80,160	1,059,681	53,965				
	(東城)	面積	12,932.45	1,568.76	11,363.69	0.97		0.97				12,931.48	1,568.76	11,362.72	71.46	510.84			
		材積	1,878,607	339,416	1,539,191	125		125				1,878,482	339,416	1,539,066	107,618				
	(口和)	面積	4,465.55	582.39	3,883.16	0.10		0.10	6.31	6.31		4,459.14	576.08	3,883.06	19.06	199.64			
		材積	674,919	137,254	537,665			1,550	1,550			673,369	135,704	537,665	38,120				
	(高野)	面積	6,644.24	622.84	6,021.40	1.65		1.65	56.87	6.16	50.71	6,585.72	616.68	5,969.04	1.87	631.82			
		材積	991,217	146,273	844,944	176		176	7,739	1,170	6,569	983,302	145,103	838,199	3,220				
	(比和)	面積	5,650.08	340.01	5,310.07							5,650.08	340.01	5,310.07	23.65	242.77			
		材積	806,586	58,222	748,364							806,586	58,222	748,364	45,395				
(総領)	面積	2,472.37	284.28	2,188.09	5.51		5.51				2,466.86	284.28	2,182.58	17.46	33.48				
	材積	370,832	64,875	305,957	772		772				370,060	64,875	305,185	25,860					
小計	面積	51,685.70	7,537.35	44,148.35	35.86		35.86	148.52	78.93	69.59	51,501.32	7,458.42	44,042.90	213.71	2,241.66				
	材積	7,328,310	1,503,053	5,825,257	4,115		4,115	22,957	14,300	8,657	7,301,238	1,488,753	5,812,485	356,805					

(3) 市町村別森林資源表  
(その2-2)

(江の川上流森林計画区)

単位 面積：ha 材積：立木はm<sup>3</sup>，立竹は束

区 分		立 木 地											竹 林	無立木地		
		天 然 林			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			天 然 生 林					
		総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹			広葉樹	
安 芸 高 田 市	(吉田)	面 積	4,445.88	3,642.70	803.18				624.66	598.10	26.56	3,821.22	3,044.60	776.62	4.47	31.57
		材 積	787,113	702,451	84,662				108,280	105,539	2,741	678,833	596,912	81,921	8,592	
	(八千代)	面 積	2,323.59	1,249.88	1,073.71				183.26	172.84	10.42	2,140.33	1,077.04	1,063.29	5.17	38.66
		材 積	366,292	248,729	117,563				36,192	35,004	1,188	330,100	213,725	116,375	9,955	
	(美土里)	面 積	5,944.75	2,968.31	2,976.44	22.79		22.79	653.91	566.15	87.76	5,268.05	2,402.16	2,865.89	7.82	37.13
		材 積	910,720	580,885	329,835	2,443		2,443	108,668	100,412	8,256	799,609	480,473	319,136	13,695	
	(高宮)	面 積	6,406.58	3,406.42	3,000.16	0.15		0.15	817.34	679.06	138.28	5,589.09	2,727.36	2,861.73	19.61	86.06
		材 積	984,226	654,565	329,661	17		17	131,525	117,517	14,008	852,684	537,048	315,636	38,252	
	(甲田)	面 積	4,086.71	3,016.75	1,069.96				607.80	551.73	56.07	3,478.91	2,465.02	1,013.89	3.30	91.19
		材 積	701,659	585,377	116,282				99,929	94,717	5,212	601,730	490,660	111,070	5,850	
	(向原)	面 積	4,086.76	2,660.67	1,426.09				729.53	607.73	121.80	3,357.23	2,052.94	1,304.29	9.19	132.32
		材 積	661,694	508,044	153,650				128,984	115,865	13,119	532,710	392,179	140,531	17,755	
	小計	面 積	27,294.27	16,944.73	10,349.54	22.94		22.94	3,616.50	3,175.61	440.89	23,654.83	13,769.12	9,885.71	49.56	416.93
		材 積	4,411,704	3,280,051	1,131,653	2,460		2,460	613,578	569,054	44,524	3,795,666	2,710,997	1,084,669	94,099	

(4) 所有形態別森林資源表

(江の川上流森林計画区)

区 分	総 数	立 木 地												
		総 数			人 工 林						地			
		総 数	針葉樹	広葉樹	総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			
					総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	
総 数	面 積	192,165.37	187,926.98	110,423.83	77,503.15	71,670.51	69,882.69	1,787.82	70,081.69	68,719.03	1,362.66	1,588.82	1,163.66	425.16
	材 積	37,911,323	37,911,323	28,308,739	9,602,584	20,552,342	20,428,319	124,023	20,308,039	20,222,759	85,280	244,303	205,560	38,743
県営・県有林	面 積	13,874.54	13,685.44	11,430.68	2,254.76	11,233.64	11,174.21	59.43	11,164.51	11,125.37	39.14	69.13	48.84	20.29
	材 積	3,521,598	3,521,598	3,224,436	297,162	3,187,793	3,183,239	4,554	3,173,359	3,170,448	2,911	14,434	12,791	1,643
市町有林	面 積	5,199.12	5,143.96	3,585.39	1,558.57	3,293.28	3,153.65	139.63	3,190.46	3,127.24	63.22	102.82	26.41	76.41
	材 積	1,215,953	1,215,953	1,014,346	201,607	941,066	930,553	10,513	929,037	924,873	4,164	12,029	5,680	6,349
財産区有林	面 積	328.16	317.13	242.09	75.04	159.49	145.18	14.31	151.84	139.40	12.44	7.65	5.78	1.87
	材 積	57,155	57,155	49,766	7,389	31,271	30,430	841	30,349	29,723	626	922	707	215
私有林	面 積	172,763.55	168,780.45	95,165.67	73,614.78	56,984.10	55,409.65	1,574.45	55,574.88	54,327.02	1,247.86	1,409.22	1,082.63	326.59
	材 積	33,116,617	33,116,617	24,020,191	9,096,426	16,392,212	16,284,097	108,115	16,175,294	16,097,715	77,579	216,918	186,382	30,536

単位 面積：ha 材積：立木はm<sup>3</sup>，立竹は束

区 分		立 木 地											竹 林	無立木地	
		立 天			木 然 林						地				
		総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			天 然 生 林				
		総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹			広葉樹
総 数	面 積	116,256.47	40,541.14	75,715.33	116.89		116.89	4,155.44	3,632.59	522.85	111,984.14	36,908.55	75,075.59	379.98	3,858.41
	材 積	17,358,981	7,880,420	9,478,561	14,056		14,056	707,285	652,550	54,735	16,637,640	7,227,870	9,409,770	676,314	
県営・県有林	面 積	2,451.80	256.47	2,195.33	2.84		2.84	5.57	2.55	3.02	2,443.39	253.92	2,189.47	1.68	187.42
	材 積	333,805	41,197	292,608	334		334	976	518	458	332,495	40,679	291,816	3,330	
市町有林	面 積	1,850.68	431.74	1,418.94	0.01		0.01	64.44	62.47	1.97	1,786.23	369.27	1,416.96	1.05	54.11
	材 積	274,887	83,793	191,094	1		1	12,268	12,050	218	262,618	71,743	190,875	1,855	
財産区有林	面 積	157.64	96.91	60.73				10.33	10.33		147.31	86.58	60.73		11.03
	材 積	25,884	19,336	6,548				1,694	1,694		24,190	17,642	6,548		
私有林	面 積	111,796.35	39,756.02	72,040.33	114.04		114.04	4,075.10	3,557.24	517.86	107,607.21	36,198.78	71,408.43	377.25	3,605.85
	材 積	16,724,405	7,736,094	8,988,311	13,721		13,721	692,347	638,288	54,059	16,018,337	7,097,806	8,920,531	671,129	

## (5) 制限林の種類別面積

(その1)

(江の川上流森林計画区)

単位 面積：ha

市町	制限林	総数	保 安 林								保安施設 地	砂防指定地	
			総数	水源 かん養	土砂 流出防備	土砂 崩壊防備	防風	なだれ防止	落石防止	防火			保健
総数		(11,911.59) 62,679.60	(6,393.96) 60,615.25	(4,560.34) 55,232.45	(201.48) 5,053.84	(8.61) 112.87		(21.97) 64.86	(5.17) 38.49		(1,444.19) 106.79	(152.20) 5.95	(160.65) 313.50
三次市	(三次)	(40.30) 2,478.60	(0.41) 2,325.94	(0.41) 1,867.29		457.01	1.64						(0.41) 11.60
	(君田)	(1,154.26) 3,679.34	(584.48) 3,624.39	(567.09) 3,527.54		82.95		(8.44) 13.90	(8.95)				(6.67) 3.22
	(布野)	(34.06) 4,213.07	(19.66) 4,201.36	(16.73) 3,977.98		217.71		5.67					(10.76) 11.53
	(作木)	(180.23) 4,888.27	(114.46) 4,861.31	(68.54) 4,764.26		73.13	2.12		(13.17) 21.50		(31.85) 0.30		(4.85) 22.58
	(吉舎)	(3.98) 1,377.60	(3.96) 1,359.77	(1.97) 1,133.89		214.96	10.92						(0.02) 17.54
	(三良坂)	523.55	523.55	473.74		49.59	0.22						
	(三和)	(7.72) 1,133.05	(7.40) 1,120.66	(3.54) 743.93		(3.86) 368.72	1.04				6.97		(0.32) 12.39
	(甲奴)	(65.36) 981.57	(33.67) 971.61	(31.97) 719.34		(1.70) 249.80	2.47		(1.70)				(0.97) 6.36
	小計	(1,485.91) 19,275.05	(764.04) 18,988.59	(690.25) 17,207.97		(20.33) 1,713.87	18.41		(21.61) 41.07		(31.85) 7.27		(24.00) 85.22
庄原市	(庄原)	(235.38) 3,090.64	(224.88) 2,940.53	(97.90) 2,429.34		(19.56) 465.55	15.85			2.09		(107.42) 27.70	(9.84) 67.39
	(西城)	(4,651.10) 8,995.38	(2,431.16) 8,575.32	(1,513.83) 8,188.54		(10.11) 251.86	46.17		(5.17) 16.81		(900.69) 58.14		(8.30) 18.92
	(東城)	(1,997.37) 7,007.58	(916.06) 6,098.27	(685.01) 5,587.51		(14.48) 468.66	14.43			19.59	(112.26) 2.26	(104.31) 5.82	(2.56) 11.26
	(口和)	(133.18) 2,376.87	(66.95) 2,335.37	(62.10) 2,188.20		(4.49) 141.46			(0.36) 5.71				(13.86) 6.12
	(高野)	(1,450.64) 4,716.80	(749.08) 4,655.87	(725.32) 4,509.36		(23.76) 146.51							(79.36) 26.45
	(比和)	(1,313.07) 4,877.72	(767.09) 4,858.63	(549.86) 4,548.40		(19.00) 296.31	10.98				(197.83)		
	(総領)	(18.18) 1,747.31	(9.96) 1,743.02	(9.09) 1,719.55		(0.87) 23.47							
	小計	(9,798.92) 32,812.30	(5,165.18) 31,207.01	(3,643.11) 29,170.90		(92.27) 1,793.82	87.43		(0.36) 22.45	(5.17) 38.49	(1,318.20) 88.10	(104.31) 5.82	(113.92) 137.72
安芸高田市	(吉田)	(121.86) 1,405.89	(64.41) 1,349.22	(1.46) 755.25		(9.57) 581.24	1.18				(1.46) 11.42	(47.89) 0.13	0.54
	(八千代)	(237.68) 1,375.56	(187.13) 1,375.26	(100.55) 1,085.48		287.39	2.39				(86.58)		(1.06) 0.30
	(美土里)	(9.78) 2,254.89	(9.78) 2,254.89			(4.89) 2.12	2.68				(4.89)		
	(高宮)	(106.74) 2,975.37	(54.58) 2,864.63	(50.55) 2,605.37		(2.82) 257.14	0.78				(1.21)		(21.67) 89.72
	(甲田)	(1.86) 853.01		849.47		763.80	85.67						
	(向原)	(148.84) 1,727.53	(148.84) 1,726.18	(74.42) 1,393.59		(74.42) 332.59							
	小計	(626.76) 10,592.25	(464.74) 10,419.65	(226.98) 8,853.58		(88.88) 1,546.15	7.03		1.34		(94.14) 11.42	(47.89) 0.13	(22.73) 90.56

注 ( ) は、重複する面積で外数。

(5) 制限林の種類別面積

(その2)

(江の川上流森林計画区)

単位 面積 : ha

制限林 市町	総数	自然公園園													
		国立公園特別地域					国定公園特別地域					県立公園特別地域			
		総数	特別保護地	第一種	第二種	第三種	総数	特別保護地	第一種	第二種	第三種	総数	第一種	第二種	第三種
総数	(3,926.27) 1,246.78						(2,747.96) 1,194.36		(360.21) 20.67	(1,794.71) 1,161.42	(593.04) 12.27	(1,178.31) 52.42	(7.78)	(71.68) 3.64	(1,098.85) 48.78
三次市	(三次)														
	(君田)	(562.02) 45.57										(562.02) 45.57	(7.78)	(50.84) 3.33	(503.40) 42.24
	(布野村)														
	(作木)														
	(吉舎)														
	(三良坂)														
	(三和)														
	小計	(562.02) 45.57											(562.02) 45.57	(7.78)	(50.84) 3.33
庄原市	(庄原)														
	(西城)	(1,513.80) 342.46					(1,513.80) 342.46		(109.40)	(971.00) 330.19	(433.40) 12.27				
	(東城)	(782.20) 838.47					(782.20) 838.47		(206.77) 14.67	(415.79) 823.80	(159.64)				
	(口和)														
	(高野)	(616.29) 6.85										(616.29) 6.85		(20.84) 0.31	(595.45) 6.54
	(比和)	(451.96) 13.43					(451.96) 13.43		(44.04) 6.00	(407.92) 7.43					
	(総領)														
	小計	(3,364.25) 1,201.21					(2,747.96) 1,194.36		(360.21) 20.67	(1,794.71) 1,161.42	(593.04) 12.27	(616.29) 6.85		(20.84) 0.31	(595.45) 6.54
安芸高田市	(吉田)														
	(八千代)														
	(美土里)														
	(高宮)														
	(甲田)														
	(向原)														
	小計														

注 ( ) は、重複する面積で外数。



(5) 制限林の種類別面積

(その3)

(江の川上流森林計画区)

単位 面積：ha

市町	制限林	鳥獣保護法による特別保護地区	都市計画法による風致地区	文化財保護法及び広島県文化財保護条例による指定地域				県自然環境保全条例による指定地域					急傾斜地崩壊危険区域	地すべり防止区域
				総数	史跡	名勝	天然記念物	総数	県自然環境保全地域			緑地環境保全地域		
									総数	特別地区	動植物			
総数	(582.48) 13.62	60.42	(404.10) 50.86 (19.74) 3.54	(256.62) 37.53 (19.74) 2.08	(140.68) 10.79	(6.80) 2.54	(422.98) 280.45 (19.74) 137.04	(337.43) 107.13	(212.17) 66.48	(23.06) 15.26	(102.20) 25.39 (19.74) 126.90	(85.55) 173.32 (19.74) 126.90	(2.21) 16.24 0.48	(18.94) 82.48
三次市	(三次)										10.14			
	(君田)													(1.09) 6.16
	(布野村)						(3.64)	(3.64)		(3.64)				
	(作木)			(6.16) 0.09		(6.16)		(53.89) 1.89	(53.89) 1.89	(22.87)	(2.11)	(28.91) 1.89		(0.87) 2.40
	(吉舎)			0.29	0.29									
	(三良坂)													
	(三和)													
	(甲奴)							(30.72) 3.60	(30.72) 3.60	(30.72) 3.60				
小計			(25.90) 3.92	(19.74) 2.37	(6.16)		(107.99) 142.53	(88.25) 15.63	(53.59) 3.60	(5.75)	(28.91) 12.03	(19.74) 126.90	(0.87) 3.06	(1.09) 6.16
庄原市	(庄原)			(0.12) 6.36			(0.12) 0.01							(0.54) 15.94
	(西城)	(474.71)		(222.31) 6.81	(222.31) 6.80			(0.41) 49.97				(0.41) 8.39	(0.41) 1.90	
	(東城)	(107.77) 13.62		(134.71) 10.79	(0.06)	(134.52) 10.79		(36.76)	(23.45)	(9.45)	(14.00)	(13.31)		(17.31) 35.17
	(口和)						(52.37) 26.72	(52.37) 26.72	(32.14) 18.42		(20.23) 8.30			
	(高野)						(5.91) 2.42	(5.91) 2.42	(5.91) 2.42					8.66
	(比和)			(6.55)			(6.55)	(87.47)	(87.47)	(87.47)				
	(総領)			(8.22) 1.08	(8.22) 1.08									
	小計	(582.48) 13.62	60.42	(371.91) 25.04	(230.59) 14.23	(134.52) 10.79	(6.80) 0.02	(182.92) 79.11	(169.20) 70.72	(134.97) 47.16	(14.00) 15.26	(20.23) 8.30	(13.72) 8.39	(0.41) 11.85
安芸高田市	(吉田)			(5.36) 18.12	(5.36) 18.12			(52.09) 36.68				(52.09) 36.68		1.33
	(八千代)						(49.49)	(49.49)	(23.61)	(3.31)	(22.57)			
	(美土里)													
	(高宮)			0.24			(30.49) 20.78	(30.49) 20.78			(30.49) 5.06			
	(甲田)			(0.93) 3.54	(0.93) 2.81									0.93
	(向原)						1.35					1.35		
	小計			(6.29) 21.90	(6.29) 20.93			(132.07) 58.81	(79.98) 20.78	(23.61) 15.72	(3.31)	(53.06) 5.06	(52.09) 38.03	(0.93) 1.33

注 ( ) は、重複する面積で外数。

## (6) 樹種別材積表

単位 材積：1,000m<sup>3</sup>

林種 \ 樹種	スギ	ヒノキ	マツ	広葉樹
	総数	6,424	13,003	8,817
人工林	6,422	13,003	940	124
天然林	2		7,877	9,479

注 詳細は、年齢別森林資源表に記載。

## (7) 特定保安林の指定状況

該当なし。

## (8) 荒廃地等の面積

単位 面積：ha

市 町	山腹崩壊		地すべり		崩壊土砂流出		総数	
	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積
総数	2,977	2,563	18	195	2,055	1,404	5,050	4,162
三次市	944	941	8	92	661	393	1,613	1,426
庄原市	1,579	1,180	9	101	996	845	2,584	2,126
安芸高田市	454	442	1	2	398	166	853	610

注1 広島県農林水産局森林保全課調べ。

注2 四捨五入のため内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

## (9) 森林の被害

単位 面積：ha

種類	松くい虫			カシノナガキクイムシ		
	H30	R1	R2	H30	R1	R2
総数	4,220	3,560	3,560	9.89	19.94	199.07
三次市	3,400	2,800	2,800			15.70
庄原市	820	760	760	0.63	4.55	46.94
安芸高田市				9.26	15.39	136.43

種類	火災			シカ		
	H30	R1	R2	H30	R1	R2
総数	4.21	4.96	2.32	12.0	15.5	7.0
三次市	1.55	4.09	0.38			
庄原市	2.66	0.79	1.81		3.5	7
安芸高田市		0.08	0.13	12	12	

注1 広島県農林水産局森林保全課調べ。

## (10) 防火線等の整備状況

該当なし。

### 3 林業の動向

#### (1) 保有山林規模別林家数

単位 戸数：戸

区 分	総 数	1～3ha未満	3～5ha未満	5～10ha未満	10～50ha未満	50ha以上
三次市	4,598	2,120	1,003	880	566	29
庄原市	4,178	1,783	790	751	770	84
安芸高田市	3,485	1,832	727	588	328	10
総 数	12,261	5,735	2,520	2,219	1,664	123

注 農林水産省大臣官房統計部「2015年農林業センサス」による。

#### (2) 森林経営計画の認定状況

単位 面積：ha

区 分	総 数	公有林	私有林
三次市	6,558	2,789	3,769
庄原市	15,925	7,089	8,836
安芸高田市	1,686	1,209	477
総 数	24,169	11,087	13,082

注1 広島県農林水産局林業課調べ。

#### (3) 経営管理権及び経営管理実施権の認定状況 該当なし。

## (4) 森林組合及び生産森林組合の現況

## ア 森林組合の構成

単位 員数：人，金額：千円，面積：ha

種別	組合名	管轄区域	組合員数	専従職員数	出資金額	組合員所有面積
森林組合	安芸北森林組合	広島市（旧白木町），安芸高田市，北広島町（旧芸北町を除く）	10,374	13		58,720
	甲奴郡森林組合	三次市（旧甲奴町），庄原市（旧総領町），府中市（旧上下町）	2,527	7		12,938
	三次地方森林組合	三次市（旧甲奴町を除く）	6,419	12		37,230
	備北森林組合	庄原市（旧西城町，東城町及び総領町を除く）	5,100	11		23,244
	西城町森林組合	庄原市（旧西城町）	1,074	10		6,543
	東城町森林組合	庄原市（旧東城町）	1,251	6		12,858
生産森林組合	下入江生産森林組合	安芸高田市	119			138
	丹比生産森林組合	安芸高田市	343			336
	小山生産森林組合	安芸高田市	43			244
	五丹生産森林組合	安芸高田市	50			27
	桑田生産森林組合	安芸高田市	68			72
	堀迫生産森林組合	安芸高田市	32			43
	下保垣生産森林組合	安芸高田市	16			20
	宮下生産森林組合	安芸高田市	25			42
	合路生産森林組合	安芸高田市	21			107
	上中央生産森林組合	安芸高田市	27			26
	重信生産森林組合	安芸高田市	21			23
	岡谷組生産森林組合	安芸高田市	30			54
	下中央生産森林組合	安芸高田市	30			40
	有留生産森林組合	安芸高田市	208			339
	下布野生産森林組合	三次市	108			297
	横谷生産森林組合	三次市	80			273
	上作木生産森林組合	三次市	42			70
	大山第二生産森林組合	三次市	25			134
福田生産森林組合	庄原市	40			138	
南生産森林組合	庄原市	28			493	

注1 森林組合要覧 令和2年度版（令和元事業年度）

注2 生産森林組合の組合員所有森林面積は，組合所有森林面積。

イ 森林組合の事業内容

単位 金額：千円

事業の種類		取扱高	事業の内容		該当森林組合	
			種 別	金額		
販売部門	販売事業	117,416	木材	一般用材	100,555	安芸北, 西城, 東城
				パルプ材その他	14,438	全て
			乾しいたけ		79	東城
			その他		2,344	安芸北, 三次, 備北
	林産事業	1,317,524	木材	一般用材	1,237,310	全て
				パルプ材その他	80,214	全て
その他						
林産事業 (受託生産)	155,091	木材	一般用材・パルプ	155,091	三次, 備北, 西城, 東城	
				その他		
加工部門	加工製造事業	127	製材品		安芸北	
			その他		127 安芸北, 備北	
	加工製造事業 (受託加工)	製材品				
		その他				
森林整備部門	購買事業	60,093	山行苗木		21,357 三次を除く5森林組合	
			肥料		18 備北	
			林業用機械器具		21,313 三次地方除く5森林組合	
			林業用薬剤		2,201 全て	
			しいたけ等生産資材		1,986 甲奴, 備北, 西城, 東城	
			その他		13,218 全て	
	森林造成事業	1,056,213	造林	新植	104,628	三次を除く5森林組合
				その他	28,727	備北
			保育		493,499	全て
			治山		2,861	備北
			林道		192,698	甲奴, 三次, 備北
			その他		233,800	甲奴, 三次, 備北
			うち 受託手数料	42,364	造林	新植
	その他					
	保育				13,818	西城を除く5森林組合
	林道				7,623	甲奴, 三次
	その他				14,925	三次, 備北
	利用及び 福利厚生事業	694,236	病虫害防除		6,754	備北
			調査収入		83,464	全て
			物的施設		7,790	安芸北
			人的施設		231,519	安芸北
			林業機械利用料		151,264	全て
			造林補助金取扱手数料		16,983	甲奴を除く5森林組合
保険取扱手数料			614	全て		
支援交付金手数料等			11,220	甲奴, 三次		
その他		184,628	安芸北, 三次, 備北, 西城			
森林整備部門	金融事業	期末貸 出在高	中金資金			
			公庫資金			
			自己資金			
		受取 利息	中金資金			
			公庫資金			
			自己資金			
		手数料	中金資金			
			公庫資金			
自己資金						
		雑収入				

注 森林組合要覧 令和2年度版(令和元事業年度)

## (5) 林業事業体等の現況

単位：事業体数

区 分	育林業	素 材 生産業	特用林産 物生産業	林業サー ビス業	製材業、 木製品 製造業	木材卸売 業、製材 業	うち素材 市売市場
三次市	3			4	6	15	1
庄原市	5	4	1	2	6	34	
安芸高田市	4	1	1	1	3	12	
総 数	12	5	2	7	15	61	1

注1 平成28年経済センサス

注2 木材卸売業は、(一社)広島県木材組合連合会HPから抽出。

注3 うち素材市売市場は、広島県農林水産局林業課調べ。

## (6) 林業労働力の概況

単位：人

区 分	合計		男		女	
	雇い入れ た実経営 体数	実人数	雇い入れ た実経営 体数	実人数	雇い入れ た実経営 体数	実人数
三次市	4	40	4	39	1	1
庄原市	17	163	17	149	4	14
安芸高田市	5	66	4	58	4	8
総 数	26	269	25	246	9	23

注1 農林水産省大臣官房統計部「2020年農林業センサス」

注2 広島県市区町別統計表 林業経営体 雇用者の状況

注3 「-」は調査は行ったが事実のないもの

## (7) 林業機械化の概況

機械種名		単位	会社	森林組合	その他 森林組合	個人・ その他	合計
索道	索道重量式	セット					
	索道動力式	セット					
集材機	小型集材機	台	3			5	8
	大型集材機	台	9	5		10	24
モノケーブル		台				10	10
リモコンウィンチ		台					
自走式搬器		台	1				1
モノレール		台					
小型運材車	動力20ps未満	台	4	1		22	27
	動力20ps以上	台	16	7		3	26
ホイールタイプトラクタ		台	2			1	3
クローラタイプトラクタ		台	3			1	4
育林用トラクタ		台				1	1
フォークリフト		台	4	2		1	7
フォークローダ		台				2	2
クレーン	運材機能なし	台	1			7	8
	運材機能あり	台	5	3		3	11
グラップル	運材機能なし	台	25	7		3	35
	運材機能あり	台	1	2			3
トラクタショベル		台	1	1		3	5
ショベル系掘削機械		台	9	7		14	30
チェーンソー		台	84	42		1,062	1,188
チェーンソーリモコン装置		台					
刈払機		台	50	39		1,499	1,588
植穴掘機		台		1			1
動力枝打機	自動木登り式	台		5			5
	上記以外のもの	台				18	18
苗畑用トラクタ		台					
樹木粉碎機		台		2			2
フェラーバンチャ		台					
スキッド		台		1			1
プロセッサ		台	8	1			9
ハーベスタ		台	4	9			13
フォワーダ		台	1	5			6
タワーヤーダ		台					
スイングヤーダ		台	1				1
その他の高性能林業機械		台	14	6			20
グラップルソー		台	8	3		1	12

注 広島県農林水産局林業課調べ

(8) 作業路網等の整備の概況

単位 延長：m

区 分	路線数	延長
三 次 市	561	687,095
庄 原 市	1,124	998,192
安芸高田市	173	208,722
総 数	1,858	1,894,009

注 広島県農林水産局林業課調べ（令和2年3月31日現在）



#### 4 前期計画の実行状況

##### (1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：1,000m<sup>3</sup>，実行歩合：%

区 分	計 画			実 行			実行歩合		
	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数
総 数	723	1,080	1,803	633	438	1,071	88	41	59
針葉樹	412	1,080	1,492	349	438	787	85	41	53
広葉樹	311	—	311	284	—	284	91	—	91

##### (2) 間伐面積

単位 面積：ha，実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
15,429	14,328	93

##### (3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha，実行歩合：%

総 数			人工造林			天然更新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
4,225	3,646	86	2,045	594	29	2,180	3,052	140

##### (4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：m，実行歩合：%

区 分	開設延長			拡張箇所数		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
基 幹 路 網	14,732	8,661	59	18	4	22
うち林業専用道	3,857	1,323	34	—	—	—

##### (5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

###### ア 保安林の指定又は解除の面積

単位 面積：ha，実行歩合：%

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総数（実面積）	67,000	66,997	100	6.25	0.00	0
水源涵(かん)養のための保安林	59,527	60,057	101	6.10	0.00	0
災害防備のための保安林	6,281	5,893	94	0.15	0.00	0
保健・風致の保存等のための保安林	1,828	1,693	93	0.00	—	—

###### イ 治山事業の数量

単位 地区数，実行歩合：%

種 類	計 画	実 行	実行歩合
保安施設事業	38	27	71

## 5 今期計画の詳細

### (1) 伐採材積及び人工造林・天然更新の詳細

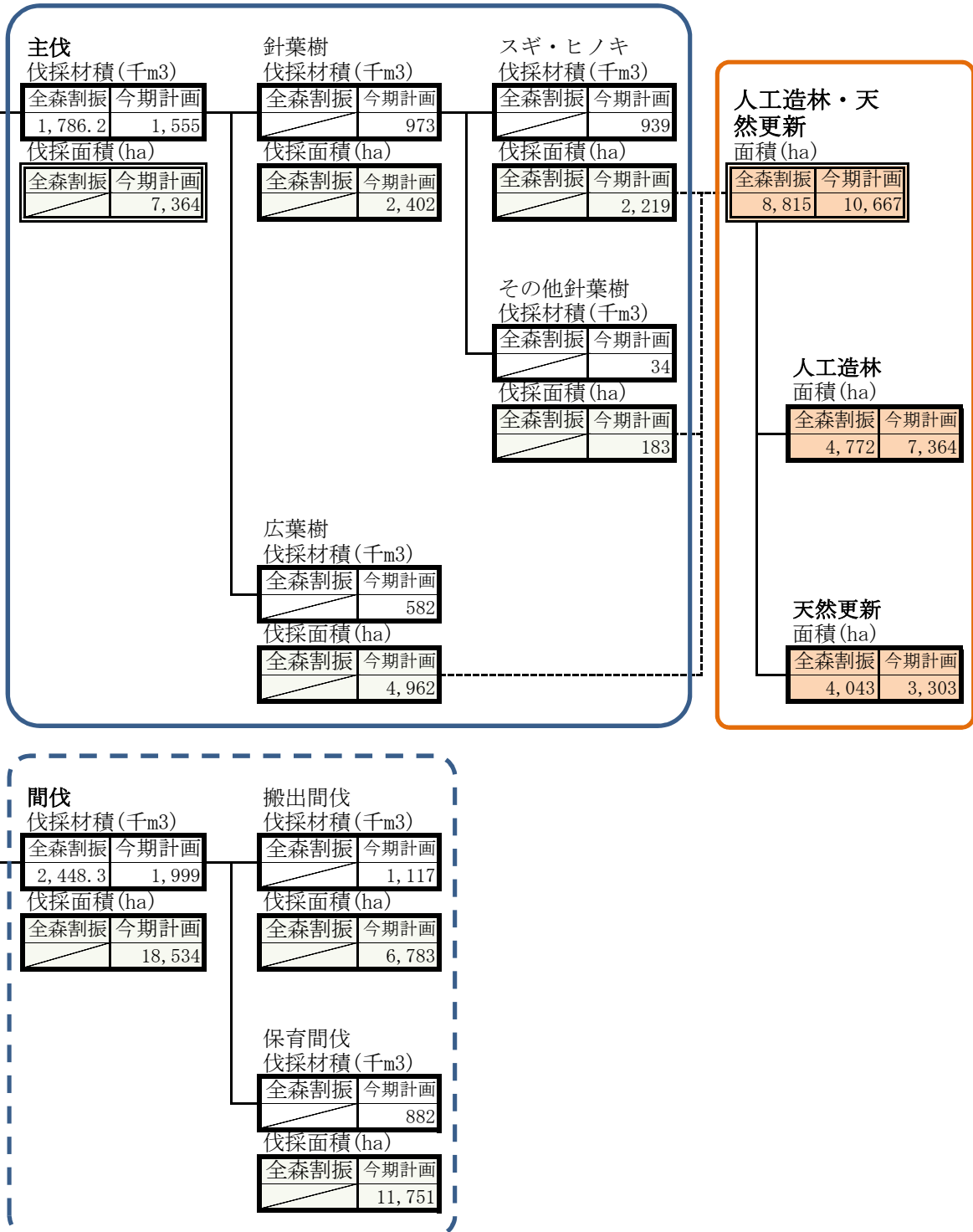
主伐・間伐

伐採材積(千m<sup>3</sup>) 伐採面積(ha)

全森割振	今期計画	全森割振	今期計画
4,234.5	3,554		25,898

全森割振：全国森林計画（計画期間：H31.4.1～H43.3.31の15年間）により、当該計画区に割り振られている計画量（今期計画に対応する期間分）

今期計画：地域森林計画（計画期間：R02.4.1～R13.3.31の10年間）の計画量



## 6 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

### (1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅，別荘， 工場等建物 敷地及び その附帯地	ダム・道路	採石採土	その他	合計
0	0	0	0	0	0	0

注1 農用地は，田，畑及び果樹園等である。

2 四捨五入のため，内訳の計と合計は必ずしも一致しない。

### (2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原野	農用地	その他	合計
0	0	0	0

注 四捨五入のため，内訳の計と合計は必ずしも一致しない。

# 7 林分密度管理図

(1) スギ林の収量比数Ryによる管理表

		上層樹高 m																																	
		数字は収量比数 (Ry)																																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
立木密度	3000	0.05	0.13	0.23	0.32	0.40	0.48	0.56	0.62	0.68	0.73	0.78	0.82	0.86	0.89	0.92	0.95	0.98	1.00																
	2900	0.05	0.13	0.23	0.31	0.39	0.47	0.54	0.61	0.67	0.72	0.77	0.81	0.85	0.88	0.91	0.94	0.97	0.99																
	2800	0.05	0.13	0.23	0.31	0.38	0.46	0.55	0.62	0.66	0.71	0.76	0.80	0.84	0.87	0.90	0.93	0.96	0.98	1.00															
	2700			0.21	0.29	0.37	0.45	0.52	0.59	0.64	0.70	0.74	0.79	0.83	0.86	0.89	0.92	0.95	0.97	0.99															
	2600			0.20	0.28	0.36	0.44	0.51	0.57	0.63	0.68	0.73	0.77	0.81	0.85	0.88	0.91	0.94	0.96	0.98															
	2500				0.27	0.35	0.43	0.50	0.56	0.62	0.67	0.71	0.75	0.79	0.82	0.84	0.87	0.90	0.93	0.95	0.97	0.99													
	2400				0.34	0.42	0.48	0.55	0.60	0.66	0.70	0.75	0.79	0.82	0.86	0.89	0.91	0.94	0.96	0.98	1.00														
	2300				0.33	0.40	0.47	0.53	0.59	0.64	0.69	0.73	0.77	0.81	0.84	0.87	0.90	0.93	0.95	0.97	0.99														
	2200					0.39	0.46	0.52	0.58	0.63	0.68	0.72	0.76	0.79	0.83	0.86	0.89	0.91	0.94	0.96	0.98	1.00													
	2100					0.38	0.44	0.50	0.56	0.61	0.66	0.70	0.74	0.78	0.81	0.84	0.87	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	1.00												
	2000					0.37	0.43	0.49	0.54	0.60	0.64	0.69	0.73	0.78	0.80	0.83	0.86	0.88	0.91	0.93	0.95	0.97	0.99	1.00											
	1900					0.35	0.41	0.47	0.53	0.58	0.63	0.67	0.71	0.75	0.77	0.79	0.81	0.83	0.85	0.87	0.89	0.91	0.94	0.96	0.97	0.99									
	1800					0.34	0.40	0.46	0.51	0.56	0.61	0.65	0.69	0.73	0.76	0.79	0.82	0.85	0.88	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	0.99										
	1700					0.38	0.44	0.49	0.54	0.59	0.64	0.68	0.72	0.76	0.79	0.81	0.83	0.86	0.88	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	0.99										
	1600						0.42	0.47	0.52	0.57	0.61	0.65	0.69	0.72	0.76	0.78	0.81	0.84	0.86	0.88	0.91	0.92	0.94	0.96	0.98	0.99									
	1500							0.45	0.50	0.55	0.59	0.63	0.67	0.70	0.73	0.76	0.79	0.81	0.83	0.85	0.87	0.89	0.91	0.92	0.94	0.96	0.97	0.99							
	1400								0.48	0.52	0.57	0.61	0.64	0.67	0.70	0.73	0.76	0.78	0.80	0.82	0.84	0.86	0.88	0.90	0.92	0.94	0.95	0.97	0.98						
	1300									0.46	0.50	0.54	0.58	0.62	0.65	0.68	0.71	0.74	0.77	0.79	0.82	0.84	0.86	0.88	0.90	0.92	0.93	0.95	0.96	0.98	0.99				
	1200										0.52	0.55	0.59	0.62	0.66	0.69	0.72	0.74	0.77	0.79	0.81	0.84	0.86	0.87	0.89	0.91	0.93	0.94	0.95	0.97					
1100											0.49	0.53	0.56	0.60	0.63	0.66	0.69	0.71	0.74	0.76	0.79	0.81	0.83	0.85	0.87	0.88	0.90	0.91	0.93	0.94					
1000												0.46	0.50	0.53	0.56	0.59	0.63	0.66	0.69	0.73	0.77	0.79	0.81	0.83	0.85	0.87	0.89	0.90	0.92						
900													0.43	0.46	0.50	0.53	0.56	0.59	0.62	0.64	0.67	0.69	0.72	0.74	0.76	0.78	0.80	0.82	0.84	0.85	0.87	0.88			
800														0.39	0.43	0.46	0.49	0.52	0.55	0.58	0.60	0.63	0.65	0.68	0.70	0.72	0.74	0.76	0.78	0.80	0.81	0.83	0.85		
700															0.39	0.42	0.45	0.48	0.51	0.53	0.56	0.59	0.61	0.63	0.65	0.67	0.69	0.71	0.73	0.75	0.77	0.79	0.80		
600																0.38	0.41	0.43	0.46	0.49	0.51	0.53	0.56	0.58	0.60	0.62	0.64	0.66	0.68	0.70	0.72	0.74	0.75		
500																	0.33	0.36	0.38	0.41	0.43	0.45	0.48	0.50	0.52	0.54	0.56	0.58	0.60	0.62	0.64	0.66	0.67	0.69	
400																		0.30	0.32	0.35	0.37	0.39	0.41	0.43	0.45	0.47	0.49	0.51	0.53	0.55	0.56	0.58	0.60	0.61	
300																			0.24	0.26	0.28	0.30	0.31	0.33	0.35	0.37	0.39	0.40	0.42	0.44	0.46	0.47	0.49	0.50	0.52
200																				0.20	0.21	0.23	0.24	0.26	0.27	0.29	0.30	0.31	0.33	0.34	0.36	0.37	0.38	0.40	
100																					0.11	0.12	0.12	0.13	0.14	0.15	0.16	0.17	0.18	0.19	0.20	0.20	0.21	0.22	0.23

地位		上層樹高(m)																																	
		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31									
地位	1等地 (地位指数で25.6m程度)	10	10	11	12	14	15	16	17	18	20	21	23	25	27	29	31	34	37	40	45	50	57	68	91	100以上									
	1~2の中間 (地位指数で22.4m程度)	10	11	13	14	15	16	18	19	21	23	25	27	29	32	35	39	44	49	57	70	100以上													
	2等地 (地位指数で19.2m程度)	11	13	14	16	17	19	21	23	25	27	30	34	38	42	49	57	73	100以上																

※↑ 枠内の数字は、その樹高に到達する林齢のこと 1~3等地で変わる

# 7 林分密度管理図

## (2)ヒノキ林の収量比数Ryによる管理表

		上層樹高 m																									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
立木密度	3000	0.02	0.07	0.14	0.22	0.32	0.41	0.50	0.58	0.66	0.72	0.78	0.84	0.88	0.92	0.96	0.99										
	2900	0.02	0.06	0.13	0.22	0.31	0.40	0.49	0.57	0.65	0.71	0.77	0.83	0.87	0.91	0.95	0.98										
	2800	0.02	0.06	0.13	0.21	0.30	0.39	0.48	0.56	0.63	0.70	0.76	0.81	0.86	0.90	0.94	0.97	1.00									
	2700	0.02	0.06	0.13	0.21	0.29	0.38	0.47	0.55	0.62	0.69	0.75	0.80	0.85	0.89	0.93	0.96	0.99									
	2600	0.02	0.06	0.12	0.20	0.28	0.37	0.46	0.54	0.61	0.68	0.74	0.79	0.84	0.88	0.92	0.95	0.98									
	2500	0.01	0.06	0.12	0.19	0.28	0.36	0.44	0.52	0.60	0.68	0.74	0.78	0.83	0.87	0.91	0.94	0.97	1.00								
	2400	0.01	0.05	0.11	0.19	0.27	0.35	0.43	0.51	0.58	0.65	0.71	0.77	0.82	0.87	0.90	0.93	0.96	0.99								
	2300	0.01	0.05	0.11	0.18	0.26	0.34	0.42	0.50	0.57	0.64	0.70	0.75	0.80	0.85	0.89	0.92	0.95	0.98								
	2200	0.01	0.05	0.10	0.17	0.25	0.33	0.41	0.48	0.56	0.62	0.68	0.74	0.79	0.83	0.87	0.91	0.94	0.97	0.99							
	2100	0.01	0.05	0.10	0.17	0.24	0.32	0.39	0.47	0.54	0.61	0.67	0.72	0.77	0.82	0.86	0.90	0.93	0.96	0.98							
	2000	0.01	0.04	0.10	0.16	0.23	0.31	0.38	0.46	0.53	0.59	0.65	0.71	0.76	0.81	0.85	0.89	0.92	0.94	0.97	1.00						
	1900	0.01	0.04	0.10	0.15	0.22	0.30	0.37	0.44	0.51	0.58	0.64	0.69	0.74	0.79	0.83	0.87	0.90	0.93	0.96	0.99						
	1800	0.01	0.04	0.10	0.15	0.21	0.28	0.35	0.42	0.49	0.56	0.62	0.67	0.72	0.77	0.81	0.85	0.89	0.92	0.94	0.97	1.00					
	1700					0.27	0.34	0.41	0.48	0.55	0.62	0.69	0.75	0.79	0.83	0.87	0.90	0.93	0.96	0.99	1.00						
	1600					0.26	0.32	0.39	0.46	0.52	0.58	0.63	0.69	0.73	0.78	0.82	0.85	0.88	0.91	0.94	0.96	0.99					
	1500					0.24	0.31	0.37	0.44	0.50	0.56	0.61	0.67	0.71	0.76	0.80	0.84	0.88	0.91	0.94	0.97	0.99					
	1400					0.29	0.36	0.42	0.48	0.54	0.59	0.64	0.69	0.73	0.77	0.81	0.84	0.88	0.90	0.93	0.95	0.98	1.00				
	1300					0.28	0.34	0.40	0.46	0.51	0.57	0.62	0.67	0.71	0.75	0.79	0.82	0.85	0.88	0.91	0.93	0.96	0.98	1.00			
	1200					0.26	0.32	0.38	0.43	0.49	0.54	0.59	0.64	0.68	0.72	0.76	0.80	0.83	0.86	0.89	0.91	0.94	0.96	0.98	1.00		
	1100					0.30	0.35	0.41	0.46	0.51	0.56	0.61	0.66	0.70	0.74	0.77	0.81	0.84	0.88	0.91	0.94	0.96	0.98	1.00			
1000					0.28	0.33	0.38	0.43	0.49	0.53	0.58	0.63	0.67	0.71	0.75	0.79	0.82	0.85	0.88	0.91	0.93	0.95	0.98	1.00			
900					0.35	0.40	0.45	0.50	0.55	0.59	0.63	0.67	0.71	0.75	0.79	0.82	0.85	0.88	0.91	0.93	0.95	0.98	1.00				
800					0.32	0.37	0.42	0.47	0.51	0.55	0.59	0.63	0.67	0.71	0.75	0.79	0.82	0.85	0.88	0.91	0.93	0.95	0.98	1.00			
700					0.34	0.38	0.43	0.47	0.51	0.55	0.59	0.62	0.66	0.70	0.74	0.77	0.81	0.84	0.88	0.91	0.93	0.95	0.98	1.00			
600					0.30	0.34	0.38	0.42	0.46	0.50	0.54	0.57	0.61	0.64	0.67	0.70	0.73	0.76	0.78	0.80	0.83	0.85	0.87	0.89	0.91	0.93	
500					0.37	0.41	0.45	0.48	0.52	0.55	0.58	0.61	0.64	0.67	0.70	0.73	0.76	0.78	0.80	0.83	0.85	0.87	0.89	0.91	0.93	0.95	
400					0.32	0.35	0.38	0.42	0.45	0.48	0.51	0.54	0.57	0.60	0.62	0.65	0.68	0.70	0.73	0.76	0.78	0.80	0.83	0.85	0.87	0.89	
300																											
200																											
100																											

3000本植栽

2000本植栽

赤いエリアは収量比数Ryが0.80を超える林分で、肥大生長に影響するほか、冠雪害を受けやすいため、収穫直前以外の管理では白いエリアになるように管理する。

保育間伐のエリア

収入間伐・主伐のエリア

白いエリアは、赤いラインから離れるほど、それぞれの上層樹高に対して本数が少なく、材積の収穫量が小さくなる。

表の数字は、混み合い度の指標で収量比数(RY)を表示している。最多密度(ある樹高での上限の本数密度)を1としたときの相対的な混み具合を示す。

地位		上層樹高(m)																								
		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26					
1等地 (地位指数で20.5程度)	10	11	12	14	15	17	19	21	23	25	28	30	33	37	41	46	53	61	75	100以上						
	11	12	14	16	17	19	22	24	27	30	33	37	42	48	55	67	89	100以上								
	12	14	16	18	20	23	26	29	33	37	43	50	59	76	100以上											
2等地 (地位指数で16.4程度)																										林齢(年)

※↑枠内の数字は、その樹高に到達する林齢のこと 1~3等地で変わる

## 8 主伐上限量の目安

### (1)主伐上限量の目安

第1表 主伐(皆伐)上限量の目安(千 $m^3$ )

主伐(皆伐)上限量の目安(千 $m^3$ )	
スギ	136.4
ヒノキ	328.9
総計	465.3

### (2)再造林率に応じた持続的伐採可能量

第2表 再造林率に応じた持続的伐採可能量(年間)

再造林率(%)	持続的伐採可能量(千 $m^3$ )	間伐立木材積(千 $m^3$ )	合計(千 $m^3$ )
100	46.5	184.2	230.7
90	41.9		226.1
80	37.2		221.4
70	32.6		216.8
60	27.9		212.1
50	23.3		207.5
40	18.6		202.8
30	14.0		198.2
20	9.3		193.5
10	4.7		188.9